



第2次 松野町人口ビジョン 及び 第2次 森の国松野町 まち・ひと・しごと創生 総合戦略



令和2年(2020年)3月

松 野 町



第2次松野町人口ビジョン
及び
第2次森の国松野町
まち・ひと・しごと創生総合戦略

令和2年（2020年）3月

松 野 町

【目 次】

第1編 第2次松野町人口ビジョン

第1章 人口ビジョンの位置づけ	3
1 人口ビジョンの策定の目的	3
2 人口ビジョンの期間	3
第2章 人口の現状分析	4
1 人口動向分析	4
第3章 将来展望に向けた調査分析	27
1 人口減少対策に関する意識・希望調査の実施	27
2 調査の結果	28
第4章 将来人口の推計と分析	47
1 将来人口推計	47
第5章 将来人口の展望	63
1 現状と課題の整理	63
2 将来の方向	63
3 人口の将来展望	64

第2編 第2次森の国松野町まち・ひと・しごと創生総合戦略

第1章 総合戦略策定の趣旨	69
1 計画の目的	69
2 計画の位置づけ	69
3 計画の期間	69
第2章 国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の総括	70
1 第2期の主な取組の方向性	70
2 第2期「総合戦略」の政策体系	71

第3章 第1次「森の国松野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の総括	72
1 第1次の目標.....	72
2 第1次の評価.....	73
第4章 取組内容と基本目標	84
1 求められる取組内容.....	84
2 基本目標.....	85
3 目標値（K G I）	86
第5章 取組の展開	87
1 生活環境を向上し、転入者の増加と転出者の抑制を図る	87
2 子育て・教育環境を強化し、子育て世代の増加を図る	91
3 本町のブランド化を推進し、関係人口と交流人口を拡大する	94
4 産業を活性化し、就業人口の増加を図る	98
第6章 総合戦略の進捗管理	102
1 進捗管理の考え方.....	102
2 進捗管理の体制.....	103

資料編

1 森の国総合戦略推進会議設置要綱.....	107
2 森の国総合戦略推進会議委員名簿.....	108
3 森の国総合戦略推進本部設置要綱.....	109
4 策定の経緯.....	111
5 まち・ひと・しごと創生法.....	113

第1編

第2次松野町人口ビジョン

第1章 人口ビジョンの位置づけ

1 人口ビジョンの策定の目的

急速な少子高齢化の進展と東京圏の一極集中を是正するため、我が国では平成 26（2014）年 11 月 28 日に公布・施行されたまち・ひと・しごと創生法に基づき、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、総合的かつ計画的に取り組んできました。

その結果、国においては、地方の若者の就業率、訪日外国人旅行者数、農林水産物・食品の輸出額は一貫して増加傾向にあるなど、しごとの創生に関しては一定の成果が見られた一方で、東京圏への転入超過は、令和 2（2020）年の均衡目標に対し、平成 30（2018）年は 13.6 万人となっており、地方創生がスタートした平成 26（2014）年からは一貫して増加しており、更なる取組が課題として残されています。

また、地方においては、地域社会の担い手の減少や地域経済の縮小により、更に人口減少を加速させ負の連鎖に陥るとともに、「まち」の機能が低下し、地域の魅力・活力が損なわれ、生活サービスの維持が困難になっているところも多くあります。

本町では、まち・ひと・しごと創生法に基づき、将来における人口減少の抑制を図るために、令和 42（2060）年までを見通した第 1 次「松野町人口ビジョン」を踏まえ、「地方版総合戦略」である第 1 次「森の国松野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成 28（2016）年 3 月に策定し、平成 27（2015）年度から令和元（2019）年度の 5 年間にわたり様々な取組を進めてきました。

しかし、本町を取り巻く厳しい状況は依然として続いており、改めて人口の現状と将来の展望を提示する人口ビジョンの策定を行い、その対策としての「第 2 次森の国松野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するものとします。

2 人口ビジョンの期間

本人口ビジョンの期間は、令和 47（2065）年までとします。

なお、「第 2 次森の国松野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間が令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度の 5 年間であることから、必要に応じて令和 6 年度時点における将来人口等についても整理するものとします。

第2章 人口の現状分析

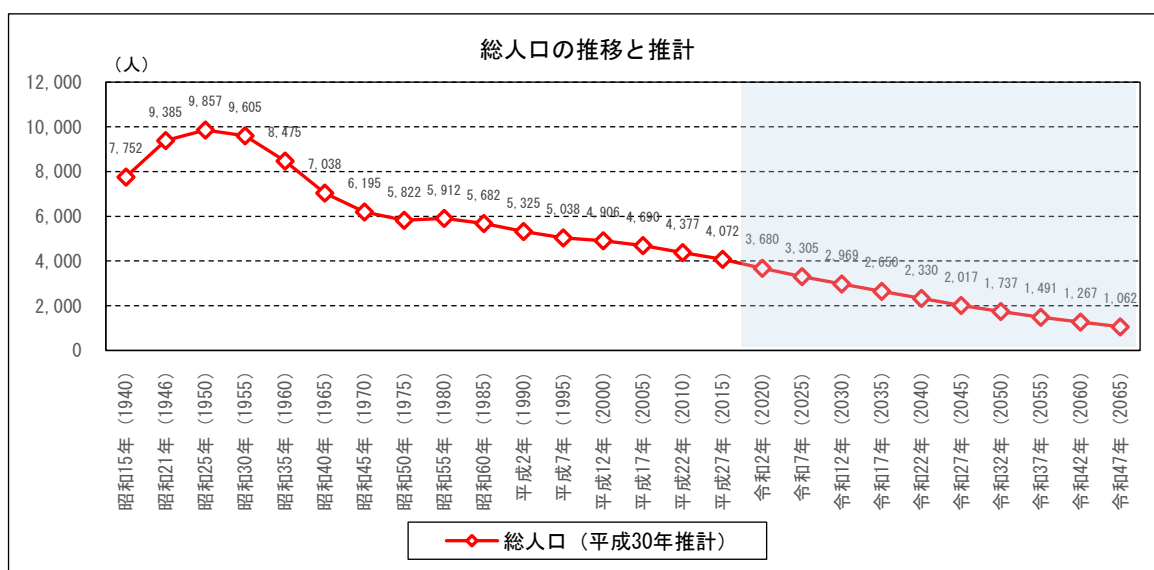
1 人口動向分析

(1) 総人口の推移と将来推計

本町の人口は、昭和 25（1950）年をピークに減少しており、平成 27（2015）年には 4,072 人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計（平成 30（2018）年 3 月）によると、令和 22（2040）年の人口は 2,330 人で、平成 27（2015）年の約 57.2%になると想定されています。

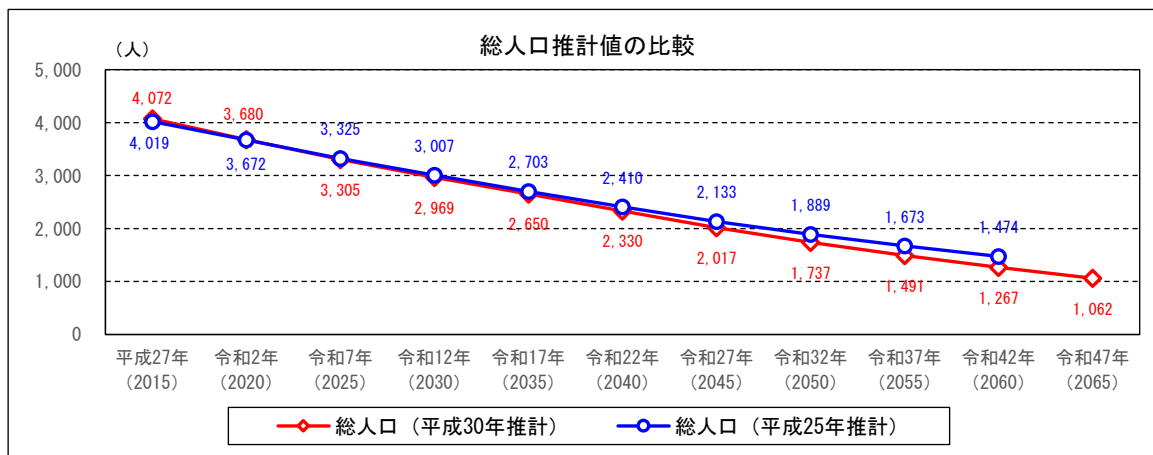
また、それ以降も減少傾向は続き、令和 47（2065）年には 1,062 人になると想定されます。



※網掛け部分は推計範囲。

資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

なお、国立社会保障・人口問題研究所が実施した平成 25（2013）年推計と平成 30（2018）年推計を比較すると以下のとおりであり、平成 30（2018）年推計における減少傾向は更に強まる結果となっています。



※平成 30 年推計における平成 27 年（2015）数値は実績値。

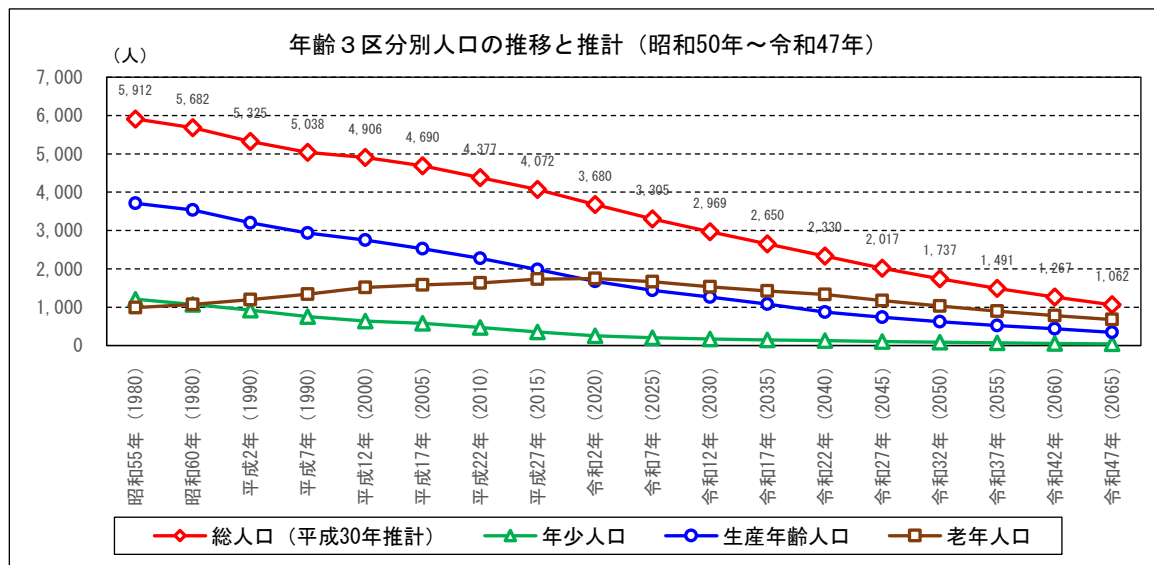
資料：国立社会保障・人口問題研究所

(2) 年齢3区分別人口の推移と将来推計

平成 27 (2015) 年までの本町の年齢 3 区分別人口は、年少人口 (0 歳～14 歳) と生産年齢人口 (15 歳～64 歳) は減少傾向が続いています。一方、老年人口 (65 歳以上) は増加傾向が続いており、平成 2 (1990) 年以降は、年少人口を逆転して多くなっています。

令和 2 (2020) 年以降も、年少人口と生産年齢人口は減少傾向が続くものと推計されています。

老年人口は、令和 2 (2020) 年に生産年齢人口より多くなりますが、増加が令和 2 (2020) 年にピークを迎え、その後、減少に転じると推計されています。



※網掛け部分は推計範囲。

資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

単位：人

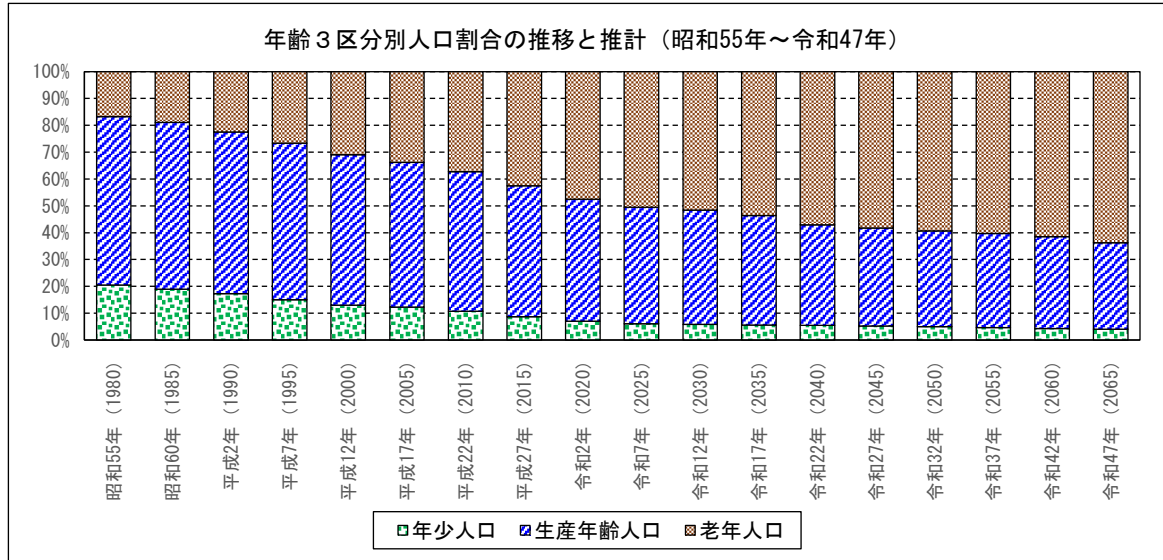
	昭和 55 年 (1980)	昭和 60 年 (1985)	平成 2 年 (1990)	平成 7 年 (1995)	平成 12 年 (2000)	平成 17 年 (2005)
総人口	5,912	5,682	5,325	5,038	4,906	4,690
年少人口 (0 歳～14 歳)	1,209	1,075	923	759	636	577
生産年齢人口 (15 歳～64 歳)	3,711	3,533	3,206	2,937	2,753	2,528
老年人口 (65 歳以上)	992	1,074	1,196	1,342	1,517	1,585

	平成 22 年 (2010)	平成 27 年 (2015)	令和 2 年 (2020)	令和 7 年 (2025)	令和 12 年 (2030)	令和 17 年 (2035)
総人口	4,377	4,072	3,680	3,305	2,969	2,650
年少人口 (0 歳～14 歳)	471	354	257	200	173	147
生産年齢人口 (15 歳～64 歳)	2,274	1,986	1,675	1,437	1,264	1,082
老年人口 (65 歳以上)	1,632	1,732	1,748	1,668	1,532	1,421

	令和 22 年 (2040)	令和 27 年 (2045)	令和 32 年 (2050)	令和 37 年 (2055)	令和 42 年 (2060)	令和 47 年 (2065)
総人口	2,330	2,017	1,737	1,491	1,267	1,062
年少人口 (0 歳～14 歳)	127	107	87	69	54	42
生産年齢人口 (15 歳～64 歳)	872	736	620	523	434	343
老年人口 (65 歳以上)	1,331	1,174	1,030	899	779	677

本町の年齢3区分別人口割合は、年少人口割合と生産年齢人口割合の減少が続き、老年人口割合が増加し続けています。

老年人口割合は、令和2（2020）年に生産年齢人口割合より多くなり、令和7（2025）年には全体の5割を占め、令和37（2055）年には全体の6割を占めると推計されております。



※網掛け部分は推計範囲。

資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

単位：％

	昭和55年 (1980)	昭和60年 (1985)	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
年少人口 (0歳～14歳)	20.4	18.9	17.3	15.1	13.0	12.3	10.7	8.7	7.0
生産年齢人口 (15歳～64歳)	62.8	62.2	60.2	58.3	56.1	53.9	52.0	48.8	45.5
老年人口 (65歳以上)	16.8	18.9	22.5	26.6	30.9	33.8	37.3	42.5	47.5

	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	令和32年 (2050)	令和37年 (2055)	令和42年 (2060)	令和47年 (2065)
年少人口 (0歳～14歳)	6.0	5.8	5.6	5.4	5.3	5.0	4.6	4.2	4.0
生産年齢人口 (15歳～64歳)	43.5	42.6	40.8	37.5	36.5	35.7	35.1	34.3	32.3
老年人口 (65歳以上)	50.5	51.6	53.6	57.1	58.2	59.3	60.3	61.5	63.7

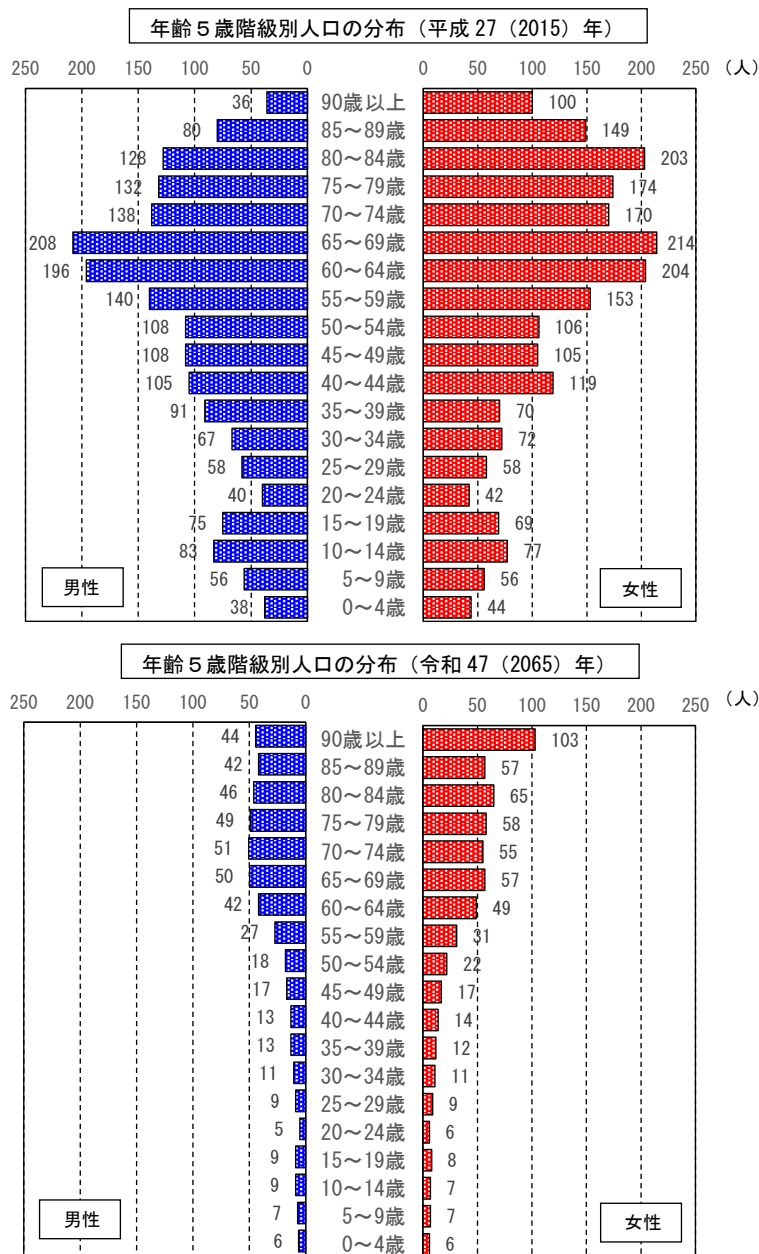
なお、国立社会保障・人口問題研究所が実施した平成25（2013）年推計と平成30（2018）年推計を比較すると以下のとおりであり、平成30（2018）年推計における年少人口割合と生産年齢人口割合の減少は更に強まる結果となっています。

単位：％

年	区分	平成30年推計	平成25年推計
平成22年 (2010)	年少人口（0歳～14歳）	—	10.8
	生産年齢人口（15歳～64歳）	—	51.9
	老年人口（65歳以上）	—	37.3
令和32年 (2050)	年少人口（0歳～14歳）	5.0	7.4
	生産年齢人口（15歳～64歳）	35.7	40.4
	老年人口（65歳以上）	59.3	52.2
令和42年 (2060)	年少人口（0歳～14歳）	4.2	7.1
	生産年齢人口（15歳～64歳）	34.2	44.3
	老年人口（65歳以上）	61.5	48.6

平成 27（2015）年の年齢 5 歳階級別人口の分布をみると、男性、女性ともに 65～69 歳の人口が最も多くなっています。また、年齢が低くなるにつれて、人口も少なくなっており、男性、女性ともに 20～24 歳の人口が著しく少ない状況となっています。

令和 47（2065）年になると、男性は 65～69 歳、70～74 歳及び 75～79 歳の階級が 50 人前後と最も多くなっていますが、女性は 90 歳以上の人口が最も多くなり、特に女性の高齢化が顕著となっています。



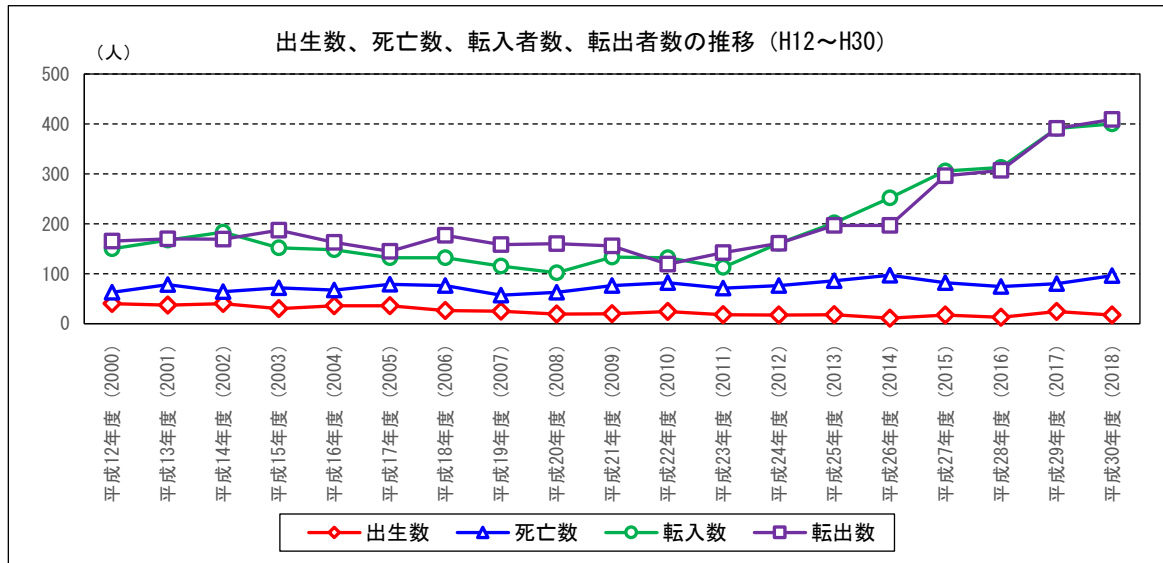
資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

(3) 出生数、死亡数、転入者数及び転出者数の推移

本町の出生数は、平成 17（2005）年度まで約 30～40 人で推移していましたが、その後は減少傾向にあり、平成 30（2018）年度には 17 人となっています。

また、死亡数は、平成 12（2000）年度から平成 30（2018）年度にかけて、増減を繰り返しながら 60 人から 100 人未満で推移しています。

転入数は、平成 23（2011）年度以降増加し続けていますが、転出数も同様に増加し続けています。この要因としては、福祉施設の新規開設や語学研修生の短期間における転入・転出が大きく関係していると考えられます。



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

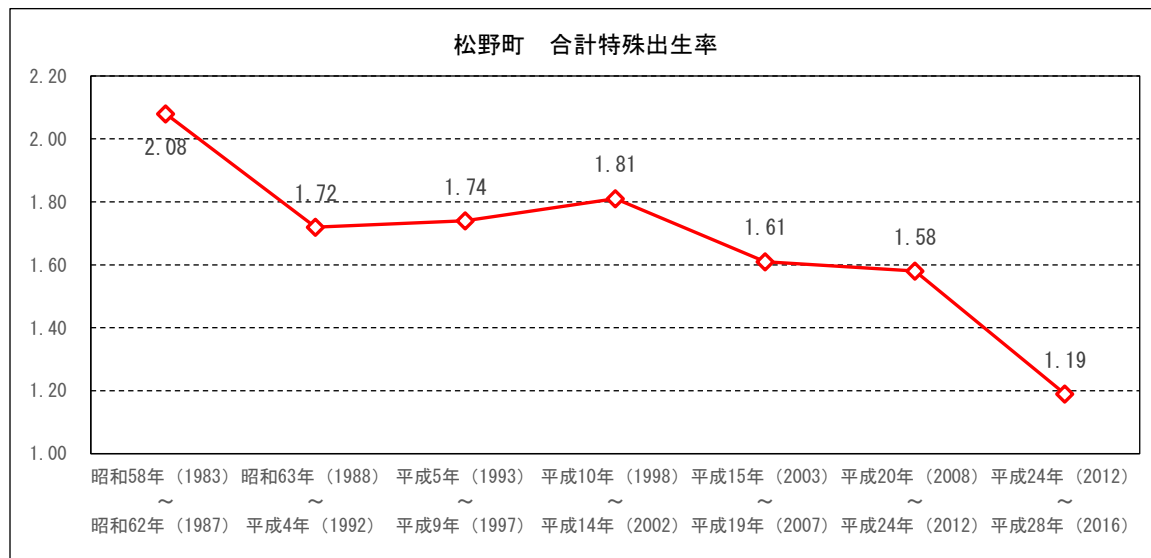
単位：人

	平成12年度 (2000)	平成13年度 (2001)	平成14年度 (2002)	平成15年度 (2003)	平成16年度 (2004)	平成17年度 (2005)	平成18年度 (2006)
出生数	40	37	40	30	36	36	26
死亡数	63	78	64	72	67	79	76
転入数	150	167	183	152	148	132	132
転出数	165	170	169	187	163	145	177

	平成19年度 (2007)	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)
出生数	25	19	20	24	18	17	18
死亡数	57	63	76	82	71	76	86
転入数	115	102	133	132	113	161	202
転出数	158	160	156	119	142	161	197

	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
出生数	11	17	13	24	17
死亡数	97	82	74	80	96
転入数	252	306	313	391	400
転出数	197	296	307	391	409

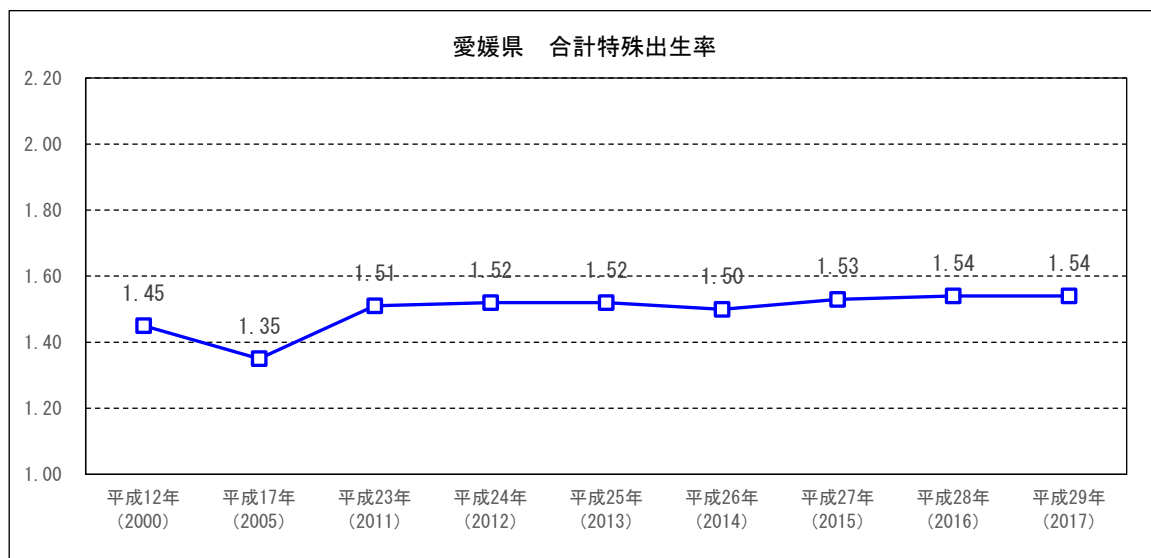
本町の合計特殊出生率は、昭和 58（1983）年から昭和 62（1987）年にかけては 2.08 ですが、その後増減を繰り返しながら減少を続け、平成 20（2008）年から平成 24（2012）年にかけては 1.58、平成 24（2012）年から平成 28（2016）年にかけては 1.19 まで減少しました。



資料：人口動態保健所・市区町村別統計（人口動態統計特殊報告）

注：合計特殊出生率は、「15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。

愛媛県の合計特殊出生率は、平成 17（2005）年には最低の 1.35 になっていましたが、その後増加に転じ、平成 29（2017）年には 1.54 となっています。

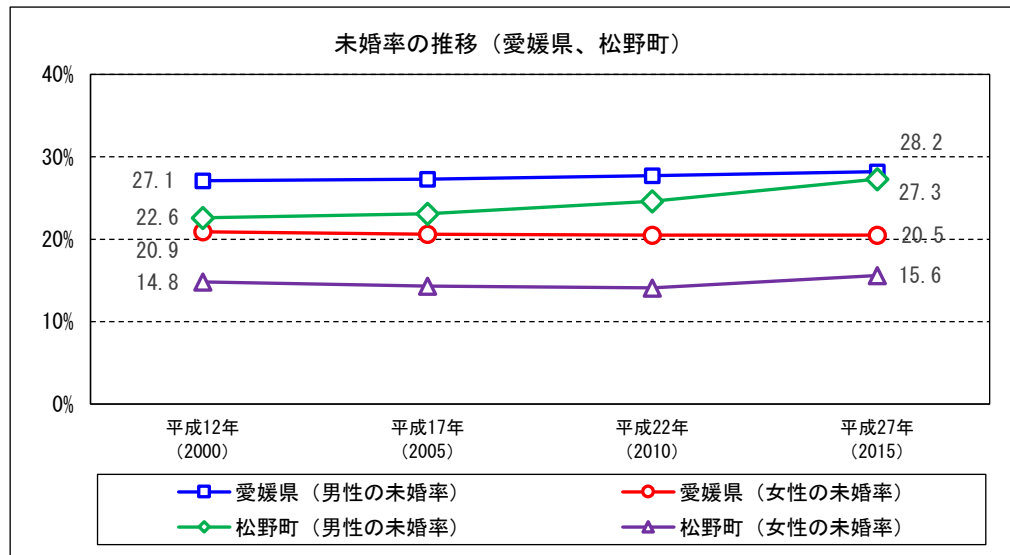


資料：えひめの衛生統計等

(4) 未婚率の推移

本町の男性の未婚率は増加傾向にあり、平成 12（2000）年には 22.6%だったものが、平成 27（2015）年には 27.3%となり、愛媛県の男性の未婚率よりもわずかに低い状況になっています。

また、女性の未婚率は平成 12（2000）年には 14.8%でしたが、平成 27（2015）年には 15.6%とわずかに増加しています。

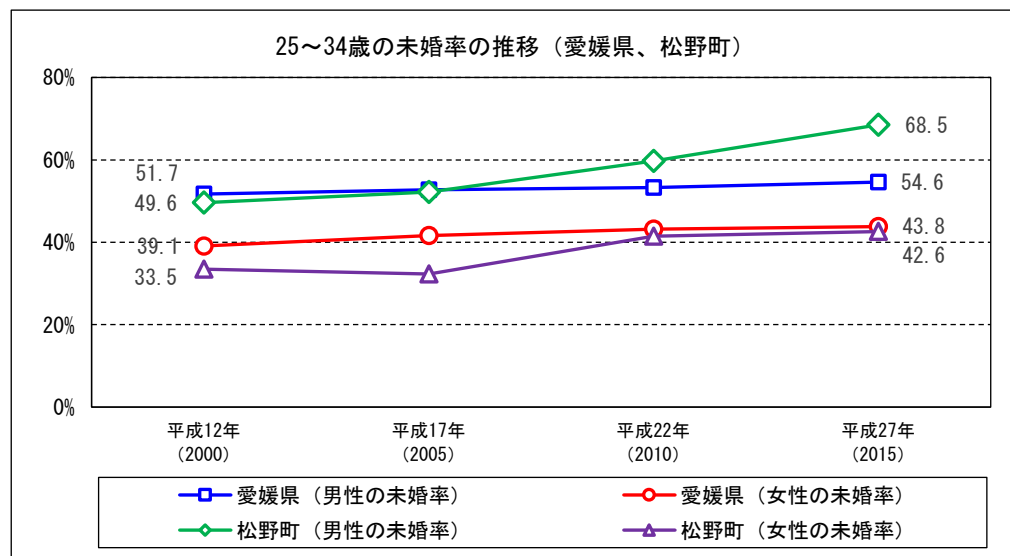


※未婚率は、15歳以上の結婚したことがない人の割合（配偶者関係不詳を除く） 資料：国勢調査

その一方で、本町の 25～34 歳の未婚率は、男性、女性ともに増加しており、平成 27（2015）年では、男性が 68.5%、女性が 42.6%となっています。

男性の 25～34 歳の未婚率は、平成 22（2010）年以降、愛媛県と比べて高くなっています。

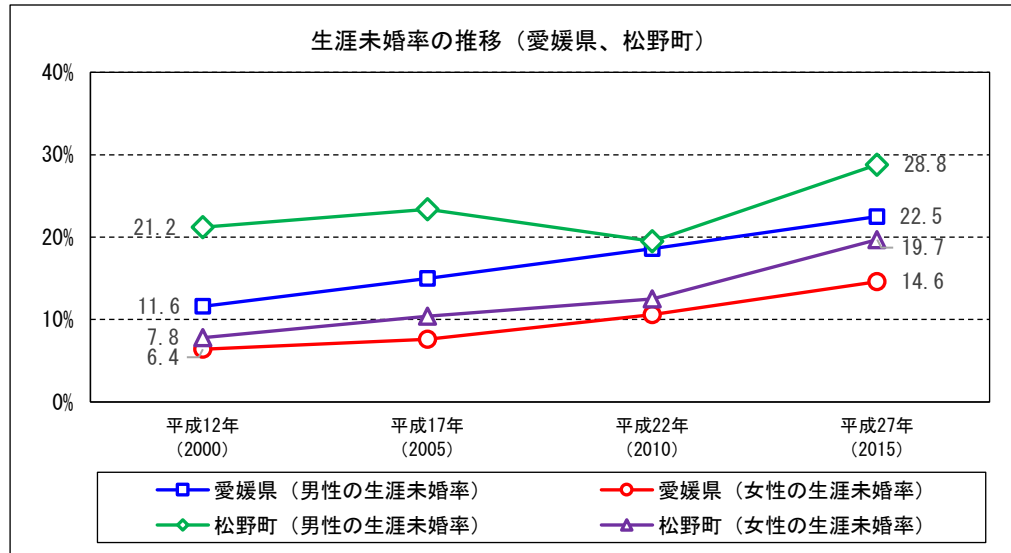
女性の 25～34 歳の未婚率は、平成 22（2010）年以降、愛媛県と比べてわずかに低くなっています。



※25～34歳の結婚したことがない人の割合（配偶者関係不詳を除く） 資料：国勢調査

本町の生涯未婚率は、男性、女性ともに愛媛県と比べて高くなっています。

なお、本町の女性の生涯未婚率は、平成 12（2000）年に 7.8%だったものが、平成 27（2015）年には 19.7%まで増加しております。また、本町の男性の生涯未婚率は、平成 22（2010）年に減少しましたが、平成 27（2015）年には再び増加に転じ 28.8%となっています。

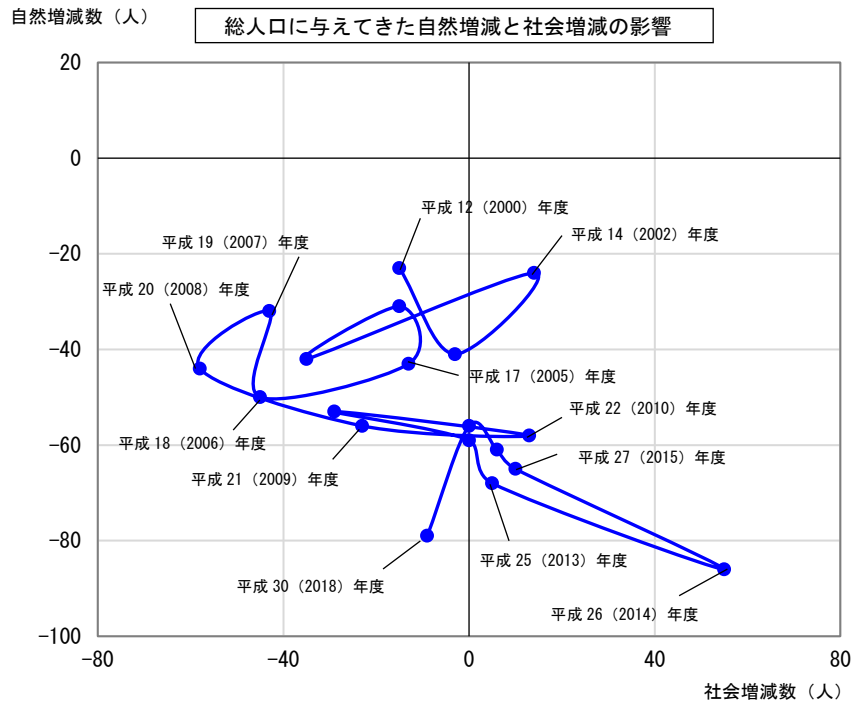


※生涯未婚率は、45～49 歳と 50～54 歳の未婚率の平均（配偶者関係不詳を除く） 資料：国勢調査

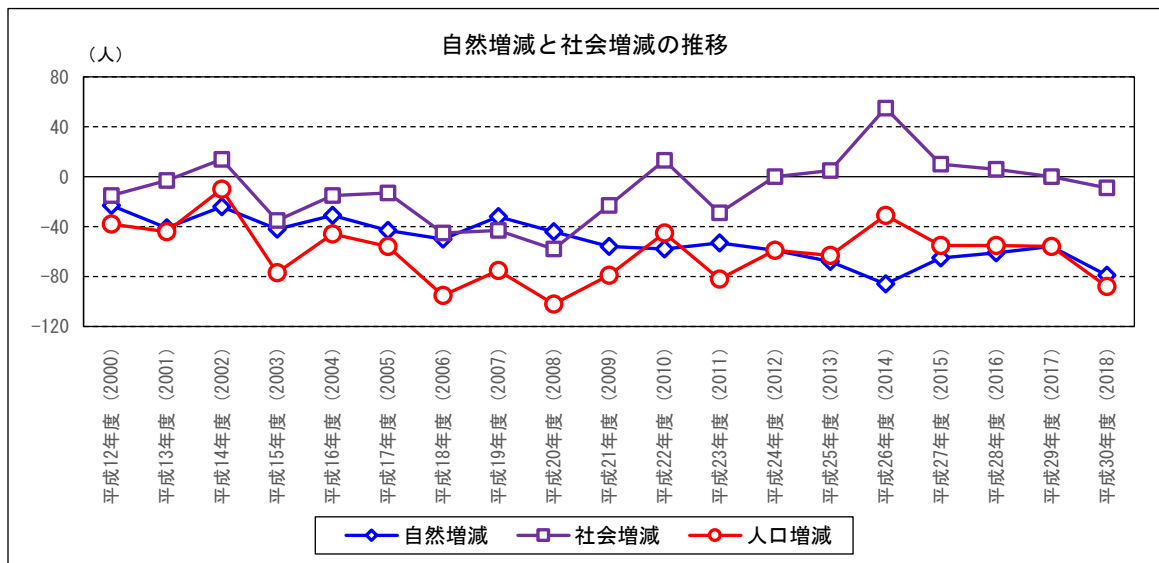
(5) 総人口の推移に与えてきた自然増減及び社会増減

平成 12 (2000) 年度の自然増減と社会増減をみると、自然減 (-23 人)、社会減 (-15 人) であったものが、平成 20 (2008) 年度には大きな社会減 (-58 人) と大きな自然減 (-44 人) となり、平成 30 (2018) 年度には大きな自然減 (-79 人) とわずかな社会減 (-9 人) となっています。

また、平成 12 (2000) 年度から平成 30 (2018) 年度までの全ての期間において自然減が続いています。



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査



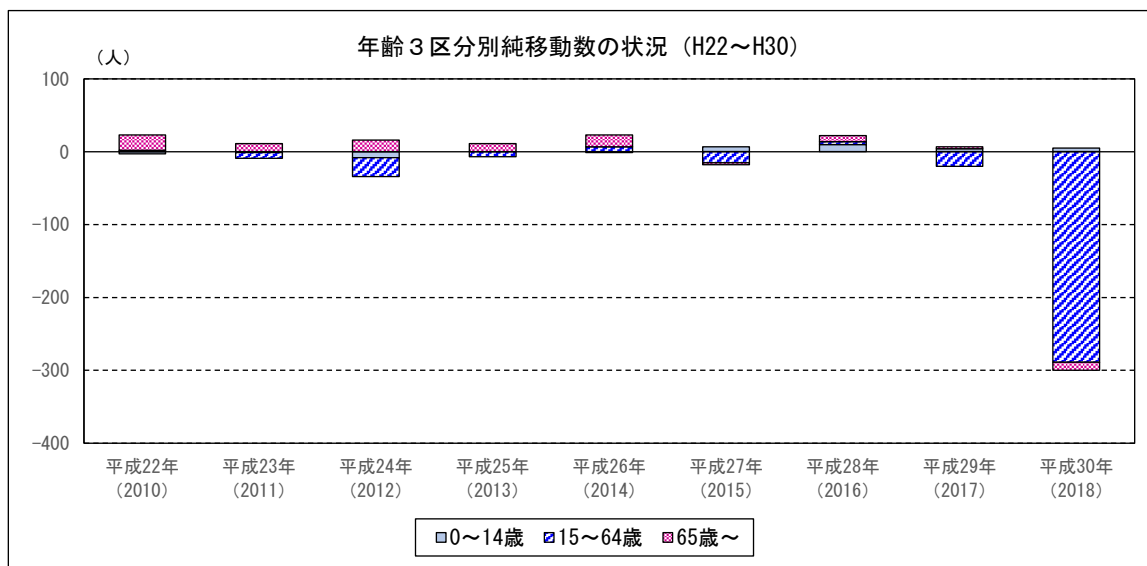
資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

(6) 年齢階級別の人口移動の状況

0～14 歳（年少人口）の純移動数は、平成 27（2015）年以降、わずかですが転入超過となっています。

15～64 歳（生産年齢人口）の純移動数は、平成 30（2018）年まで転入超過と転出超過を繰り返しています。

65 歳以上（老年人口）の純移動数は、平成 22（2010）年から平成 26（2014）年まで転入超過となっていますが、平成 27（2015）年から平成 30（2018）年までは転出超過と転入超過を繰り返しています。



資料：住民基本台帳移動報告

単位：人

	純移動数 (総数)	0～14 歳	15～64 歳	65 歳～
平成 22 年 (2010)	20	-3	2	21
平成 23 年 (2011)	2	-1	-8	11
平成 24 年 (2012)	-18	-8	-26	16
平成 25 年 (2013)	4	0	-7	11
平成 26 年 (2014)	22	-1	7	16
平成 27 年 (2015)	-11	7	-15	-3
平成 28 年 (2016)	22	10	4	8
平成 29 年 (2017)	-13	4	-20	3
平成 30 年 (2018)	-19 (-295)	5 (5)	-13 (-289)	-11 (-11)

※平成 30 年の括弧書きの数字は外国人を含んだもの。

(7) 地域間の移動の状況

①転入・転出の概況

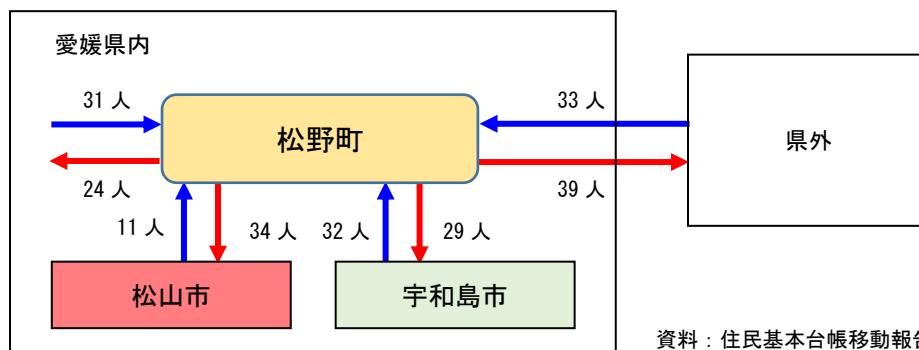
本町の日本人のみの移動状況をみると、平成 30（2018）年は 19 人の転出超過となっています。

平成 30（2018）年の転入元の内訳をみると、愛媛県内が 74 人と最も多く、転入全体の 69.2%を占めており、中でも宇和島市が 32 人と多くなっています。

一方、転出先の内訳をみると、愛媛県内が 87 人と最も多く、転出全体の 69.0%を占めており、中でも松山市が 34 人と最も多く、宇和島市が 29 人となっています。

県外では、転入数よりも転出数の方がわずかに多くなっていますが、これらを含め本町全体では転出超過となっています。

【平成 30（2018）年（日本人）】



単位：人

区 分	転入数	転出数	純移動数
松 山 市	11	34	-23
宇和島市	32	29	3
その他県内市町	31	24	7
県 外	33	39	-6
合 計	107	126	-19

また、平成 26（2014）年と比較すると、宇和島市からの転出入数は多少の差はあるものの、大きな差異は出ていません。（※ただし、平成 30（2018）年は転出超過、平成 26（2014）年は転入超過。）

【参考】平成 26（2014）年】

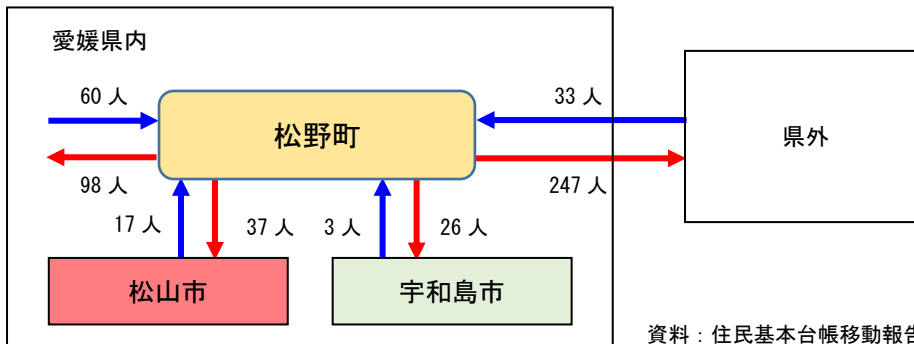
単位：人

区 分	転入数	転出数	純移動数
宇和島市	26	30	-4
その他県内市町	73	46	27
県 外	33	34	-1
合 計	132	110	22

外国人を含めた本町の移動状況をみると、平成 30（2018）年は 295 人の大幅な転出超過となっており、これは外国人の語学研修が要因と想定されます。

また、住民基本台帳移動報告（平成 30 年）を見ると、本町では、その他（従前の住所が不詳の者及び転出から転入までの期間が 1 年以上の者など）に分類されているものが 281 人いることや 8 頁に記載している平成 30（2018）年度の転出者（409 人）と転入者（400 人）がほぼ均衡していることから、短期の語学研修により外国人の転入と転出がなされているものと推察できます。

【【参考】平成 30（2018）年（外国人含む）】

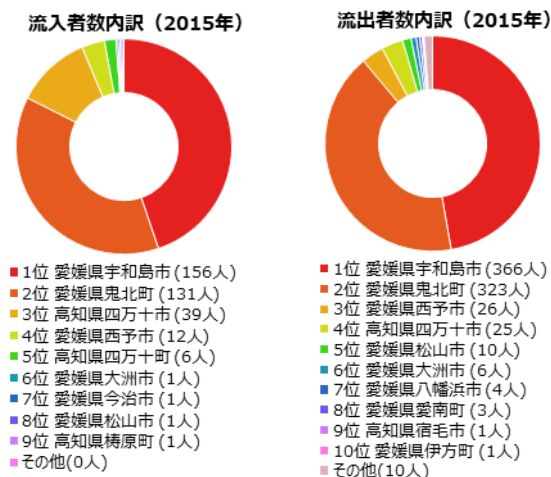


資料：住民基本台帳移動報告（平成 30 年）

単位：人

区 分	転入数	転出数	純移動数
松 山 市	17	37	-20
宇和島市	3	26	-23
その他県内市町	60	98	-38
県 外	33	247	-214
合 計	113	408	-295

【（参考）流入者数・流出者数の上位地域】

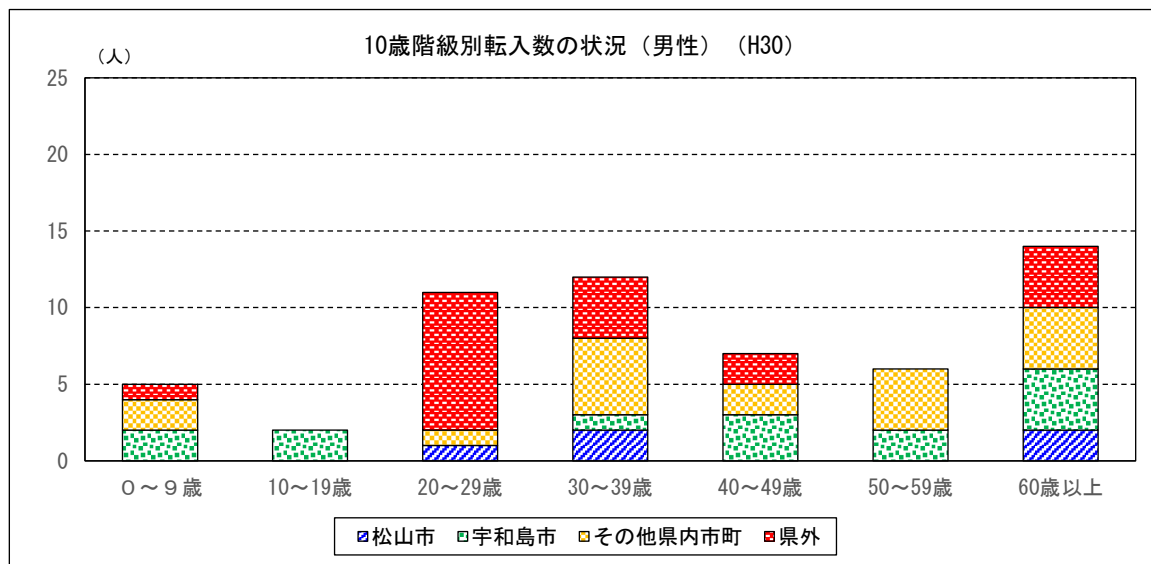


資料：RESAS、国勢調査（平成 27 年）

②男女別転入・転出の状況

平成 30（2018）年における男性の年齢 10 歳階級別転入数の状況をみると、転入数が多いのは 60 歳以上となっており、次いで、30～39 歳、20～29 歳と続いています。

20～29 歳の転入元は県外が多くなっており、60 歳以上の転入元は、宇和島市、その他県内市町、県外が同数となっています。

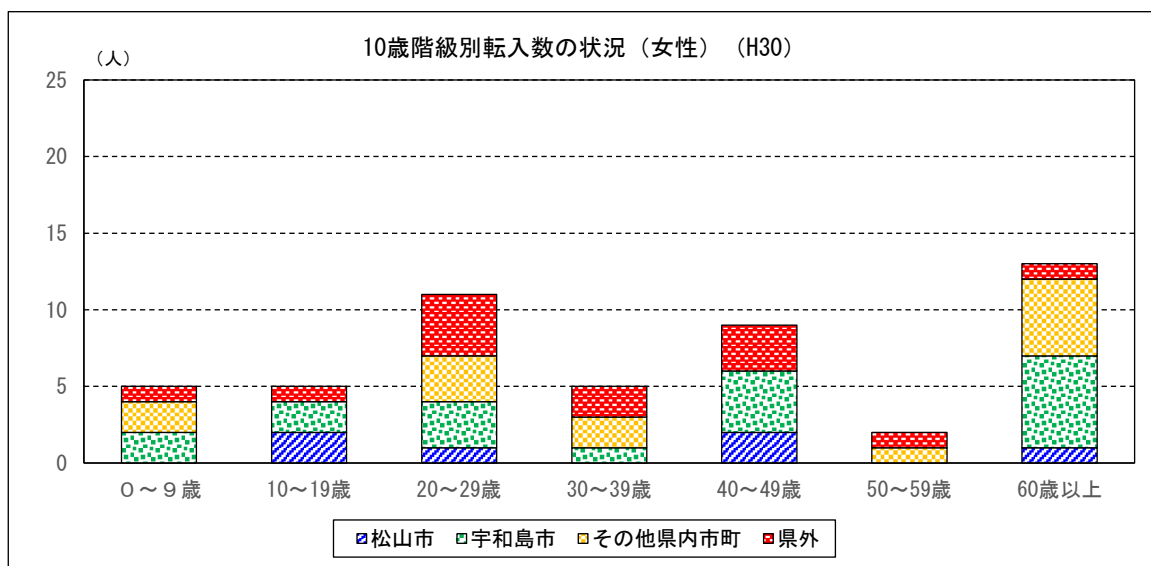


資料：住民基本台帳移動報告（平成 30 年）

平成 30（2018）年における女性の年齢 10 歳階級別転入数の状況をみると、転入数が多いのは 60 歳以上で、次いで 20～29 歳となっています。

60 歳以上の転入元は、愛媛県内が多くなっています。

また、男性と比べた場合、20～29 歳、30～39 歳の県外からの転入数が少なくなっています。

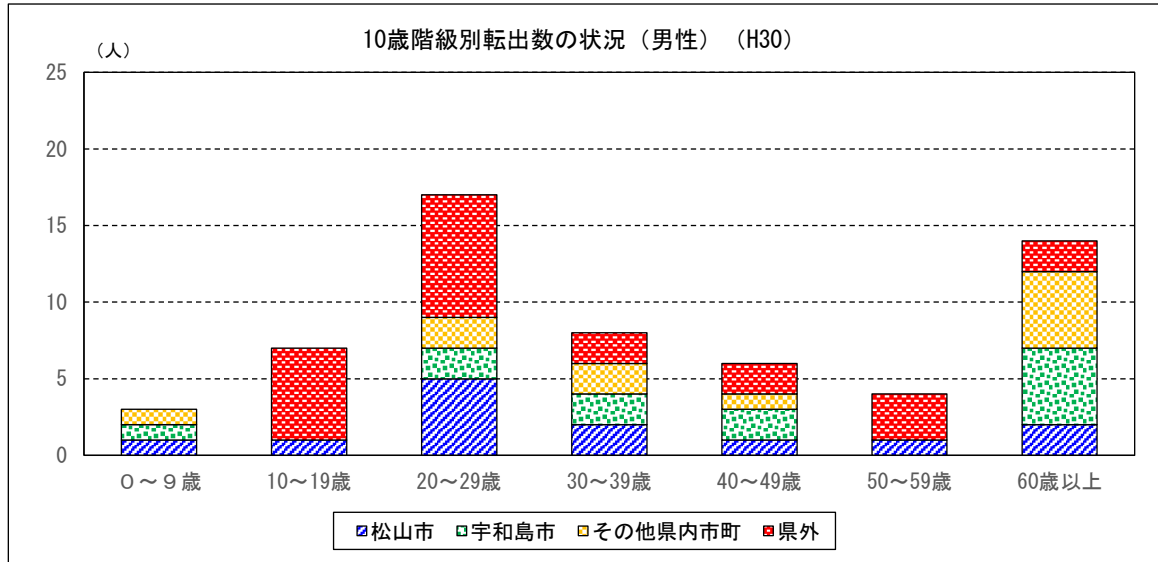


資料：住民基本台帳移動報告（平成 30 年）

平成 30（2018）年における男性の年齢 10 歳階級別転出数の状況を見ると、転出数が多いのは 20～29 歳で、次いで、60 歳以上となっています。

10～19 歳、20～29 歳の転出先は県外が多くなっており、大学進学及び就職によるものと考えられます。また、松山市への転出も多くなっています。

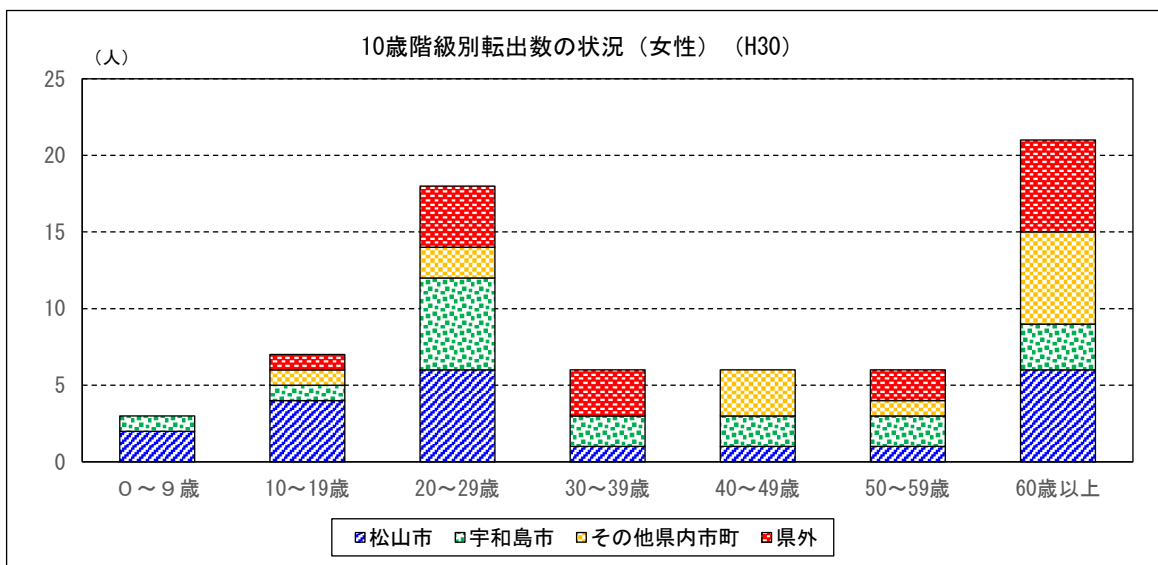
一方、30 歳から 59 歳までは、年齢階級が上がるにつれ、転出が減少する傾向となっています。



平成 30（2018）年における女性の年齢 10 歳階級別転出数の状況を見ると、転出数が多いのは 60 歳以上となっており、次いで、20～29 歳となっています。

10～19 歳、20～29 歳の転出が多くなっているのは、大学進学及び就職によるものと考えられます。また、転出先は松山市や宇和島市が多くなっています。

一方、30～59 歳までの年齢階級では、転出に差がない状況です。

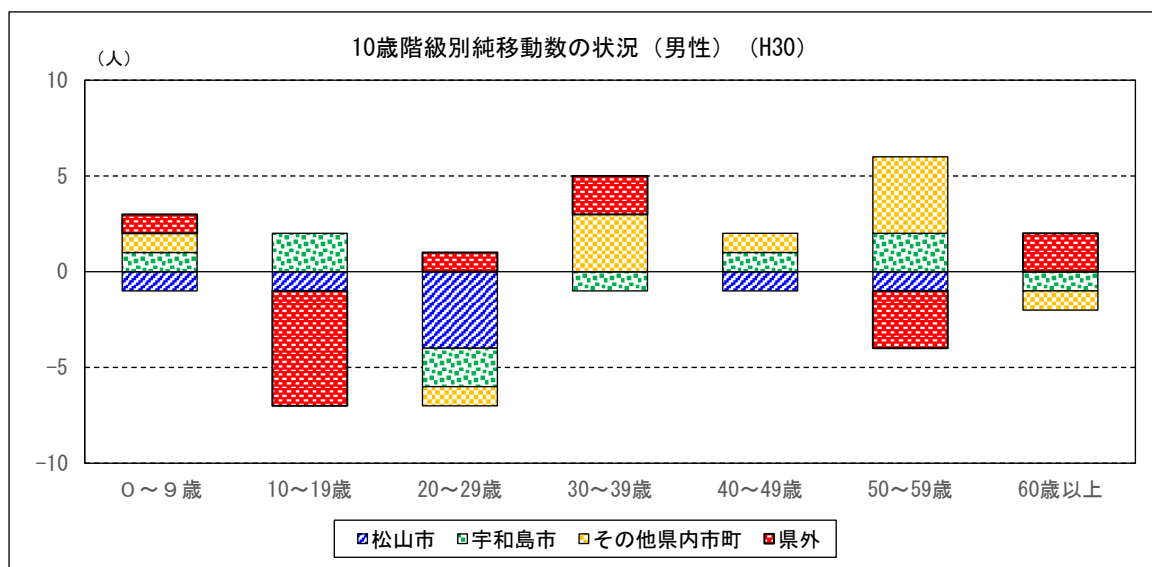


③男女別純移動数の状況

平成 30（2018）年における男性の純移動数をみると、10～19 歳では県外への転出が、20～29 歳では松山市への転出が多くなっています。

一方、30～39 歳及び 50～59 歳ではその他県内市町からの転入が多くなっています。

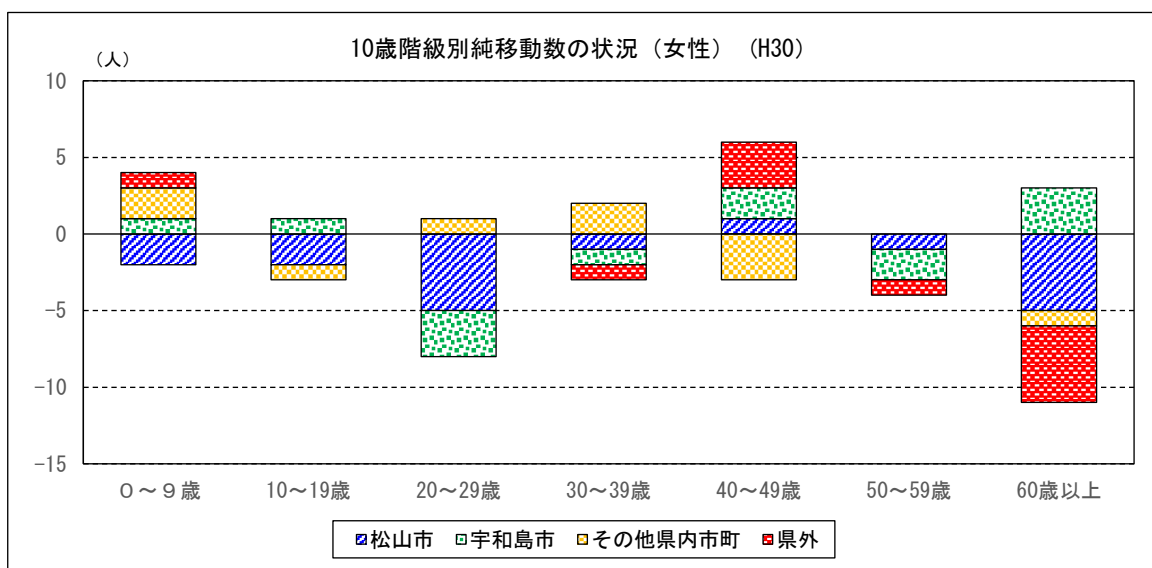
また、10～19 歳及び 50～59 歳では県外への転出が多くなっていますが、30～39 歳及び 60 歳以上では県外からの転入が多くなっています。



資料：住民基本台帳移動報告（平成 30 年）

平成 30（2018）年における女性の純移動数をみると、60 歳以上では松山市及び県外への転出が多く、20～29 歳では松山市及び宇和島市への転出が多くなっています。

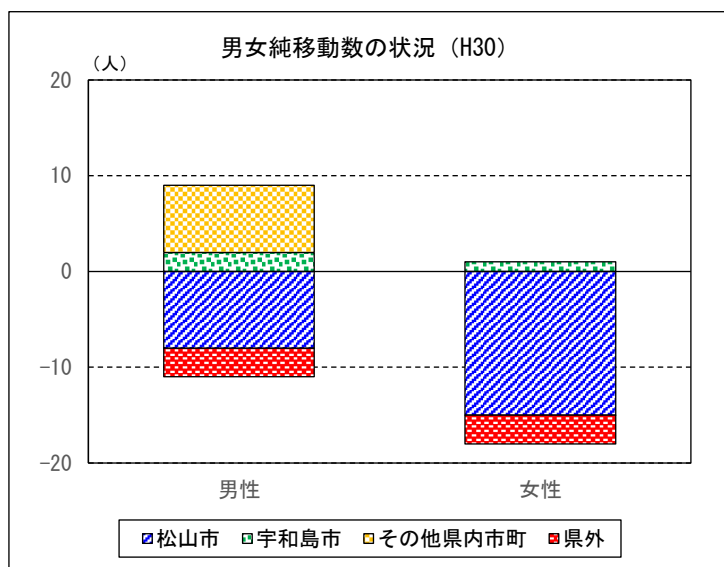
また、40～49 歳では、県外からの転入が多くなっています。



資料：住民基本台帳移動報告（平成 30 年）

平成 30（2018）年における男性及び女性の純移動数をみると、男性及び女性はともに松山市及び県外の転出が多くなっています。

また、男性ではその他県内市町からの転入が多くなっています。



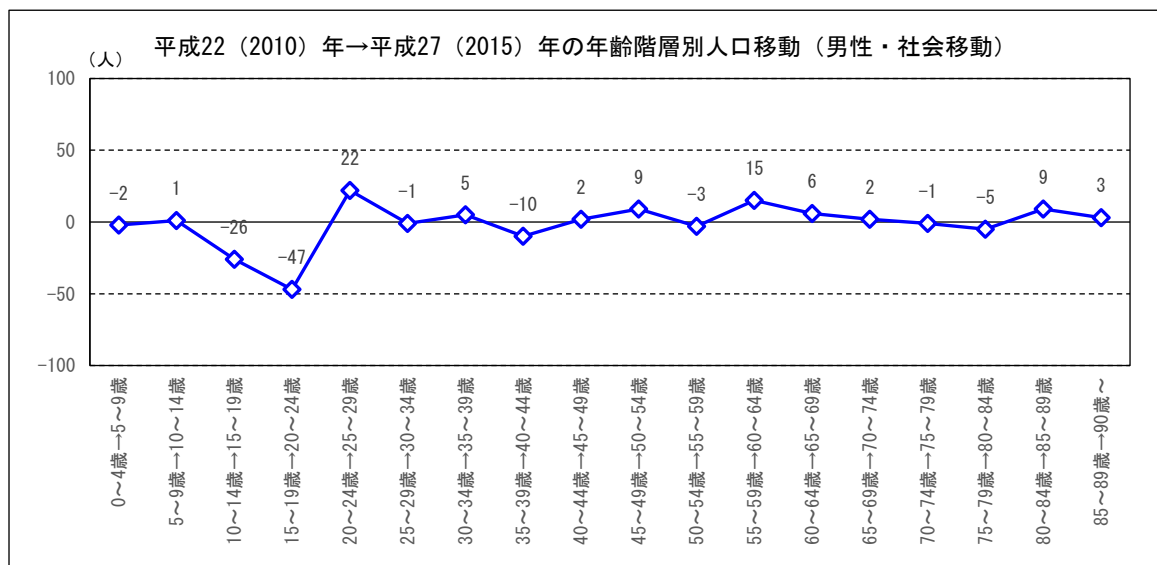
資料：住民基本台帳移動報告（平成 30 年）

(8) 性別・年齢階級別人口移動の最近の状況

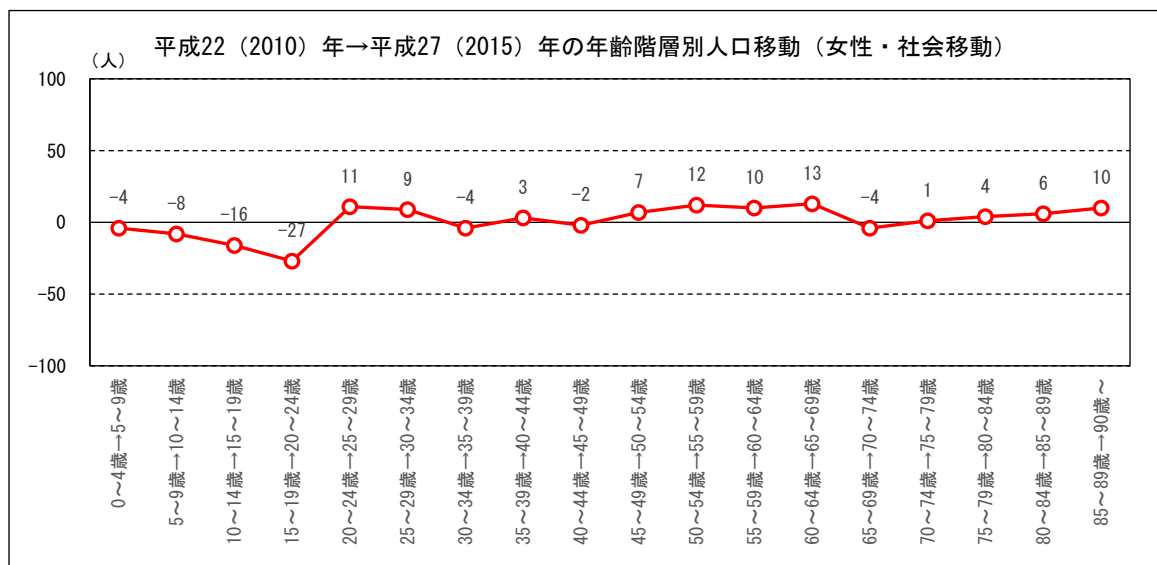
平成 22 (2010) 年から平成 27 (2015) 年における年齢 5 歳階級別の移動状況（転入者－転出者）をみると、大きく転出超過となっているのは、男性及び女性ともに 10～14 歳、15～19 歳の年代で、特に男性の 15～19 歳は、転出超過数が 47 人となっています。

この理由としては、第 1 次「松野町人口ビジョン」でも指摘しているように、本町には高等学校や大学がないことから、他都市の高等学校・大学等へ進学するために転出していることが考えられ、その構造は変わっていません。

なお、特徴的なものとしては、男性は 20～24 歳及び 55～59 歳において転入が多く、15～19 歳で転出が多くなっています。また、女性では 20～29 歳及び 50～64 歳で転入が比較的多く、15～19 歳で転出が多くなっています。



出典：RESAS (地域経済分析システム)

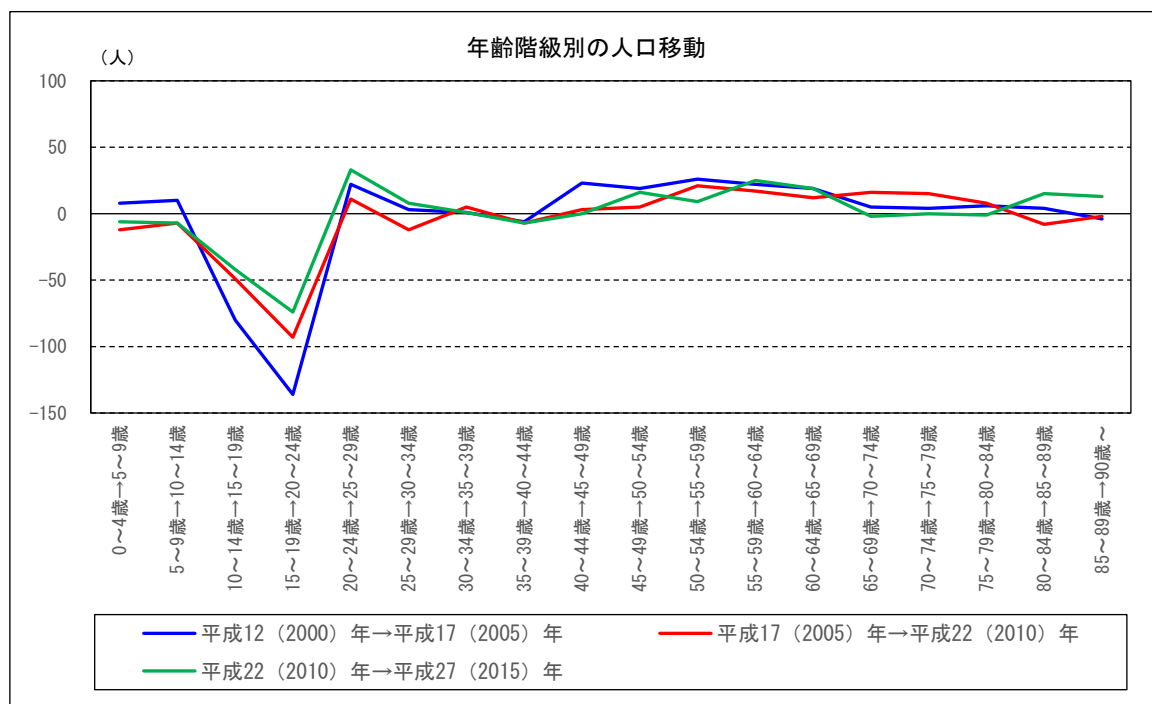


出典：RESAS (地域経済分析システム)

(9) 年齢階級別の人口移動の長期的動向

平成 12 (2000) 年から平成 27 (2015) 年における本町の 5 歳階級別の移動状況 (転入者－転出者) をみると、いずれの時期においても、15～19 歳が大きく転出超過となっていますが、近年は転出超過が小さくなる傾向にあります。しかし、この傾向は、当該年齢の人口が少なくなっているためであり、転出が抑制されているものではないと推定されます。

また、20～24 歳は、いずれの時期においても転入超過となっており、近年では 40 歳以上において転入超過の状態が続く傾向にあります。

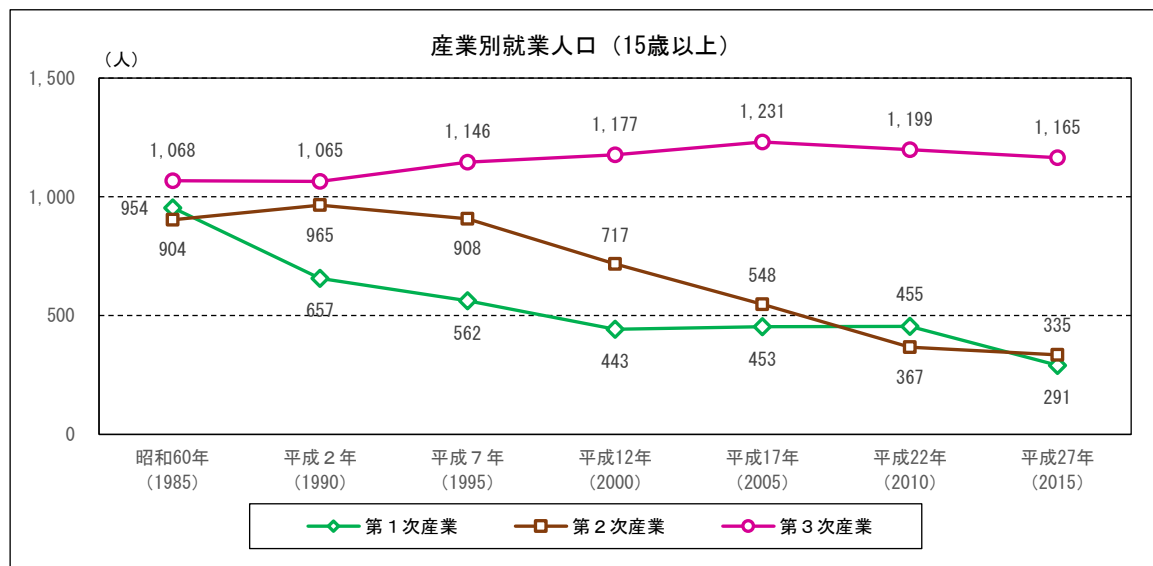


出典：RESAS (地域経済分析システム)

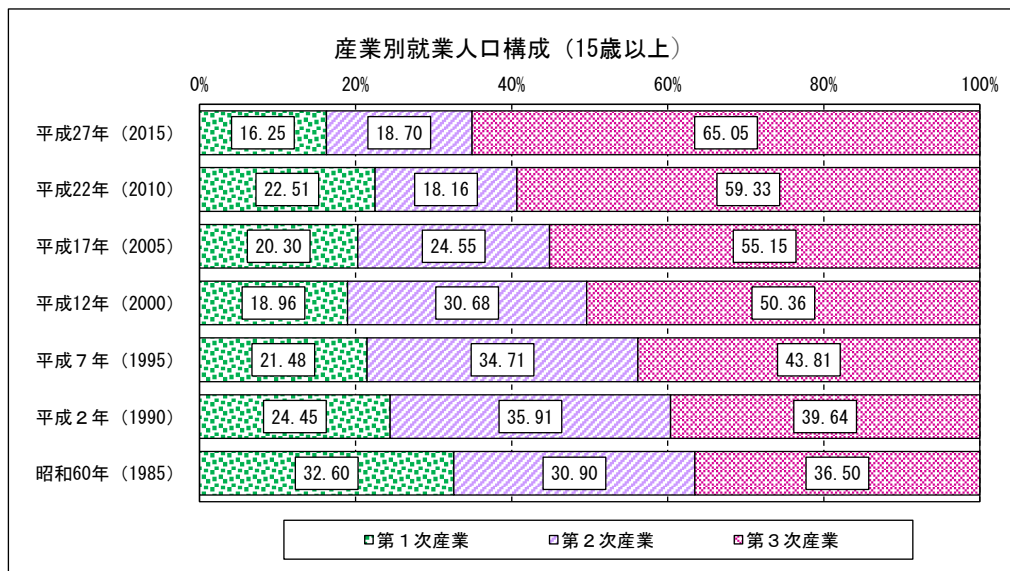
(10) 産業別就業人口（15歳以上）の状況

本町の産業別就業人口は第3次産業が最も多く、平成2（1990）年以降増加傾向にありましたが、平成17（2005）年をピークに減少しています。第2次産業は平成2（1990）年以降減少傾向にあり、平成27（2015）年の就業人口は、昭和60（1985）年と比べて37.1%となっています。

第1次産業は、昭和60（1985）年以降減少傾向にありましたが、平成12（2000）年から平成22（2010）年まで横ばい状態を維持した後、平成27（2015）年に再度減少しています。



資料：国勢調査

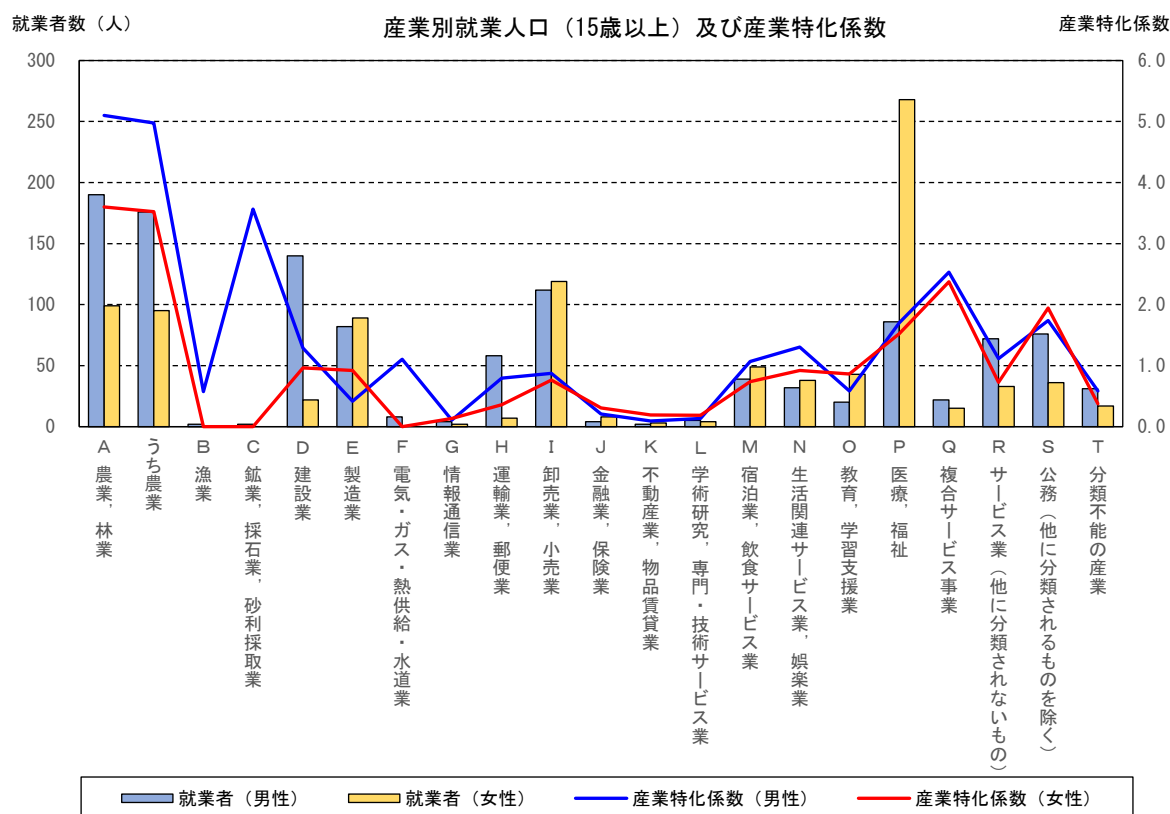


資料：国勢調査

平成 27（2015）年における本町の産業別大分類人口をみると、男性では農業の就業者が最も多く、次いで建設業、卸売業・小売業となっています。

女性では医療・福祉の就業者が最も多く、次いで卸売業・小売業、農業となっています。

なお、産業特化係数をみると、男女共に農業が高く、男性が 5.1、女性が 3.6 となっています。



資料：平成 27 年国勢調査（就業状態等基本集計）

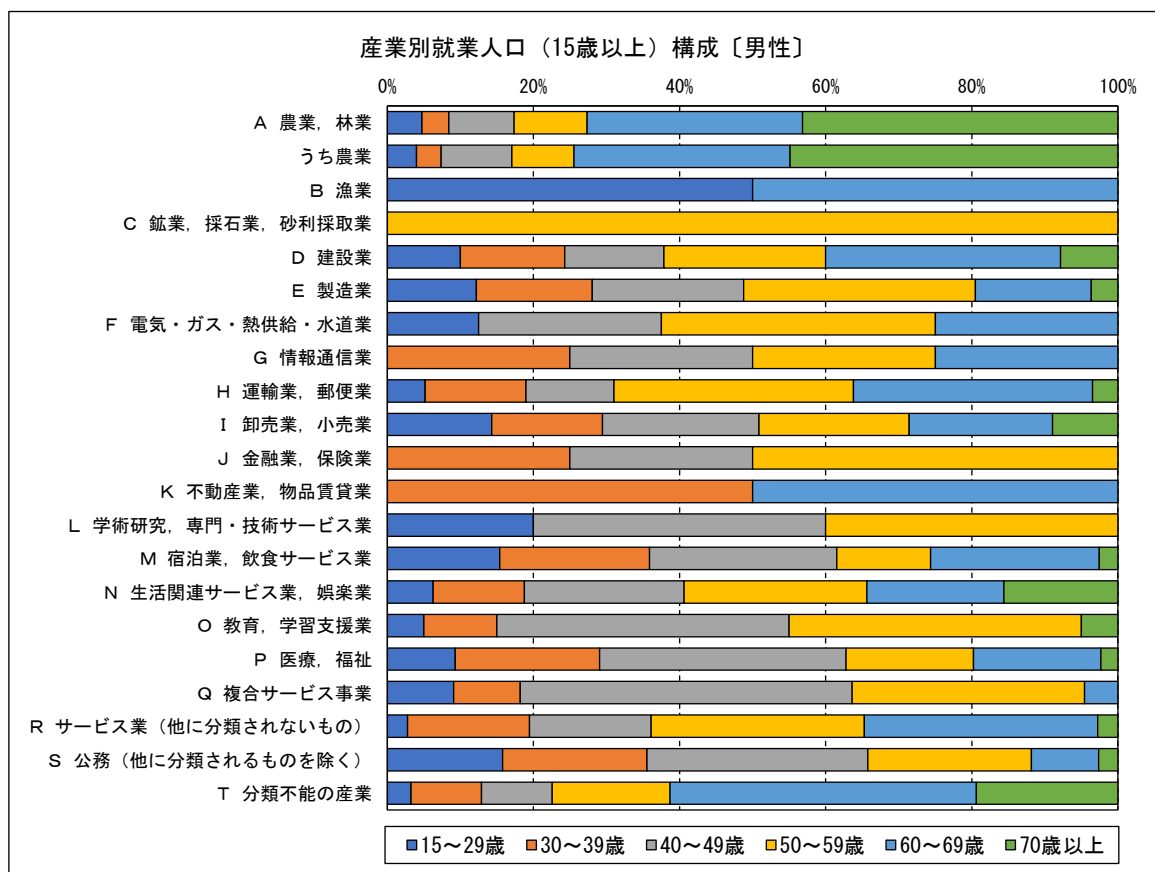
注：産業特化係数は、地域のある産業が、どれだけ特化しているかを見る係数であり、全国のある産業の全体に対する割合と地域におけるある産業の全体に対する割合を比較したもの。

特化係数＝〇〇町の□□産業構成比÷全国の□□産業構成比

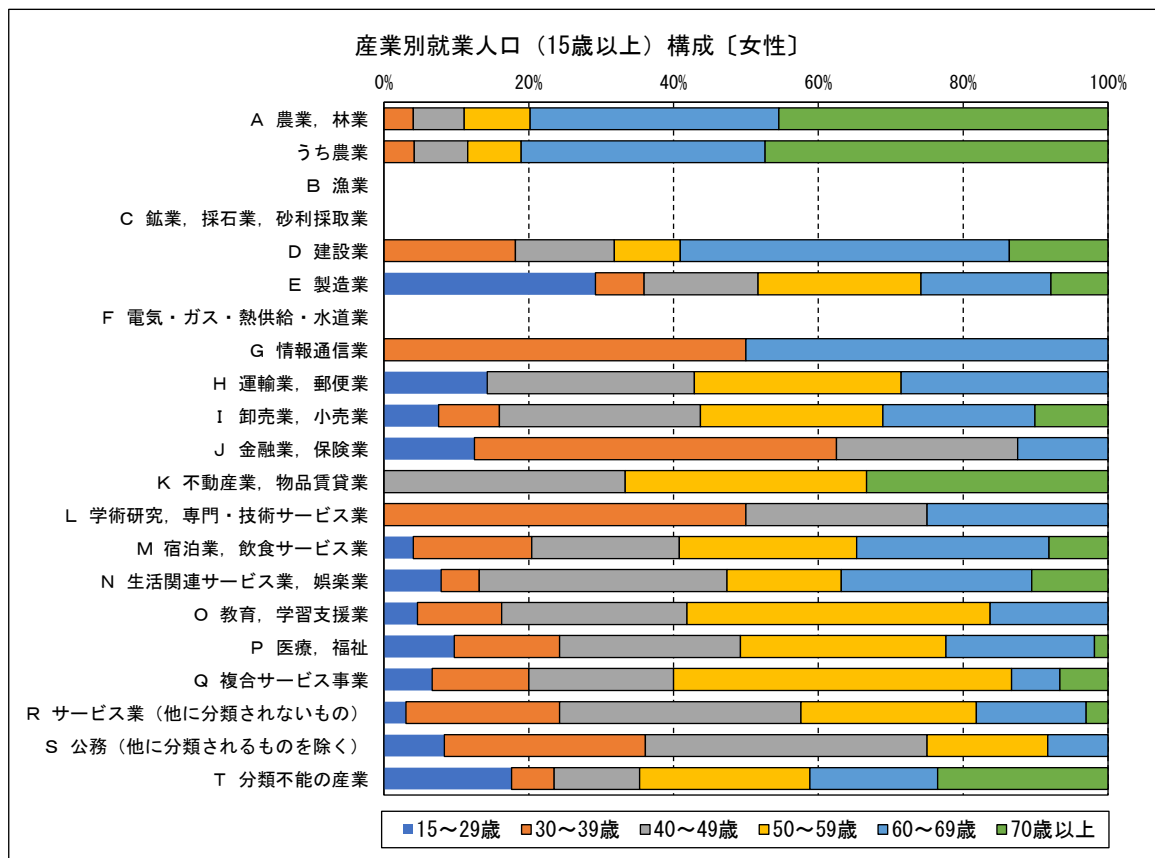
	総数	A 農業、林業	うち農業	B 漁業	C 鉱業、採石業、砂利採取業	D 建設業	E 製造業	F 電気・ガス・熱供給・水道業
就業者（男性）	987	190	176	2	2	140	82	8
就業者（女性）	852	99	95	0	0	22	89	0
産業特化係数（男性）	—	5.1	5.0	0.6	3.6	1.3	0.4	1.1
産業特化係数（女性）	—	3.6	3.5	0.0	0.0	1.0	0.9	0.0

	総数	G 情報通信業	H 運輸業、郵便業	I 卸売業、小売業	J 金融業、保険業	K 不動産業、物品賃貸業	L 学術研究、専門・技術サービス業	M 宿泊業、飲食サービス業
就業者（男性）	987	4	58	112	4	2	5	39
就業者（女性）	852	2	7	119	8	3	4	49
産業特化係数（男性）	—	0.1	0.8	0.9	0.2	0.1	0.1	1.1
産業特化係数（女性）	—	0.1	0.4	0.8	0.3	0.2	0.2	0.7

	総数	N 生活関連サービス業、娯楽業	O 教育、学習支援業	P 医療、福祉	Q 複合サービス事業	R サービス業（他に分類されないもの）	S 公務（他に分類されるものを除く）	T 分類不能の産業
就業者（男性）	987	32	20	86	22	72	76	31
就業者（女性）	852	38	43	268	15	33	36	17
産業特化係数（男性）	—	1.3	0.6	1.7	2.5	1.1	1.7	0.6
産業特化係数（女性）	—	0.9	0.9	1.5	2.4	0.7	1.9	0.4



資料：平成 27 年国勢調査（就業状態等基本集計）



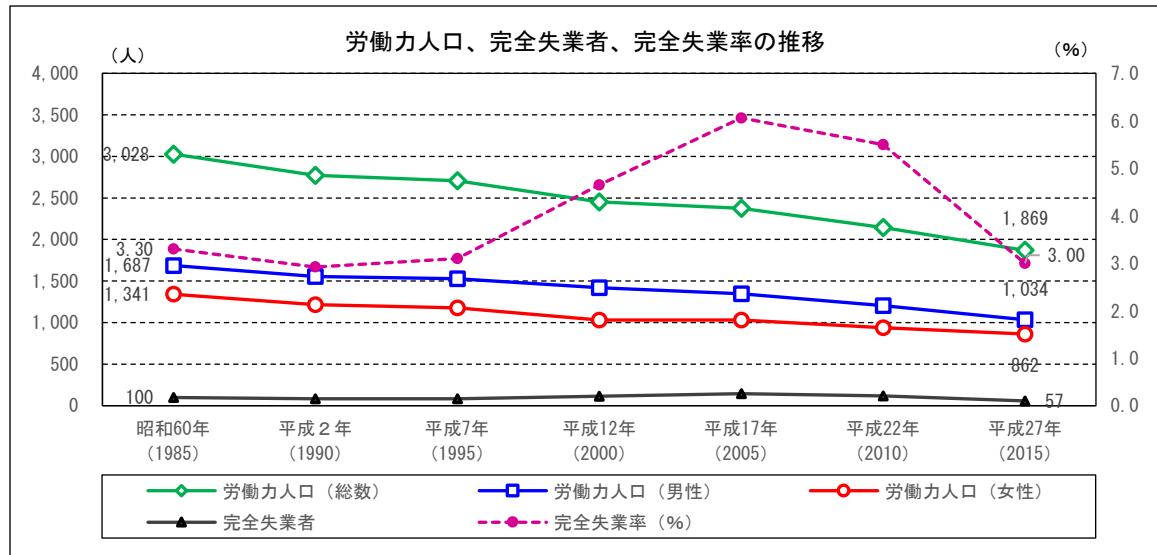
資料：平成 27 年国勢調査（就業状態等基本集計）

(11) 労働力人口（15歳以上）の状況

本町の労働力人口（15歳以上）は男性、女性ともに減少傾向にあります。

また、完全失業者は、平成 17（2005）年には 144 人とピークを迎え、その後減少に転じ、平成 27（2015）年には 57 人となっています。

それに伴い、完全失業率も平成 17（2005）年に約 6.1%でピークとなり、平成 27（2015）年には 3.0%となっています。



資料：国勢調査

注：労働力人口：15歳以上の人口のうち、就業者と完全失業者（就職活動をしている就業者）の合計。
完全失業率：完全失業者を労働力人口で除した値。

単位：人、%

	昭和 60 年 (1985)	平成 2 年 (1990)	平成 7 年 (1995)	平成 12 年 (2000)	平成 17 年 (2005)	平成 22 年 (2010)	平成 27 年 (2015)
労働力人口 (総数、人)	3,028	2,772	2,706	2,451	2,377	2,144	1,869
労働力人口 (男性、人)	1,687	1,555	1,528	1,419	1,347	1,206	1,034
労働力人口 (女性、人)	1,341	1,217	1,178	1,032	1,030	938	862
完全失業者 (人)	100	81	84	114	144	118	57
完全失業率 (%)	3.30	2.92	3.10	4.65	6.06	5.50	3.00

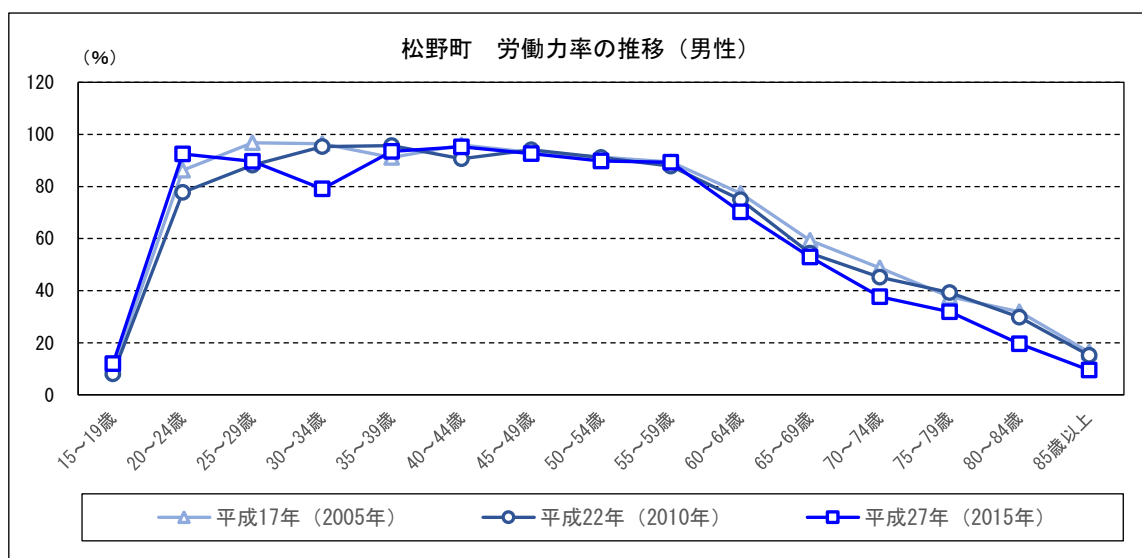
(12) 労働力率の状況

男性の労働力率は、平成 27（2015）年において、30～34 歳代及び 60～64 歳代以降で低くなっています。

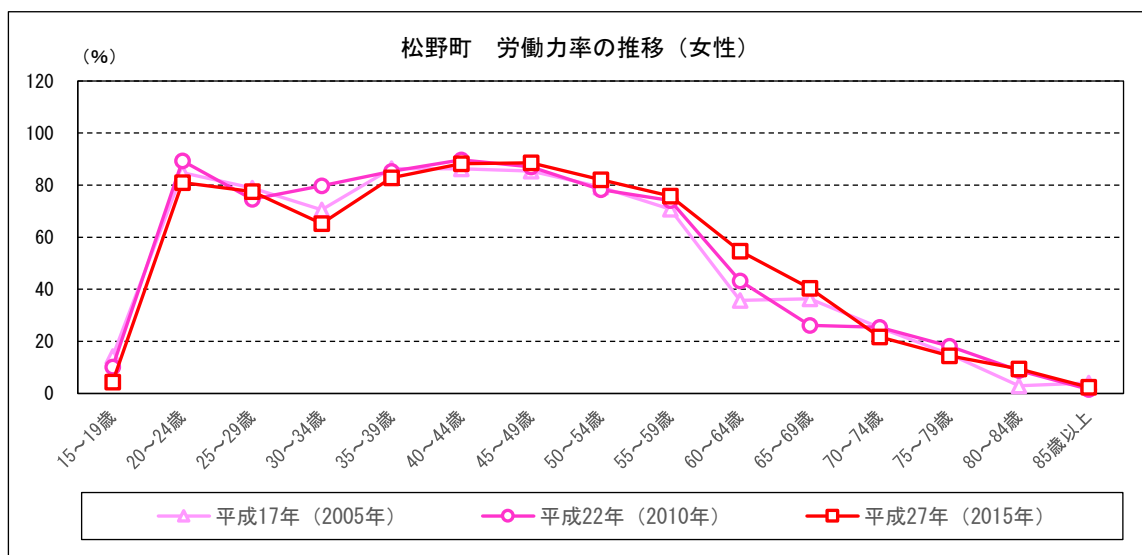
また、女性の労働力率は、平成 27（2015）年において、30～34 歳代で低下がみられるものの、60～64 歳代及び 65～69 歳代で上昇しています。

また、女性では「M字カーブ※」が顕著となっており、子育て期と考えられる 20 歳代後半から 30 歳代前半の労働力率は他の年代よりも、やや低い状況となっています。

※M字カーブとは、日本人女性の年齢階級別の労働力率（15 歳以上の人口に占める求職中の人も含めた働く人の割合）をグラフで表すとアルファベットの「M」のかたちに似た曲線を描く傾向が見られることから、日本人女性の就業状況の特徴を表す用語として使用されています。



資料：国勢調査



資料：国勢調査

第3章 将来展望に向けた調査分析

1 人口減少対策に関する意識・希望調査の実施

①調査の目的

本計画を策定するにあたり、本町では人口減少対策や持続ある発展を目指すために必要な取組、働く場づくりと雇用の促進に向けて力を入れるべき取組、移住・U・I・Jターンを促すために力を入れるべき取組、少子化に歯止めをかけるために力を入れるべき取組、地域経済の活性化に向けて力を入れるべき取組等について、住民等の意向を把握するために、「住民アンケート調査」（※以下、「一般」と表記。）、「若者アンケート調査」（※以下、「若者」と表記。）及び「森の国まつの応援団アンケート調査」（以下、「森の国まつの応援団」と表記。）の3調査を実施しました。

②調査の方法等

〔一般〕

◆調査地域	：	松野町全域
◆調査対象	：	平成31年4月2日時点で、松野町に居住する19歳以上の住民 1,223名を住民基本台帳より無作為抽出
◆調査方法	：	郵送による配布・回収
◆調査時期	：	令和元年8月20日～9月9日

〔若者〕

◆調査地域	：	松野町全域
◆調査対象	：	平成31年4月2日時点で、松野町に居住する15歳から18歳の住民 97名
◆調査方法	：	郵送による配布・回収
◆調査時期	：	令和元年8月20日～9月9日

〔森の国まつの応援団〕

◆調査対象	：	令和元年7月1日時点で、松野町森の国まつの応援団に加入する加入者 280名
◆調査方法	：	郵送による配布・回収
◆調査時期	：	令和元年8月20日～9月9日

③回収状況等

〔一般〕

◇配布数	：	1,223票	◇有効回収数	：	399票	◇有効回収率	：	32.6%
------	---	--------	--------	---	------	--------	---	-------

〔若者〕

◇配布数	：	97票	◇有効回収数	：	33票	◇有効回収率	：	34.0%
------	---	-----	--------	---	-----	--------	---	-------

〔森の国まつの応援団〕

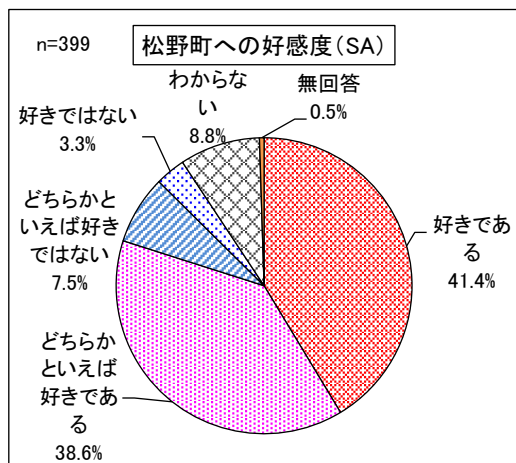
◇配布数	：	280票	◇有効回収数	：	102票	◇有効回収率	：	36.4%
------	---	------	--------	---	------	--------	---	-------

2 調査の結果

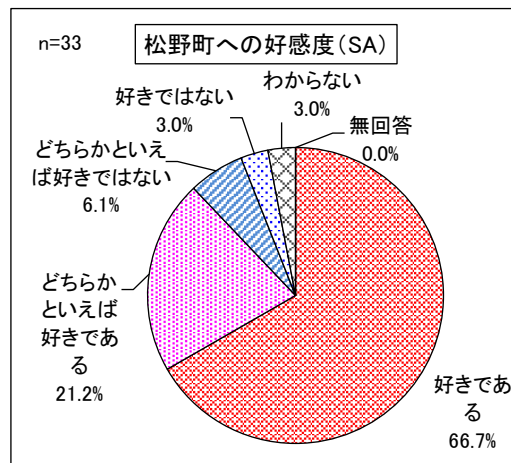
①本町への好感度

「好きである」と「どちらかといえば好きである」を合わせた“好きである”（※「好感度」）は、〔一般〕では 80.0%、〔若者〕では、87.9%となっています。

〔一般〕



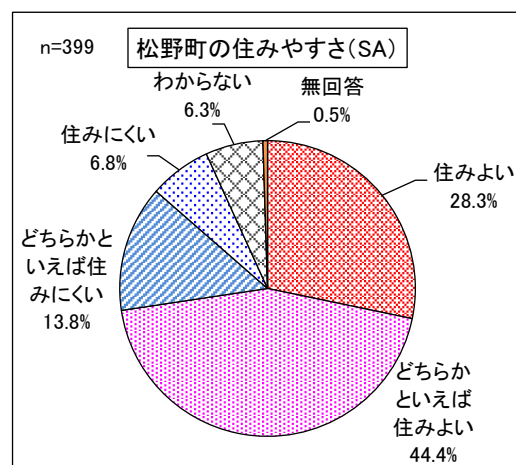
〔若者〕



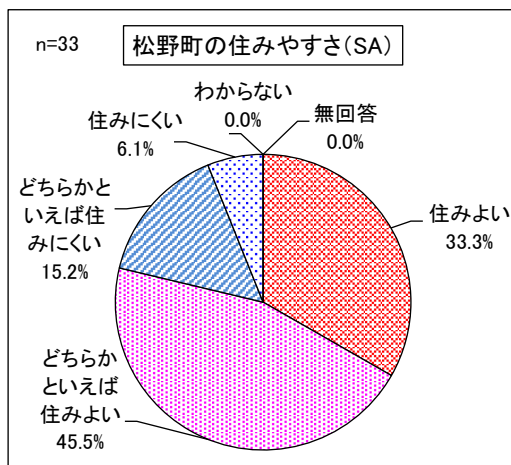
②本町の住みやすさ

「住みよい」と「どちらかといえば住みよい」を合わせた“住みよい”は、〔一般〕では 72.7%、〔若者〕では 78.8%となっています。

〔一般〕



〔若者〕

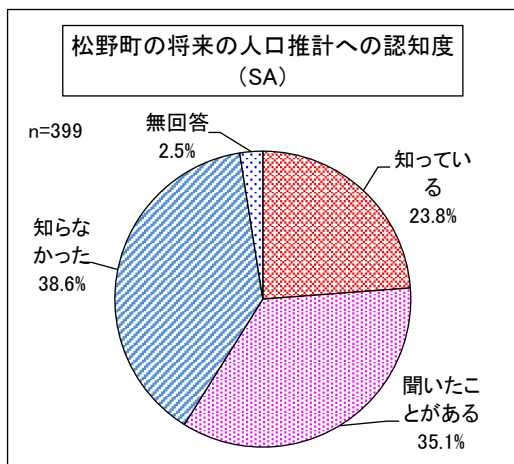


③松野町の将来の人口推計への認知度

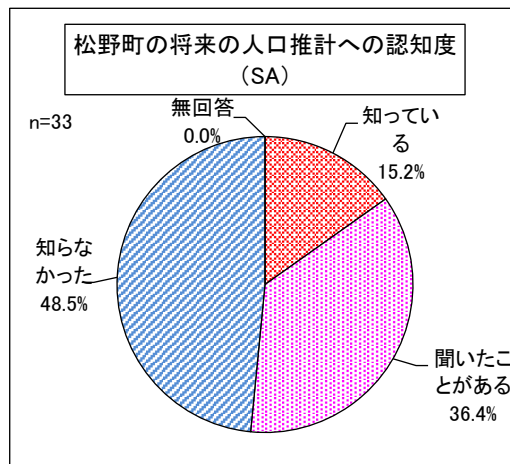
松野町の将来の人口推計を知っているのは、〔一般〕では 23.8%、〔若者〕では 15.2%、〔森の国まつの応援団〕では、36.3%となっています。

一方、松野町の将来の人口推計を知らなかったのは、〔一般〕では 38.6%、〔若者〕では 48.5%、〔森の国まつの応援団〕では、33.3%となっています。

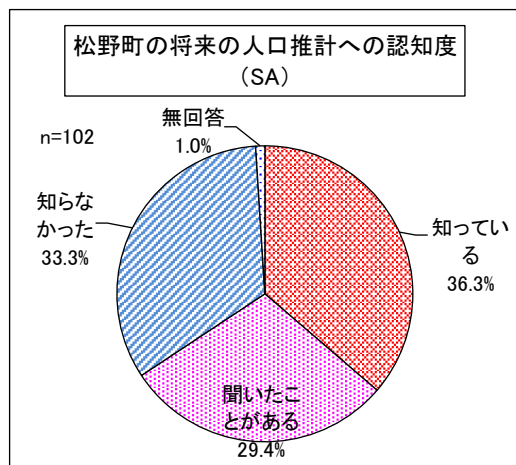
〔一般〕



〔若者〕



〔森の国まつの応援団〕

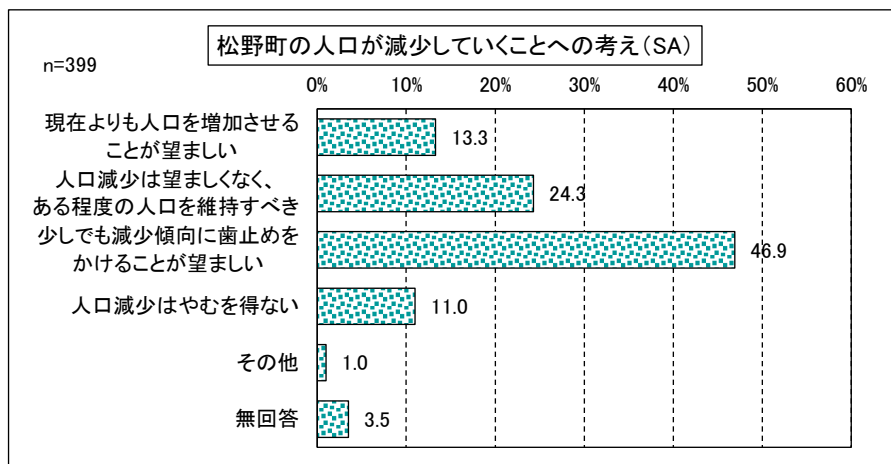


本町居住者では、「知っている」よりも「知らなかった」への回答が相対的に多く、住民への更なる周知が必要といえる結果となっています。

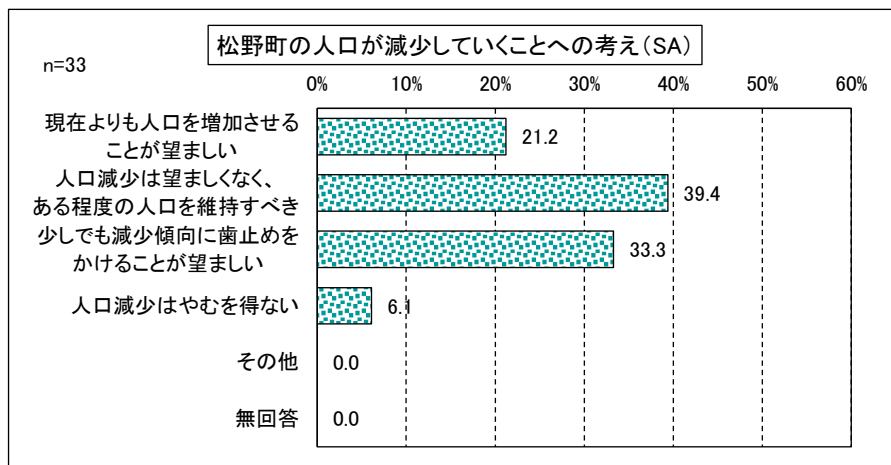
④松野町の人口が減少していくことへの考え

本町の人口が減少していくことについて、「一般」及び「森の国まつの応援団」では、「少しでも減少傾向に歯止めをかけることが望ましい」が最も高い回答割合となっている一方、「若者」では、「人口減少は望ましくなく、ある程度の人口を維持すべき」が最も高い回答割合となっています。

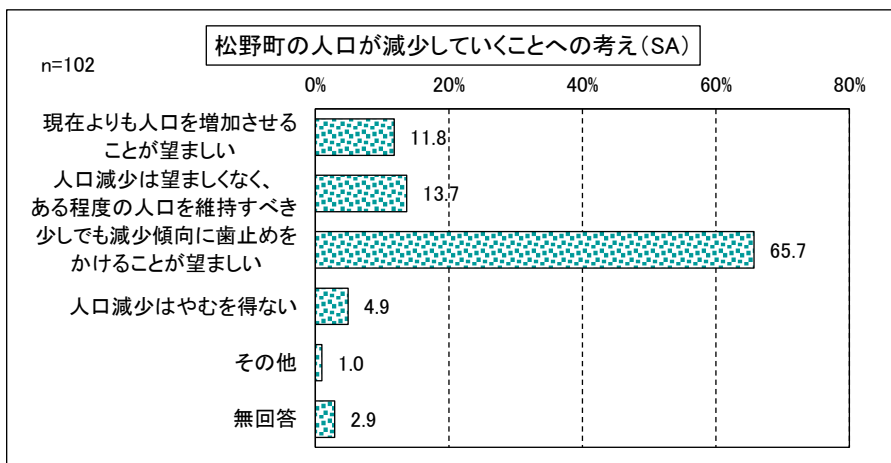
〔一般〕



〔若者〕



〔森の国まつの応援団〕



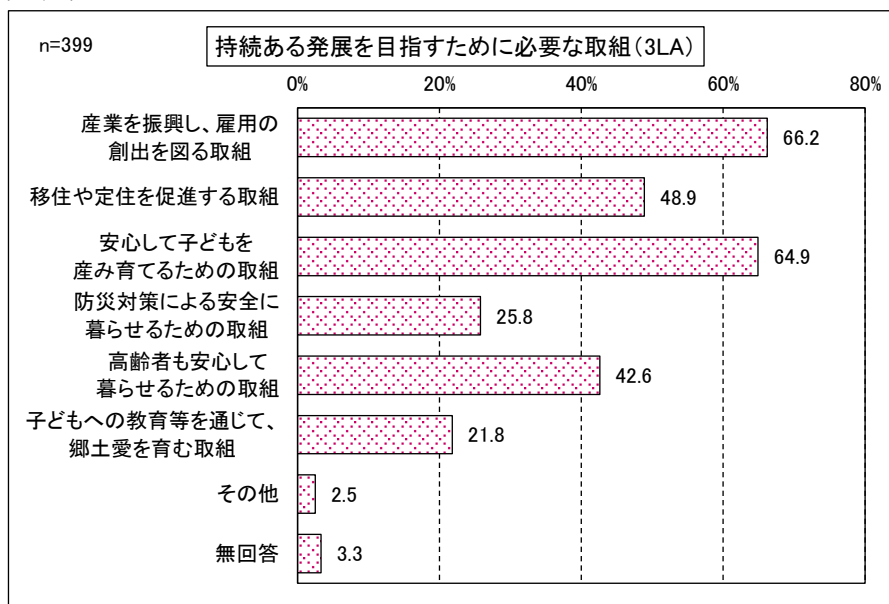
⑤持続ある発展を目指すために必要な取組

〔一般〕での回答上位項目は、産業を振興し、雇用の創出を図る取組が 66.2%、結婚・出産・子育てを支援し、安心して子どもを産み育てるための取組が 64.9%、空き家活用や住宅整備等による移住や定住を促進する取組が 48.9%、介護や福祉制度の充実など、高齢者も安心して暮らせるための取組が 42.6%となっています。

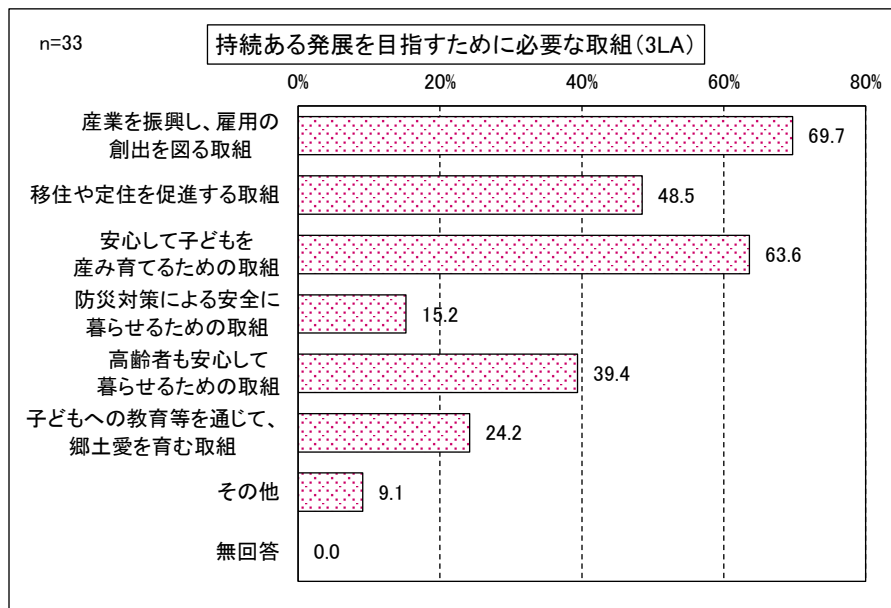
〔若者〕での回答上位項目は、産業を振興し、雇用の創出を図る取組が 69.7%、結婚・出産・子育てを支援し、安心して子どもを産み育てるための取組が 63.6%、空き家活用や住宅整備等による移住や定住を促進する取組が 48.5%となっています。

〔森の国まつの応援団〕での回答上位項目は、産業を振興し、雇用の創出を図る取組が 62.7%、空き家活用や住宅整備等による移住や定住を促進する取組が 55.9%、結婚・出産・子育てを支援し、安心して子どもを産み育てるための取組が 54.9%、介護や福祉制度の充実など、高齢者も安心して暮らせるための取組が 53.9%となっています。

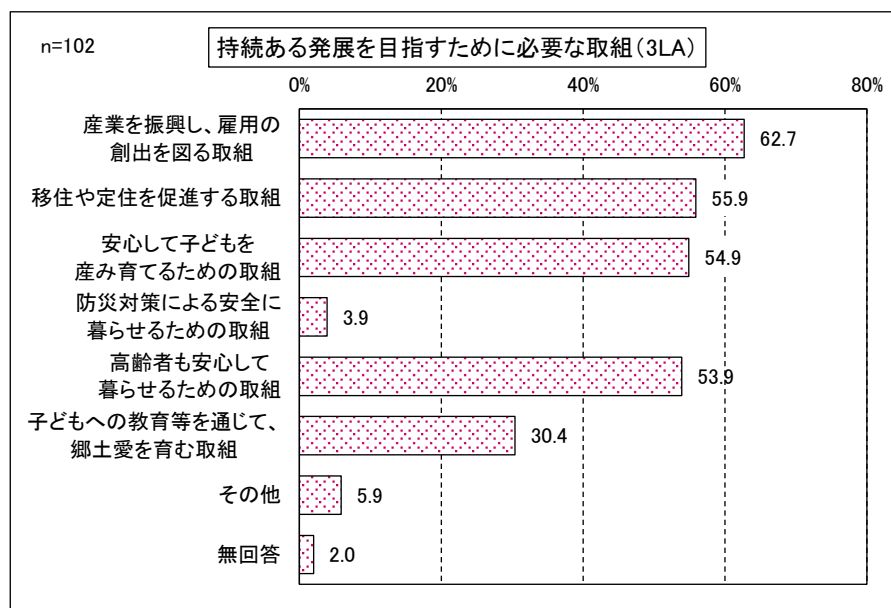
〔一般〕



〔若者〕



〔森の国まつの応援団〕



以上の結果から、

- ・産業を振興し、雇用の創出を図る取組
 - ・結婚・出産・子育てを支援し、安心して子どもを産み育てるための取組
 - ・空き家活用や住宅整備等による移住や定住を促進する取組
 - ・介護や福祉制度の充実など、高齢者も安心して暮らせるための取組
- を推進することが求められる結果となっています。

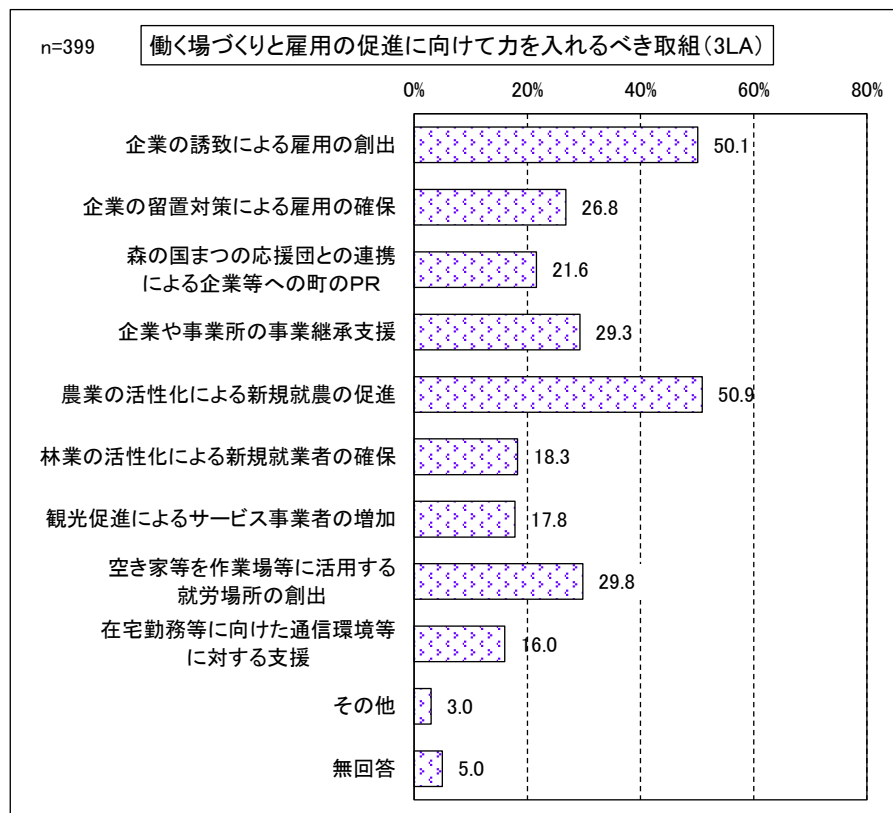
⑥働く場づくりと雇用の促進に向けて力を入れるべき取組

〔一般〕での回答上位項目は、農業の活性化による新規就農の促進が 50.9%、企業の誘致による雇用の創出が 50.1%となっています。

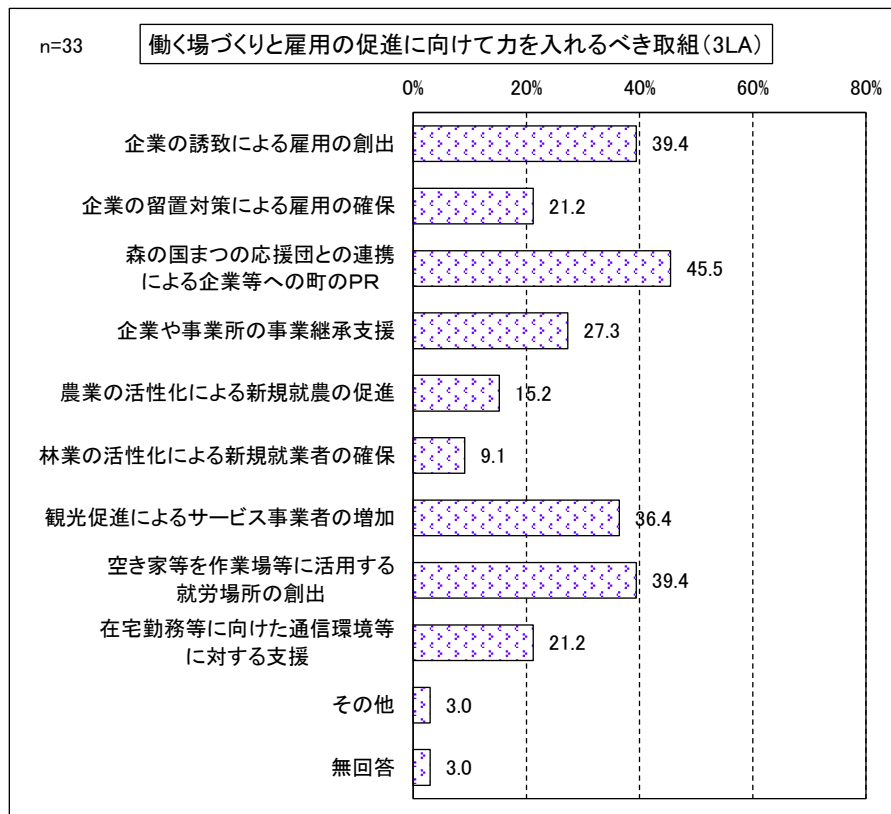
〔若者〕での回答上位項目は、森の国まつの応援団との連携による企業・事業所への松野町のPRが 45.5%、企業の誘致による雇用の創出、空き家や空き事務所を作業場・事務所に活用することによる就労場所の創出が 39.4%、観光促進によるサービス事業者の増加が 36.4%となっています。

〔森の国まつの応援団〕での回答上位項目は、農業の活性化による新規就農の促進が 53.9%、観光促進によるサービス事業者の増加が 36.3%、企業の誘致による雇用の創出が 35.3%、森の国まつの応援団との連携による企業・事業所への松野町のPRが 33.3%、林業の活性化による新規就業者の確保が 31.4%となっています。

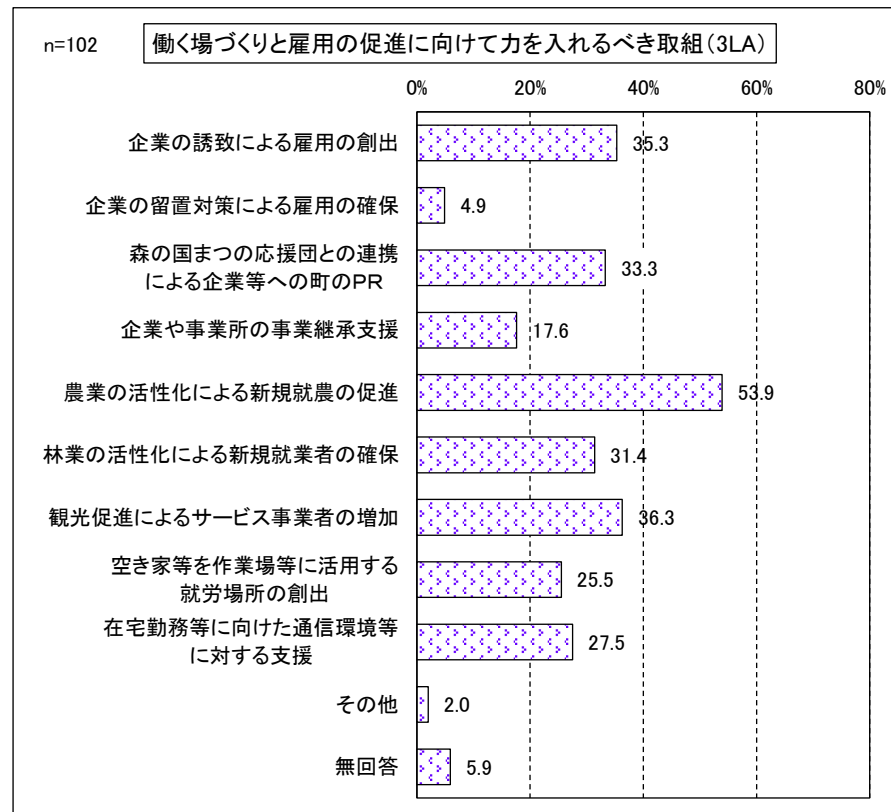
〔一般〕



〔若者〕



〔森の国まつの応援団〕



以上の結果から、

- ・農業の活性化による新規就農の促進
- ・企業の誘致による雇用の創出
- ・森の国まつの応援団との連携による企業・事業所への松野町のPR
- ・企業の誘致による雇用の創出、空き家や空き事務所を作業場・事務所に活用することによる就労場所の創出
- ・観光促進によるサービス事業者の増加
- ・林業の活性化による新規就業者の確保

を推進することが求められる結果となっています。

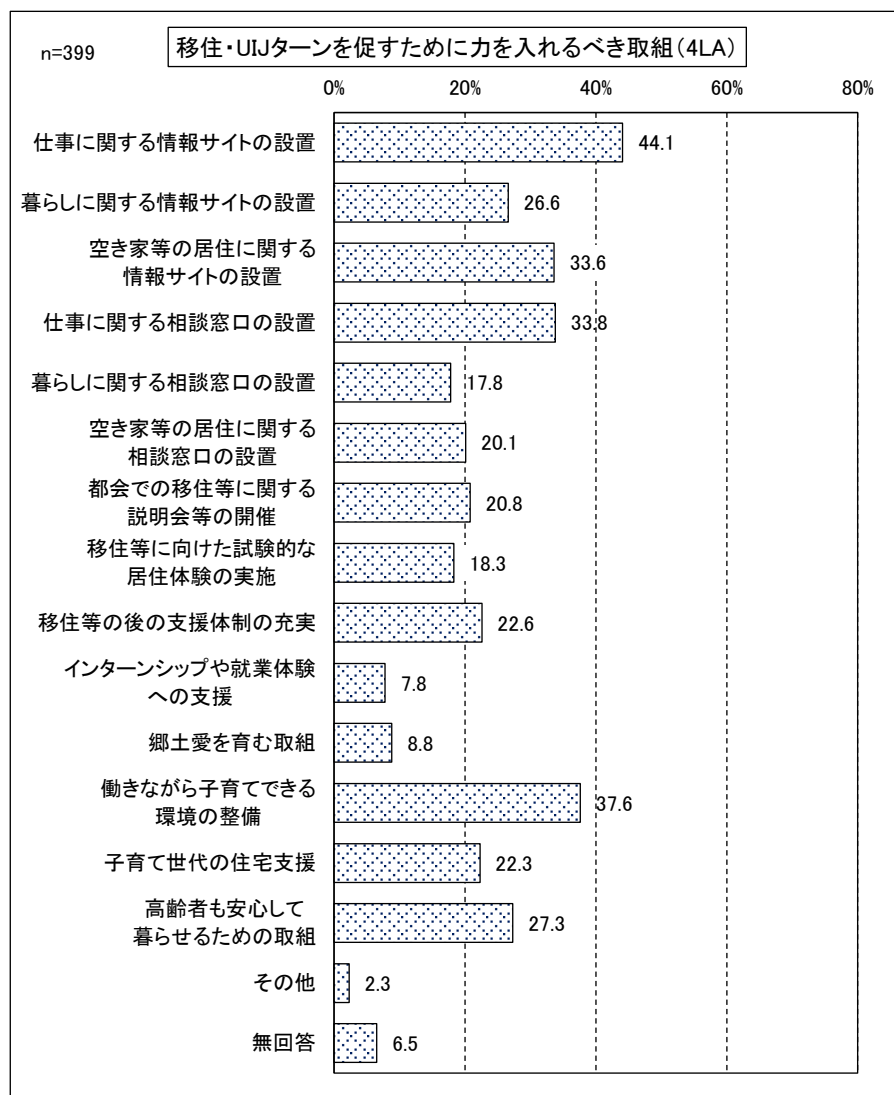
⑦移住・U I Jターンを促すために力を入れるべき取組

〔一般〕での回答上位項目は、仕事に関する情報サイト（情報の掲載されたホームページ等）の設置が 44.1%、保育所や認定こども園の整備、ファミリー・サポートなど働きながら子育てできる環境の整備が 37.6%、仕事に関する相談窓口の設置が 33.8%、空き家・空き部屋等の居住に関する情報サイトの設置が 33.6%となっています。

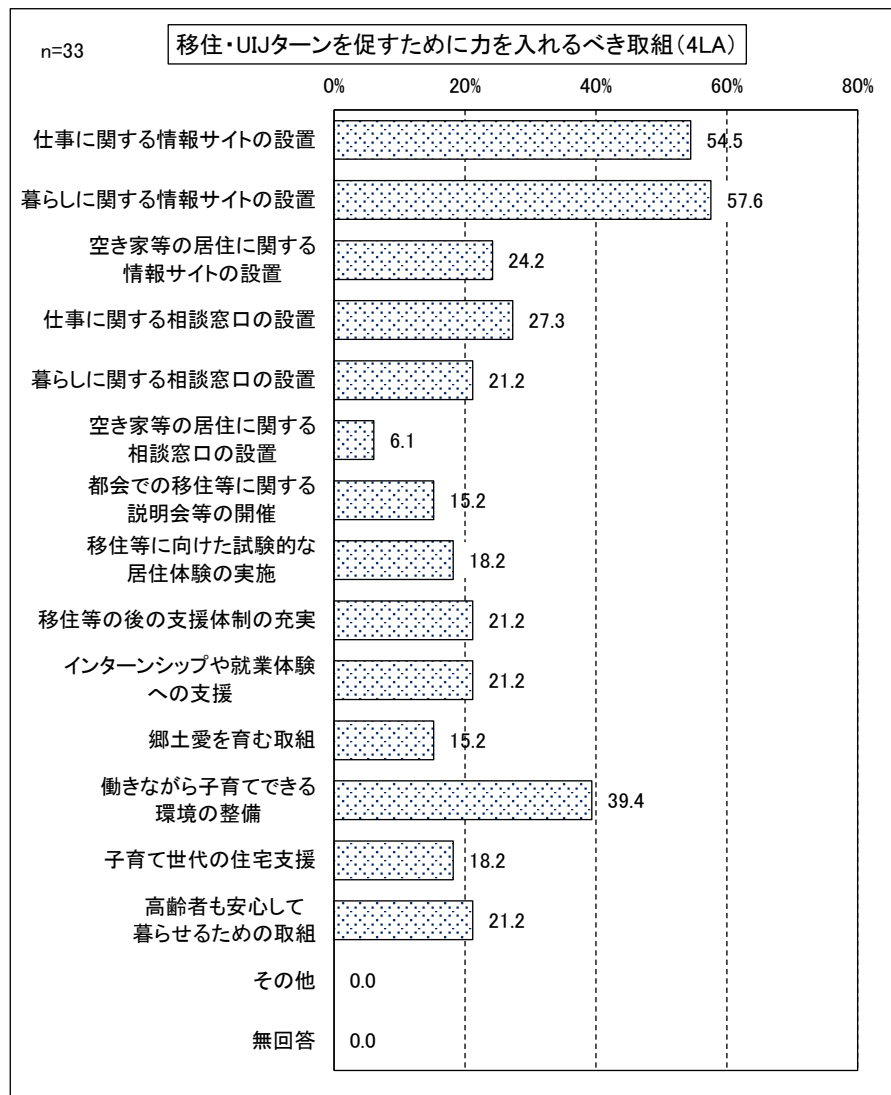
〔若者〕での回答上位項目は、暮らしに関する情報サイト（情報の掲載されたホームページ等）の設置が 57.6%、仕事に関する情報サイトの設置が 54.5%、保育所や認定こども園の整備、ファミリー・サポートなど働きながら子育てできる環境の整備が 39.4%となっています。

〔森の国まつの応援団〕での回答上位項目は、仕事に関する情報サイトの設置（情報の掲載されたホームページ等）の設置が 45.1%、介護や福祉制度の充実など高齢者も安心して暮らせるための取組が 41.2%、空き家・空き部屋等の居住に関する情報サイトの設置が 33.3%、移住・U I J ターン後の支援体制の充実が 31.4%となっています。

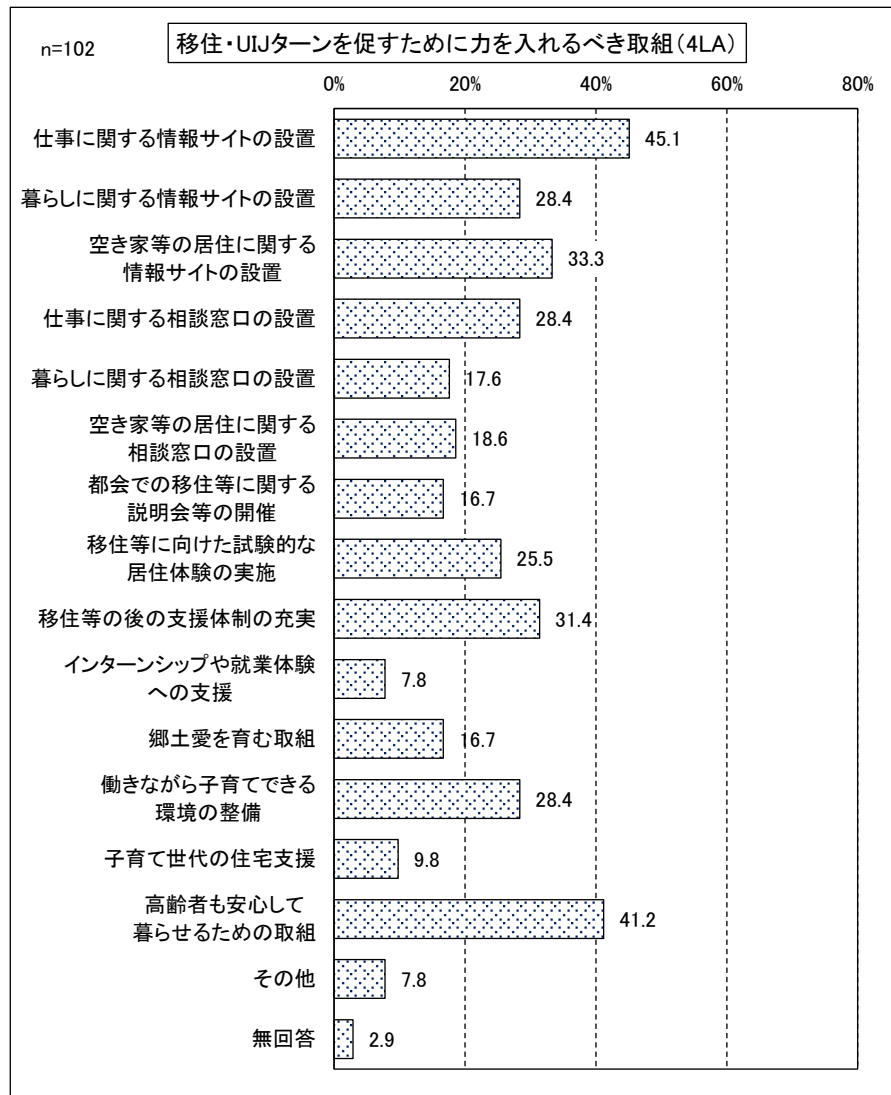
〔一般〕



〔若者〕



〔森の国まつの応援団〕



以上の結果から、

- ・ 仕事に関する相談窓口の設置
- ・ 仕事に関する情報サイト（情報の掲載されたホームページ等）の設置
- ・ 暮らしに関する情報サイト（情報の掲載されたホームページ等）の設置
- ・ 空き家・空き部屋等の居住に関する情報サイトの設置
- ・ 保育所や認定こども園の整備、ファミリー・サポートなど働きながら子育てできる環境の整備
- ・ 介護や福祉制度の充実など高齢者も安心して暮らせるための取組
- ・ 移住・U I J ターン後の支援体制の充実

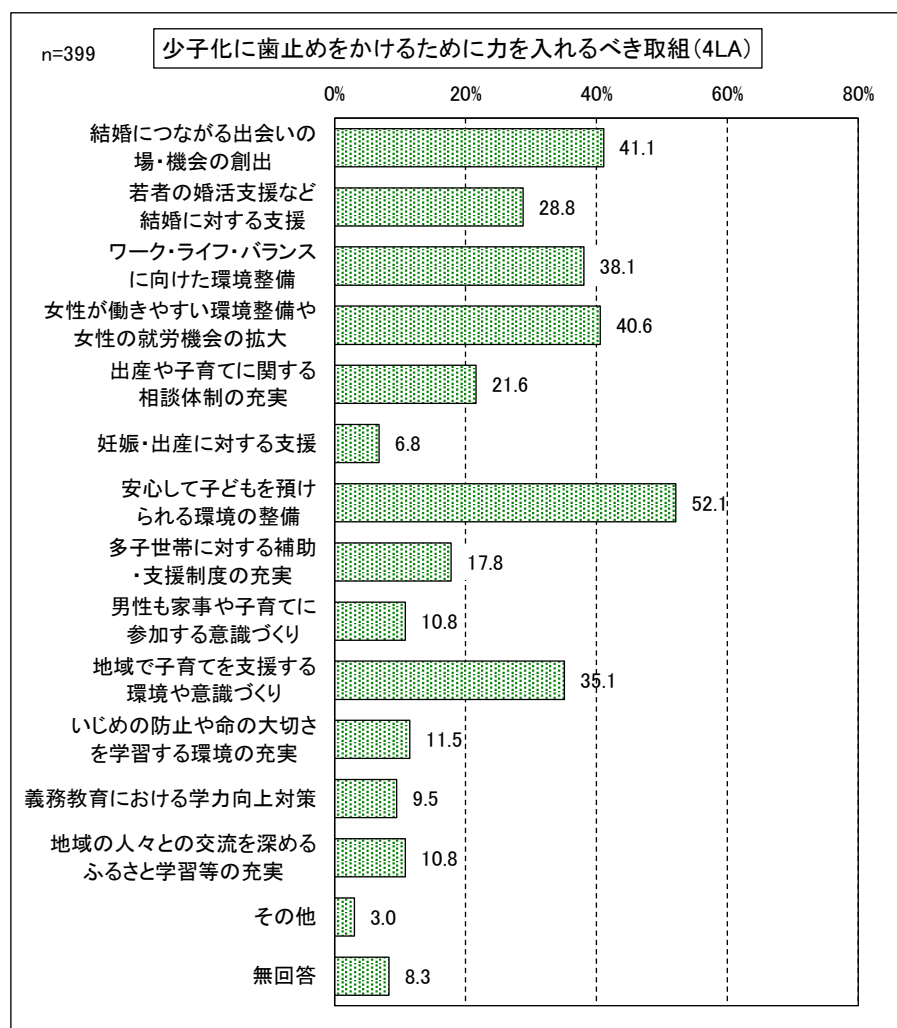
を推進することが求められる結果となっています。

⑧少子化に歯止めをかけるために力を入れるべき取組

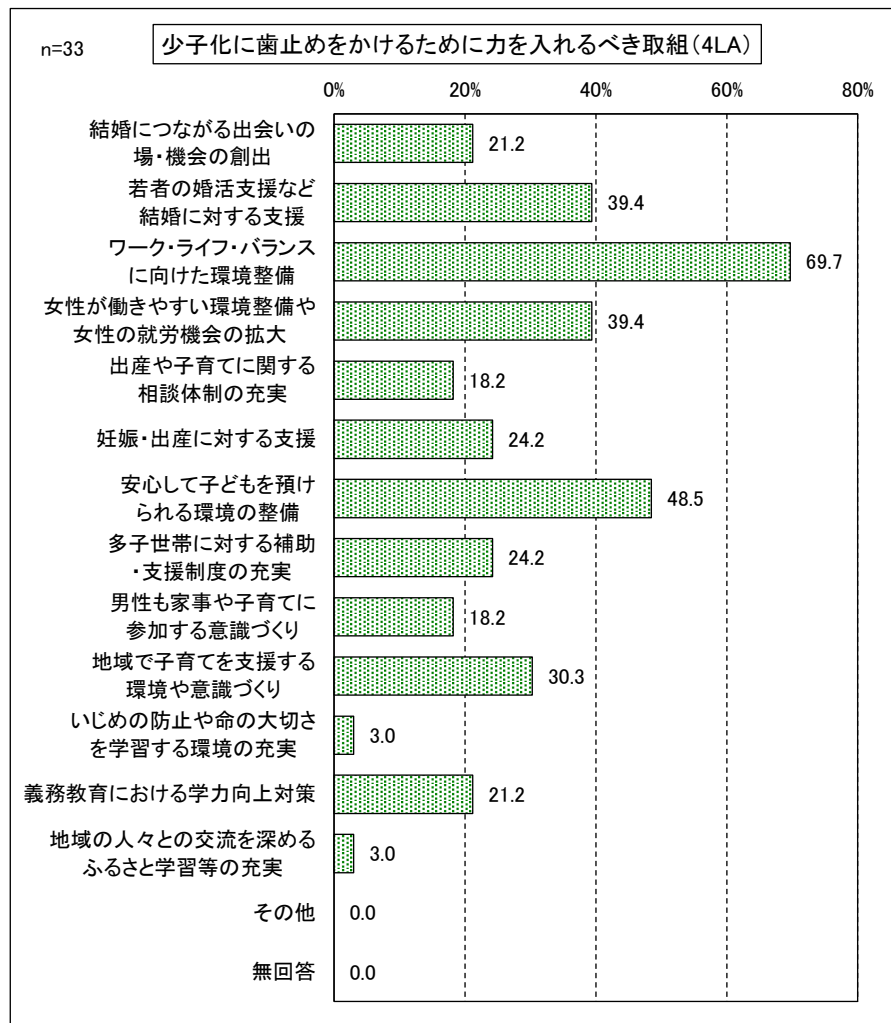
〔一般〕での回答上位項目は、安心して子どもを預けられる環境の整備が 52.1%、結婚につながる出会いの場・機会の創出が 41.1%、女性が働きやすい環境整備や女性の就労機会の拡大が 40.6%、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けた環境整備が 38.1%、地域で子育てを支援する環境や意識づくりが 35.1%となっています。

〔若者〕での回答上位項目は、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けた環境整備が 69.7%、安心して子どもを預けられる環境の整備が 48.5%、若者の婚活支援、結婚祝金など結婚に対する支援、女性が働きやすい環境整備や女性の就労機会の拡大が 39.4%となっています。

〔一般〕



〔若者〕



以上の結果から、

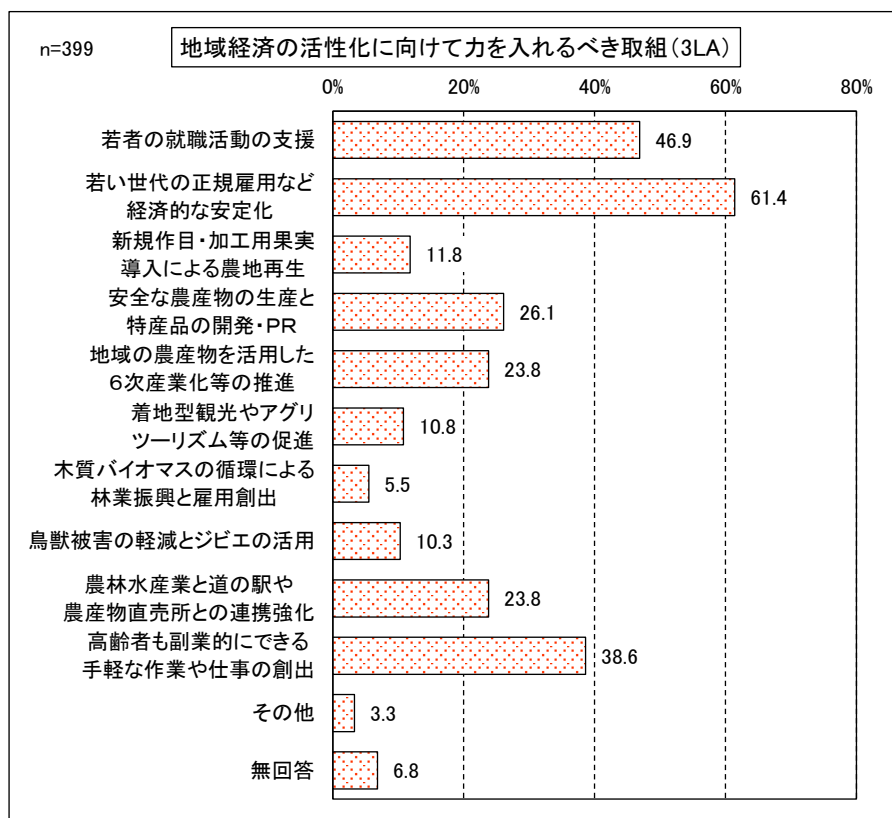
- ・安心して子どもを預けられる環境の整備
 - ・地域で子育てを支援する環境や意識づくり
 - ・結婚につながる出会いの場・機会の創出
 - ・若者の婚活支援、結婚祝金など結婚に対する支援
 - ・女性が働きやすい環境整備や女性の就労機会の拡大
 - ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けた環境整備
- を推進することが求められる結果となっています。

⑨地域経済の活性化に向けて力を入れるべき取組

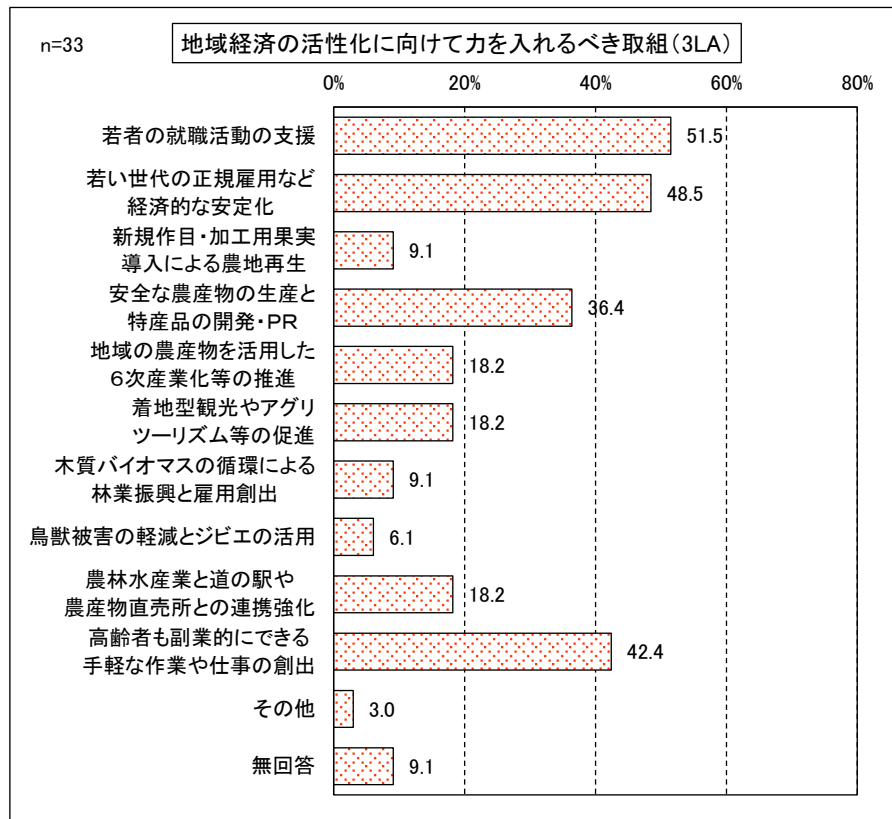
〔一般〕での回答上位項目は、若い世代の正規雇用など経済的な安定化が 61.4%、若者の就職活動の支援が 46.9%、高齢者も副業的にできる手軽な作業や仕事の創出が 38.6%となっています。

〔若者〕での回答上位項目は、若者の就職活動の支援が 51.5%、若い世代の正規雇用など経済的な安定化が 48.5%、高齢者も副業的にできる手軽な作業や仕事の創出が 42.4%、安全で付加価値の高い農産物の生産と特産品の開発・PRが 36.4%となっています。

〔一般〕



〔若者〕



以上の結果から、

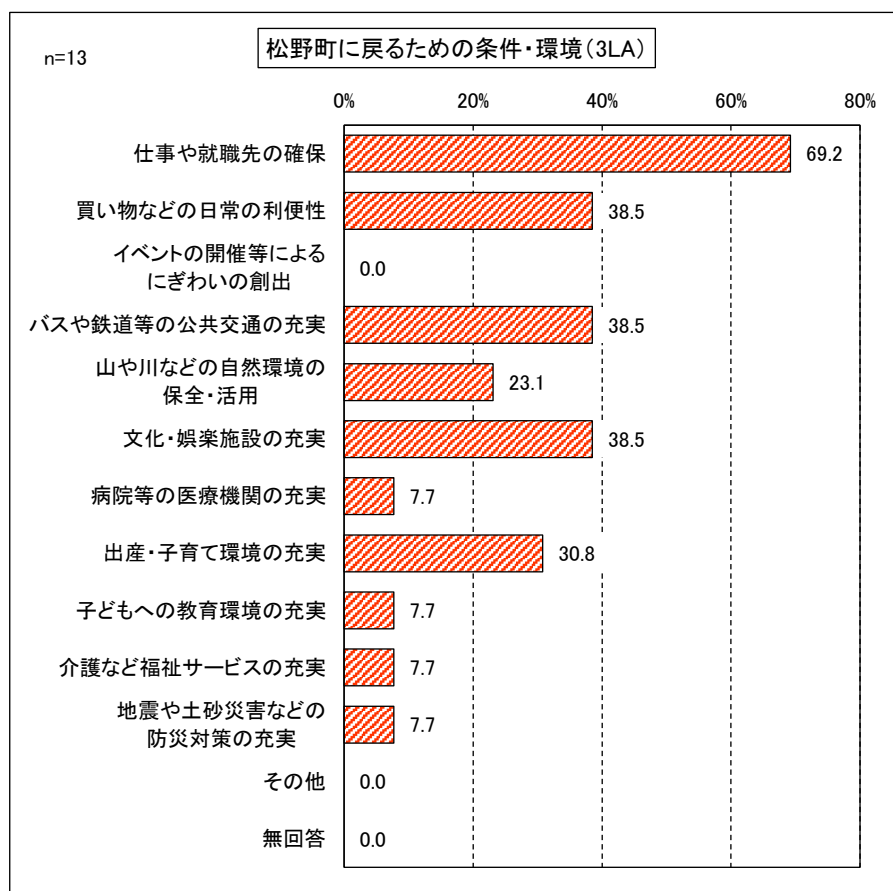
- ・若い世代の正規雇用など経済的な安定化
 - ・若者の就職活動の支援
 - ・高齢者も副業的にできる手軽な作業や仕事の創出
 - ・安全で付加価値の高い農産物の生産と特産品の開発・PR
- を推進することが求められる結果となっています。

⑩松野町に戻るための条件・環境

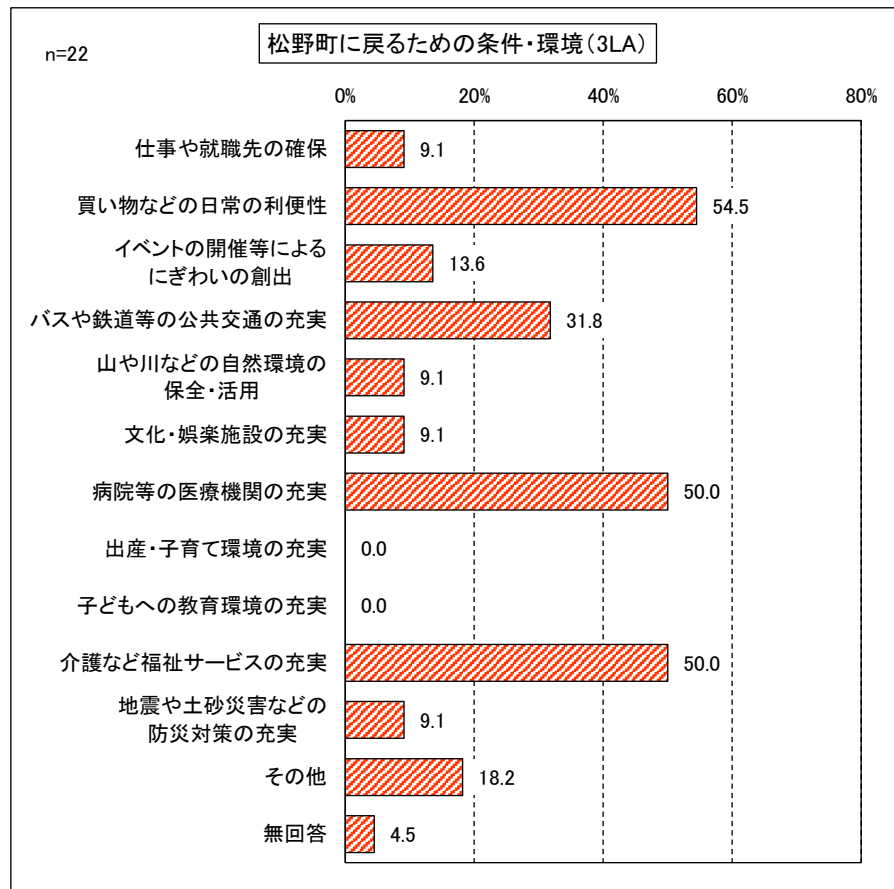
本町に戻るための条件や環境について、〔若者（進学予定者）〕での回答上位項目は、仕事や就職先の確保が 69.2%、買い物などの日常の利便性、バスや鉄道等の公共交通の充実、及び文化・娯楽施設の充実が 38.5%、出産・子育て環境の充実が 30.8%となっています。

〔森の国まつの応援団〕での回答上位項目は、買い物などの日常の利便性が 54.5%、病院等の医療機関の充実、介護など福祉サービスの充実が 50.0%、バスや鉄道等の公共交通の充実が 31.8%となっています。

〔若者：進学予定者〕



〔森の国まつの応援団〕



以上の結果から、進学し町外に転出する〔若者（進学予定者）〕に対しては、

- ・仕事や就職先の確保
- ・買い物などの日常の利便性
- ・バスや鉄道等の公共交通の充実
- ・文化・娯楽施設の充実
- ・出産・子育て環境の充実

等の対策を充実することが求められる結果となっています。

一方、既に町外に転出している〔森の国まつの応援団〕に対しては、

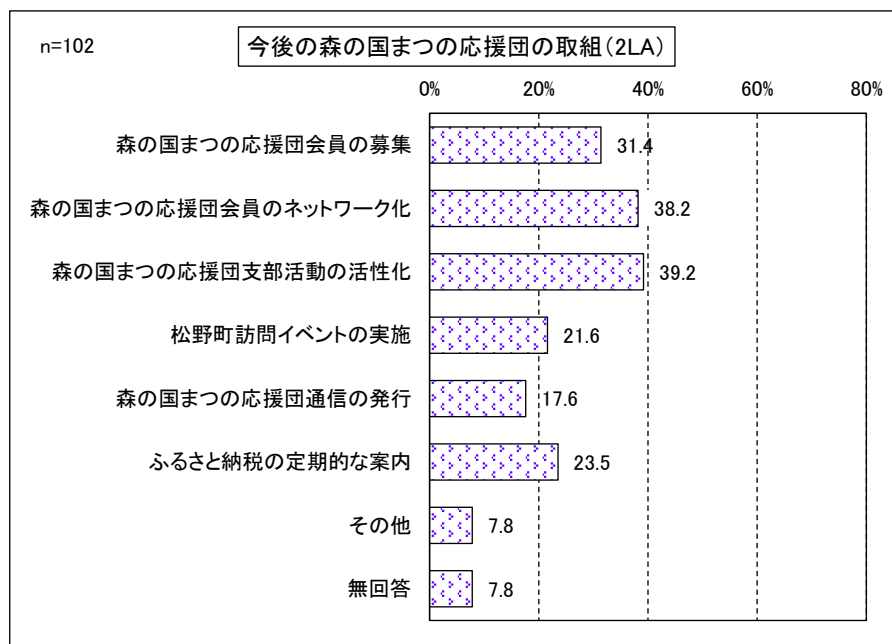
- ・買い物などの日常の利便性
- ・病院等の医療機関の充実
- ・介護など福祉サービスの充実
- ・バスや鉄道等の公共交通の充実

等、安心して暮らせる環境づくりを推進することが求められる結果となっています。

⑪森の国まつの応援団との連携に向けた取組

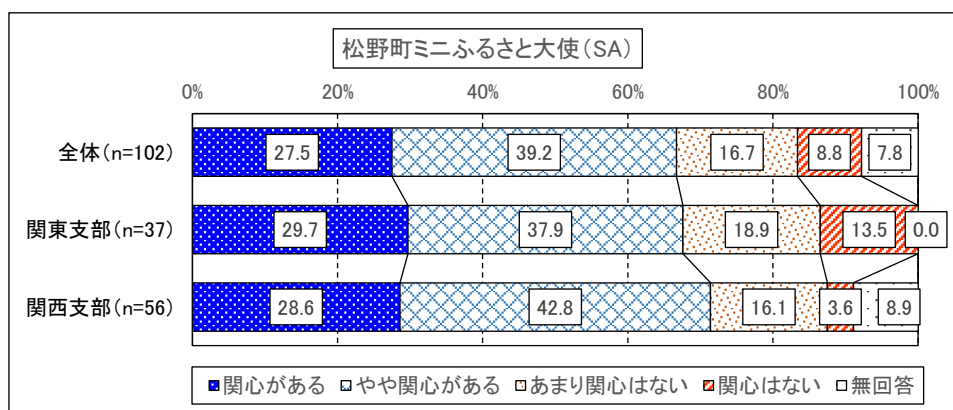
森の国まつの応援団の活動について、今後の取組は、森の国まつの応援団支部活動の活性化が 39.2%、森の国まつの応援団会員のネットワーク化が 38.2%、森の国まつの応援団会員の募集が 31.4%となっており、上位回答項目に対応した取組の充実が求められています。

〔森の国まつの応援団〕



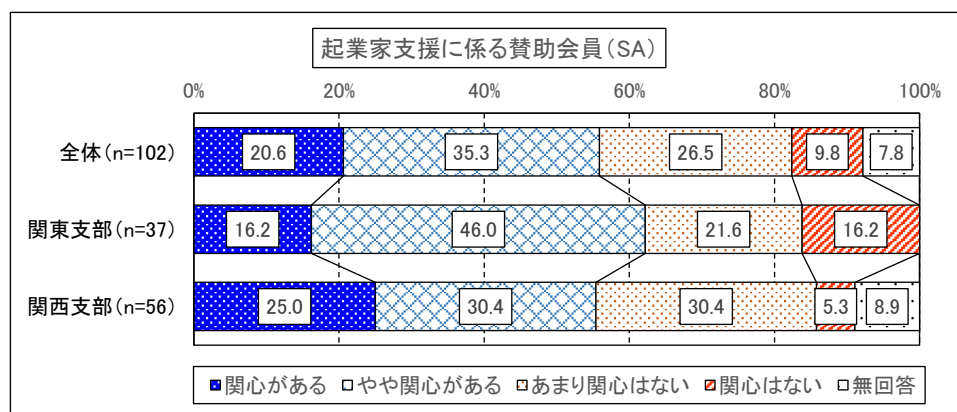
また、松野町を良く知る森の国まつの応援団の皆さんから、町の良さを積極的に周りの人に伝える役割をお願いすることや、名刺による町PR、ふるさと納税の案内、移住を希望する知り合いへ松野町の情報を提供することなどを、町と協力して進める「松野町ミニふるさと大使」については、7割近い会員が関心を示しており、この取組を推進する必要があると判断される結果となっています。

〔森の国まつの応援団（支部別）〕



さらには、松野町で地域資源等を活用して事業を立ち上げる起業家の情報を提供することで、事業に共感する方を募る取組である、「ふるさと未来投資家など起業家支援に係る賛助会員」については、5割を超える会員が関心を示しており、この取組を推進する必要があると判断される結果となっています。

〔森の国まつの応援団（支部別）〕



第4章 将来人口の推計と分析

1 将来人口推計

将来人口推計は、将来の人口規模やその内訳の年齢区分人口を推計するものであり、行政運営を進めるに当たっての基礎的なデータです。

本町では、第1次「松野町人口ビジョン」及び第1次「森の国松野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定にあわせて推計を行っていますが、人口推計とは過去のデータに基づき、推計時点における将来の人口を推測した計算結果であり、その後の本町を取り巻く状況により、過去の推計時点の計算結果と差異が生じることもあることから、様々な要因で変わる人口変化を常に見据え、将来の人口推計を経年的に継続・更新することが必要です。

(1) 推計方法の整理

今後のまちづくりのあり方を検討するため、平成27（2015）年10月1日現在の国勢調査をもとに、将来人口の推計を行います。

①推計方法

人口増減の要因には、出生・死亡による自然動態と、転入・転出による社会動態があり、地域の特性や社会状況の変化等が各動態に影響し人口が変動します。そのため、人口変動の要因を明らかにするためには、自然増減と社会増減に分けて整理分析する必要があります。

本推計にあたっては、国勢調査を基礎データとし、コーホート要因法※によりいくつかの条件設定を行い将来人口の推計を行います。

※コーホート要因法とは、ある期間において、コーホート（同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団）が、期間の始めと終わりで集団規模が変化する要因を、自然動態と社会動態のそれぞれの要因別に分けて推計し、将来の人口を推計する方法です。

②推計にあたっての条件設定

基準人口	平成27（2015）年10月1日の国勢調査人口
生残率	ある年齢X歳の人口が5年後にX+5歳になるまでに死亡しない確率をいう。 国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠する。
純移動率	松野町からの転入・転出の状況をいう。 平成22（2010）年と平成27（2015）年の国勢調査人口をもとに、性別・年齢別の移動率を算定し、推計期間中一定の仮定値として設定する。
合計特殊出生率	1人の女性が一生に産む子どもの平均数をいう。 国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠する。平成24（2012）年～28（2016）年の本町の合計特殊出生率の平均値1.19を使用する。（推計期間中一定と仮定）
出生男女比	出生の際の男女の比率をいう。 推計した0歳人口を男女の別に振り分けるために使用する。 国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠する。（推計期間中一定と仮定）

(2) 基本推計

基本推計として、データの取り方を以下の3パターンに分け比較しました。

- 0～4歳人口を25歳～34歳の女性人口（女性子ども比）から算出。
→以下、「**要因法（1）**」と表記。
- 0～4歳人口を20歳～39歳の女性人口（女性子ども比）から算出。
→以下、「**要因法（2）**」と表記。
- 0～4歳人口は女性15歳～49歳の出生率から算出。
→以下、「**要因法（出生率）**」と表記

①総人口の推計結果

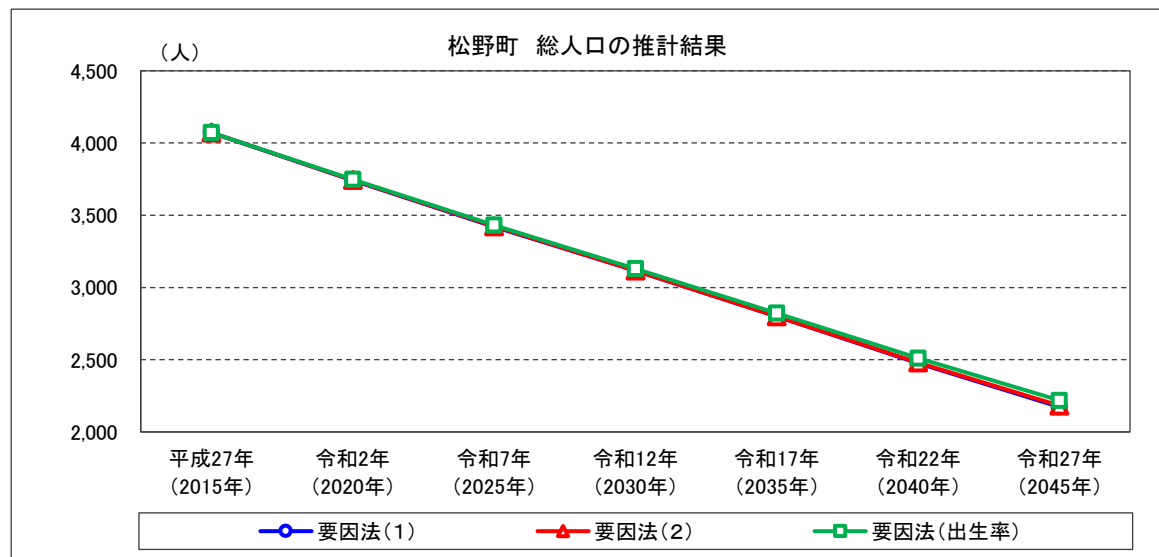
平成27（2015）年10月1日時点での総人口は4,072人ですが、令和27（2045）年における総人口は、要因法（1）では2,173人、要因法（2）では2,183人、要因法（出生率）では2,219人と推計されます。

また、平成27（2015）年10月1日時点での総人口を100とすると、令和27（2045）年における総人口は、要因法（1）では53.4、要因法（2）では53.6、要因法（出生率）では54.5となります。

□総人口

単位：人

	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)
要因法（1）	4,072	3,741	3,419	3,116	2,800	2,476	2,173
要因法（2）	4,072	3,744	3,424	3,117	2,800	2,481	2,183
要因法（出生率）	4,072	3,749	3,432	3,130	2,822	2,511	2,219



②男性人口の推計結果

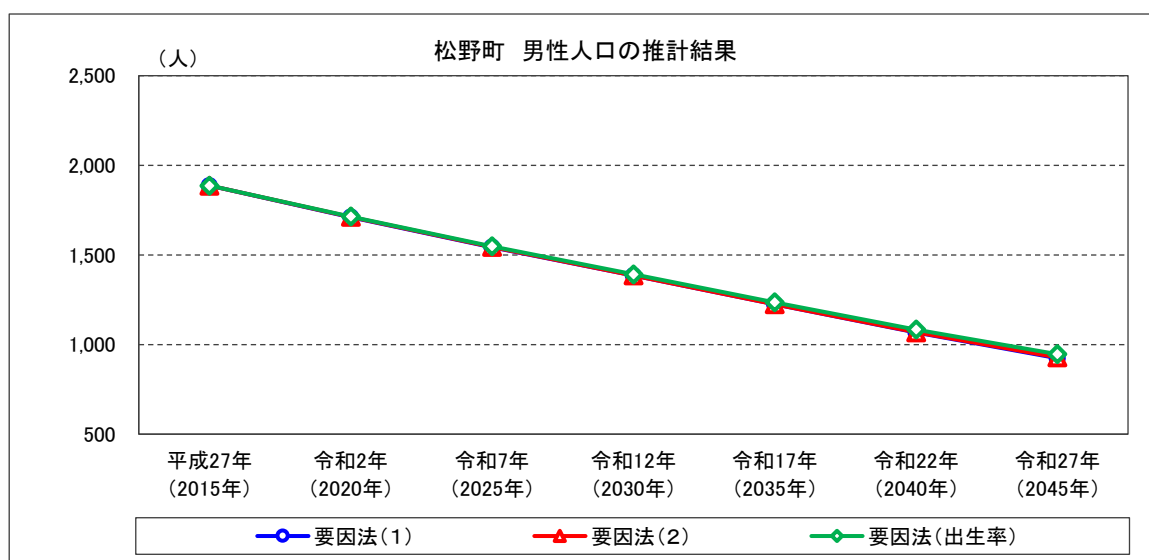
平成 27 (2015) 年 10 月 1 日時点での男性人口は 1,887 人ですが、令和 27 (2045) 年における男性人口は、要因法 (1) では 924 人、要因法 (2) では 928 人、要因法 (出生率) では 946 人と推計されます。

また、平成 27 (2015) 年 10 月 1 日時点での男性人口を 100 とすると、令和 27 (2045) 年における男性人口は、要因法 (1) では 49.0、要因法 (2) では 49.2、要因法 (出生率) では 50.1 となります。

□男性人口

単位：人

	平成 27 年 (2015 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 12 年 (2030 年)	令和 17 年 (2035 年)	令和 22 年 (2040 年)	令和 27 年 (2045 年)
要因法 (1)	1,887	1,711	1,542	1,385	1,225	1,066	924
要因法 (2)	1,887	1,712	1,545	1,386	1,225	1,069	928
要因法 (出生率)	1,887	1,715	1,548	1,392	1,236	1,084	946



③女性人口の推計結果

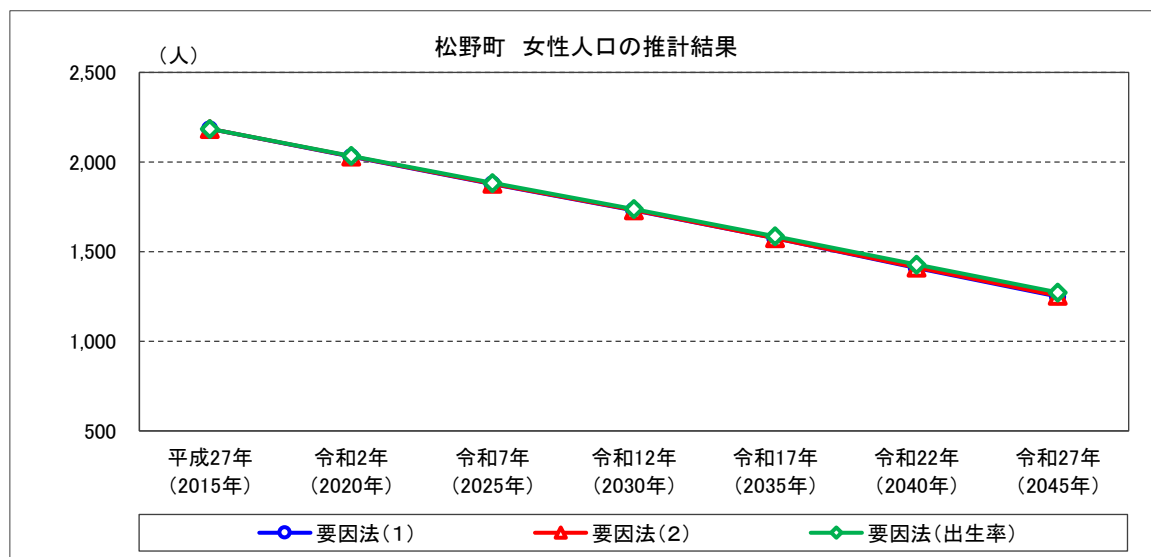
平成 27 (2015) 年 10 月 1 日時点での女性人口は 2,185 人ですが、令和 27 (2045) 年における女性人口は、要因法 (1) では 1,249 人、要因法 (2) では 1,254 人、要因法 (出生率) では 1,273 人と推計されます。

また、平成 27 (2015) 年 10 月 1 日時点での女性人口を 100 とすると、令和 27 (2045) 年における女性人口は、要因法 (1) では 57.2、要因法 (2) では 57.4、要因法 (出生率) では 58.3 となります。

□女性人口

単位：人

	平成 27 年 (2015 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 12 年 (2030 年)	令和 17 年 (2035 年)	令和 22 年 (2040 年)	令和 27 年 (2045 年)
要因法 (1)	2,185	2,030	1,877	1,731	1,575	1,409	1,249
要因法 (2)	2,185	2,032	1,879	1,731	1,575	1,412	1,254
要因法 (出生率)	2,185	2,034	1,883	1,738	1,586	1,428	1,273



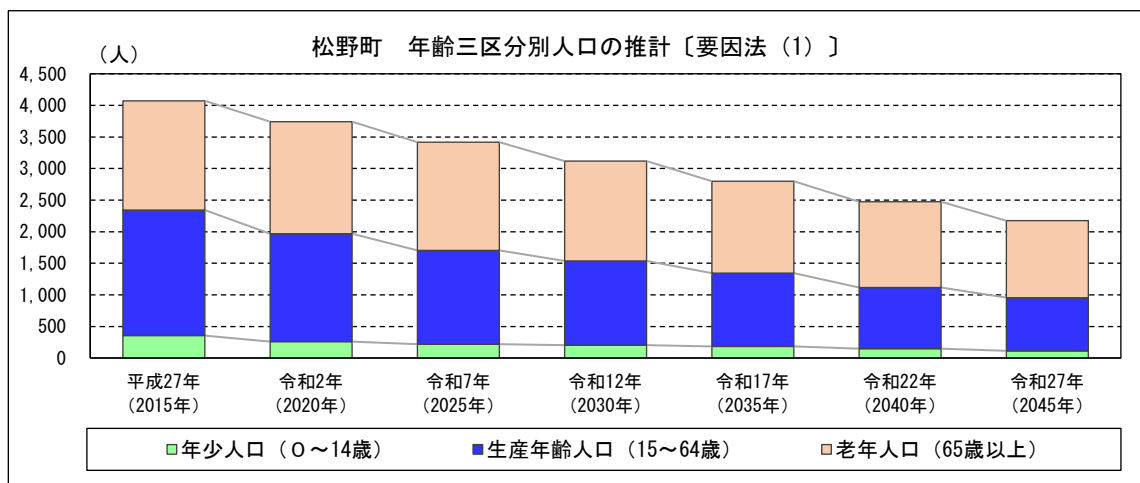
④年齢三区分別人口

総人口の推計結果に基づく、要因法（１）、要因法（２）、要因法（出生率）それぞれの年齢三区分別人口及び割合の推計結果は以下のとおりです。

〔要因法（１）〕

単位：人

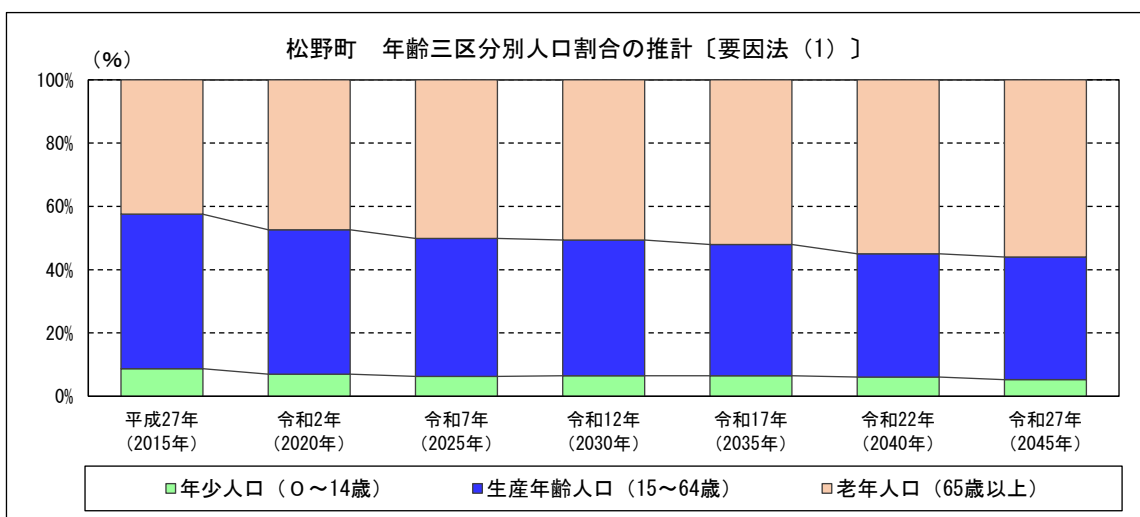
区 分	平成 27 年 (2015 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 12 年 (2030 年)	令和 17 年 (2035 年)	令和 22 年 (2040 年)	令和 27 年 (2045 年)
年少人口 (0～14 歳)	355	261	216	203	183	150	114
生産年齢人口 (15～64 歳)	1,988	1,708	1,489	1,335	1,161	964	842
老年人口 (65 歳以上)	1,729	1,772	1,714	1,578	1,456	1,362	1,217
総人口	4,072	3,741	3,419	3,116	2,800	2,476	2,173



〔要因法（１）〕

単位：％

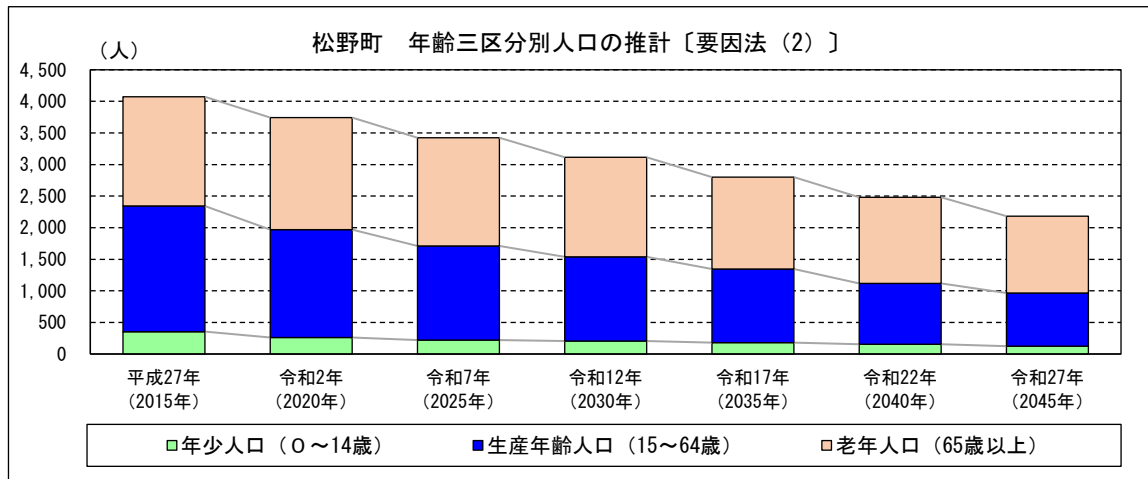
区 分	平成 27 年 (2015 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 12 年 (2030 年)	令和 17 年 (2035 年)	令和 22 年 (2040 年)	令和 27 年 (2045 年)
年少人口 (0～14 歳)	8.7%	7.0%	6.3%	6.5%	6.5%	6.1%	5.2%
生産年齢人口 (15～64 歳)	48.8%	45.6%	43.6%	42.8%	41.5%	38.9%	38.8%
老年人口 (65 歳以上)	42.5%	47.4%	50.1%	50.7%	52.0%	55.0%	56.0%



〔要因法（2）〕

単位：人

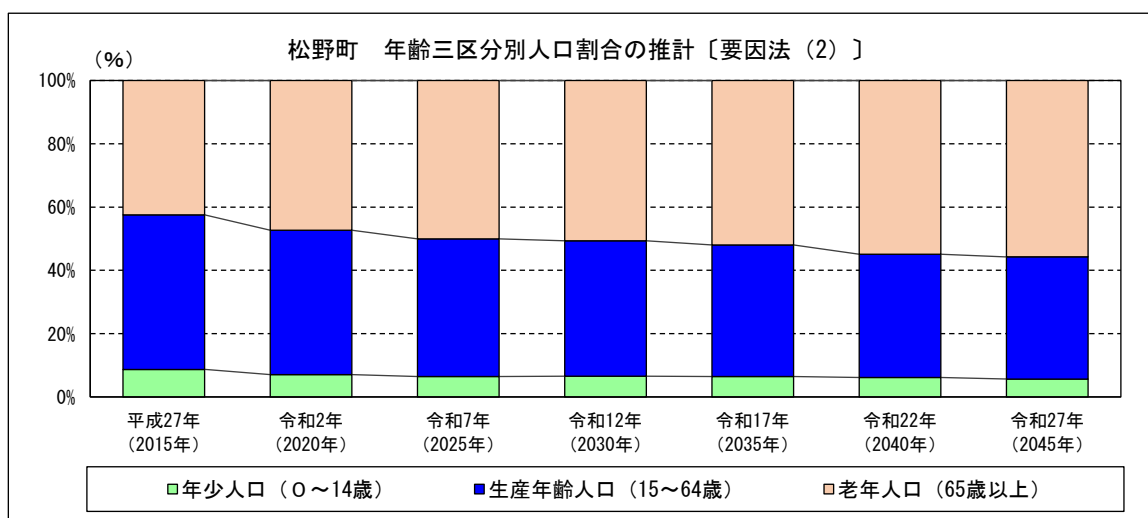
区 分	平成 27 年 (2015 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 12 年 (2030 年)	令和 17 年 (2035 年)	令和 22 年 (2040 年)	令和 27 年 (2045 年)
年少人口 (0～14 歳)	355	264	221	204	181	153	124
生産年齢人口 (15～64 歳)	1,988	1,708	1,489	1,335	1,163	966	842
老年人口 (65 歳以上)	1,729	1,772	1,714	1,578	1,456	1,362	1,217
総人口	4,072	3,744	3,424	3,117	2,800	2,481	2,183



〔要因法（2）〕

単位：%

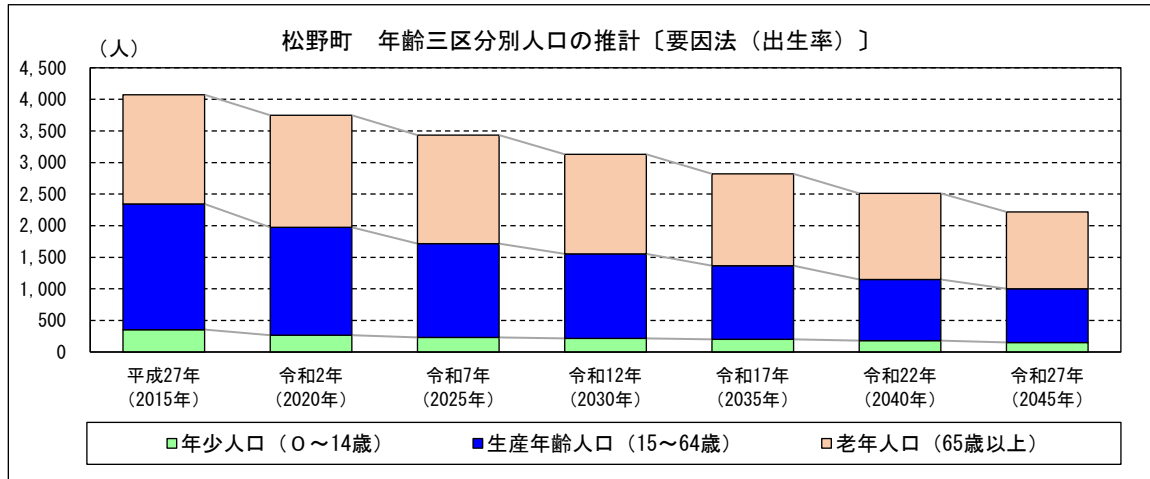
区 分	平成 27 年 (2015 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 12 年 (2030 年)	令和 17 年 (2035 年)	令和 22 年 (2040 年)	令和 27 年 (2045 年)
年少人口 (0～14 歳)	8.7%	7.1%	6.4%	6.6%	6.5%	6.2%	5.7%
生産年齢人口 (15～64 歳)	48.8%	45.6%	43.5%	42.8%	41.5%	38.9%	38.6%
老年人口 (65 歳以上)	42.5%	47.3%	50.1%	50.6%	52.0%	54.9%	55.7%



〔要因法（出生率）〕

単位：人

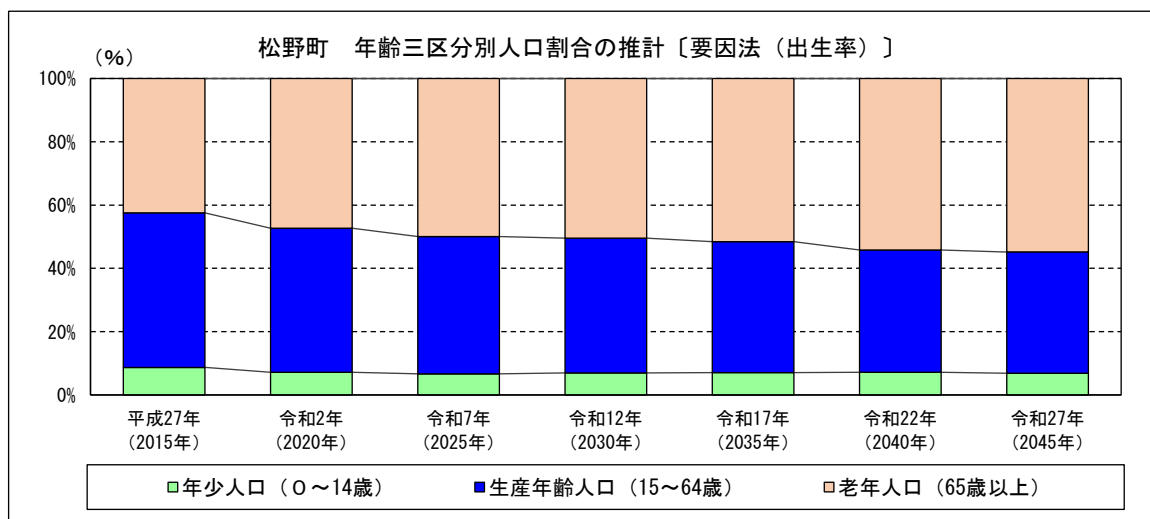
区 分	平成 27 年 (2015 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 12 年 (2030 年)	令和 17 年 (2035 年)	令和 22 年 (2040 年)	令和 27 年 (2045 年)
年少人口 (0～14 歳)	355	269	229	217	200	179	152
生産年齢人口 (15～64 歳)	1,988	1,708	1,489	1,335	1,166	970	850
老年人口 (65 歳以上)	1,729	1,772	1,714	1,578	1,456	1,362	1,217
総人口	4,072	3,749	3,432	3,130	2,822	2,511	2,219



〔要因法（出生率）〕

単位：％

区 分	平成 27 年 (2015 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 12 年 (2030 年)	令和 17 年 (2035 年)	令和 22 年 (2040 年)	令和 27 年 (2045 年)
年少人口 (0～14 歳)	8.7%	7.2%	6.7%	6.9%	7.1%	7.1%	6.9%
生産年齢人口 (15～64 歳)	48.8%	45.5%	43.4%	42.7%	41.3%	38.6%	38.3%
老年人口 (65 歳以上)	42.5%	47.3%	49.9%	50.4%	51.6%	54.3%	54.8%



（３）将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度の分析

①人口予測におけるシミュレーション

（２）基本推計の結果を踏まえ、次の３つのパターンを想定して推計を行うことにより、自然増減、社会増減が将来人口に及ぼす影響の分析を行います。

パターン１（社人研推計準拠）

- ・国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年推計）」に準拠。
- ・出生や死亡に関する仮定は、最近の傾向を踏まえて設定。
- ・移動の仮定については、最近の傾向が今後も続くと仮定。（やや均衡する）

シミュレーション①（パターン１＋出生率上昇）

仮に、パターン１（社人研推計準拠）において、合計特殊出生率^{※１}が令和 12（2030）年までに人口置換水準^{※２}程度（2.1 程度）まで上昇すると仮定した場合のシミュレーション。

シミュレーション②（シミュレーション①＋移動均衡）

シミュレーション①に加え、（令和 2 年から直ちに）移動（純移動率）がゼロ（均衡）になることを仮定した場合のシミュレーション。

※１合計特殊出生率とは「15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。

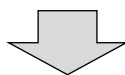
※２人口置換水準とは、人口が将来にわたり増加も減少もせず、親の世代と同数で置き換わるために必要な合計特殊出生率の水準のことで、国立社会保障・人口問題研究所により算出されています。

②自然増減、社会増減の影響度の分析

パターン1とシミュレーション①及びシミュレーション②の結果を用いて自然増減、社会増減における影響度を分析します。

〔シミュレーションの考え方〕

項 目	計算方法	結果による影響度
自然増減の影響度	シミュレーション①の令和 27（2045）年の推計の総人口／パターン1の令和 27（2045）年の推計の総人口	100%未満 : 1 100～105% : 2 105～110% : 3 110～115% : 4 115%以上 : 5
社会増減の影響度	シミュレーション②の令和 27（2045）年の推計の総人口／シミュレーション①の令和 27（2045）年の推計の総人口	100%未満 : 1 100～110% : 2 110～120% : 3 120～130% : 4 130%以上 : 5



〔自然増減、社会増減の影響度〕

項 目	計算方法	結果による影響度
自然増減の影響度	- シミュレーション①の令和 27（2045）年の推計の総人口＝2,183 人 - パターン1の令和 27（2045）年の推計の総人口＝2,173 人 $2,183 / 2,173 \times 100 = 100.5\%$	2
社会増減の影響度	- シミュレーション②の令和 27（2045）年の推計の総人口＝2,219 人 - シミュレーション①の令和 27（2045）年の推計の総人口＝2,183 人 $2,219 / 2,183 \times 100 = 101.6\%$	2

本町は、自然増減の影響度が「2」＝100.5%、社会増減の影響度が「2」＝101.6%となっており、出生率の上昇につながる施策への取組と、社会増をもたらす施策への取組がともに必要と判断されます。

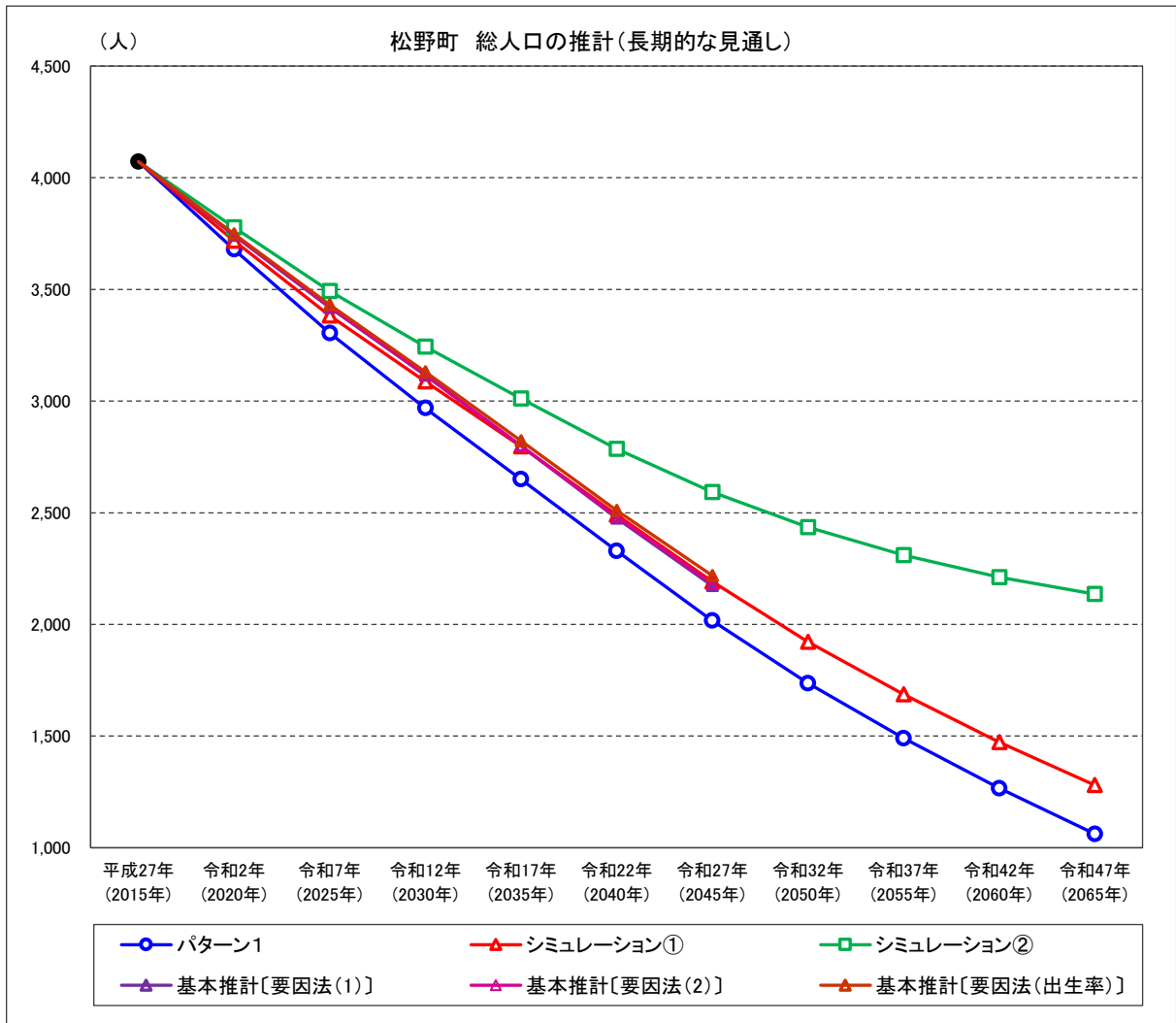
※自然増減の影響度が「1」→「5」と上がるにつれて、出生率を上昇させる施策に取り組むことが効果的であり、社会増減の影響度が「1」→「5」と上がるにつれて、人口の社会増をもたらす施策に取り組むことが、人口減少の度合いを抑える上でより効果的であるといえる。

③推計パターンによる比較

上記の3パターン（パターン1、シミュレーション①、シミュレーション②）での推計及び、基本推計（3パターン）での、本町の長期的な推計結果は次頁のグラフのとおりです。

基本推計による3パターンの令和 27（2045）年までの推計値の推移は、合計特殊出生率を2.1とした場合（シミュレーション①）と近似的な推移を示しており、このことから、合計特殊出生率が上がっても、人口減少に対する大きな歯止めにはならないことが示されています。

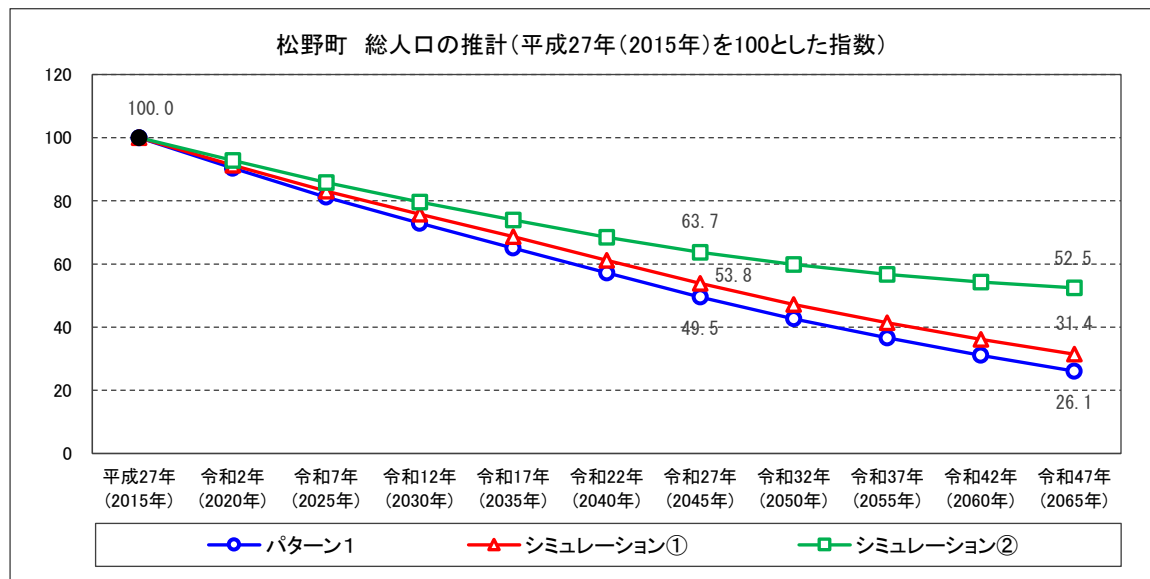
また、人口移動を均衡（シミュレーション②）とすることによって、人口減少傾向は低減していく結果となっています。（※第1次における検討結果と同様となっています。）



単位：人

	平成 27 年 (2015 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 12 年 (2030 年)	令和 17 年 (2035 年)	令和 22 年 (2040 年)	令和 27 年 (2045 年)
パターン 1	4,072	3,680	3,305	2,969	2,650	2,330	2,017
シミュレーション①		3,719	3,383	3,087	2,798	2,491	2,192
シミュレーション②		3,777	3,492	3,243	3,012	2,786	2,593
基本推計〔要因法 (1) 〕		3,741	3,419	3,116	2,800	2,476	2,173
基本推計〔要因法 (2) 〕		3,744	3,424	3,117	2,800	2,481	2,183
基本推計〔要因法 (出生率) 〕		3,749	3,432	3,130	2,822	2,511	2,219

	令和 32 年 (2050 年)	令和 37 年 (2055 年)	令和 42 年 (2060 年)	令和 47 年 (2065 年)
パターン 1	1,737	1,491	1,267	1,062
シミュレーション①	1,923	1,687	1,473	1,280
シミュレーション②	2,435	2,311	2,212	2,136



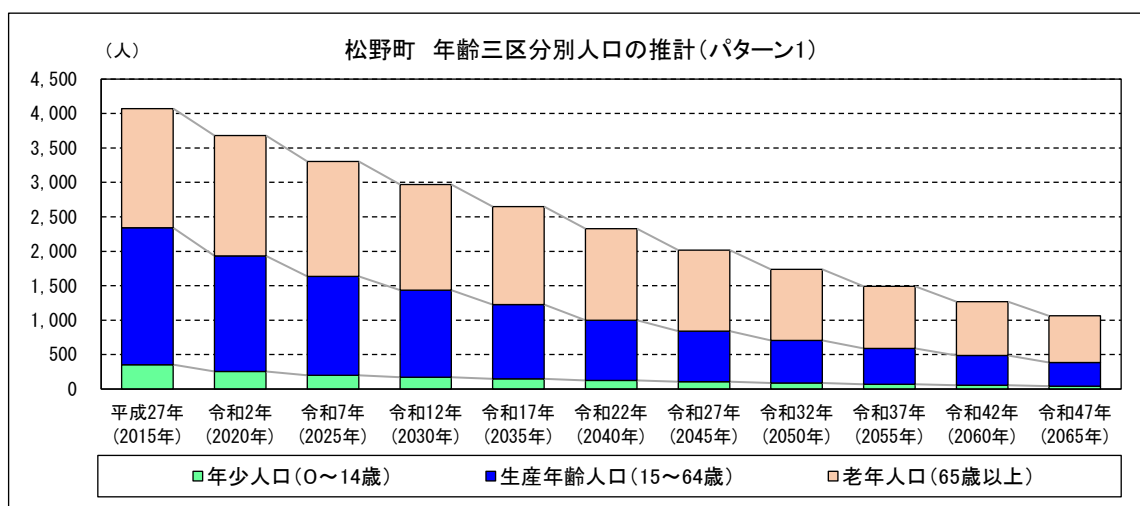
区 分	平成 27 年 (2015 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 12 年 (2030 年)	令和 17 年 (2035 年)	令和 22 年 (2040 年)
パターン 1	100.0	90.4	81.2	72.9	65.1	57.2
シミュレーション①		91.3	83.1	75.8	68.7	61.2
シミュレーション②		92.8	85.8	79.6	74.0	68.4

区 分	令和 27 年 (2045 年)	令和 32 年 (2050 年)	令和 37 年 (2055 年)	令和 42 年 (2060 年)	令和 47 年 (2065 年)
パターン 1	49.5	42.7	36.6	31.1	26.1
シミュレーション①	53.8	47.2	41.4	36.2	31.4
シミュレーション②	63.7	59.8	56.7	54.3	52.5

■パターン１（年齢三区分別人口）

- ・出生や死亡に関する仮定は、最近の傾向を踏まえて設定。
- ・移動の仮定については、最近の傾向が今後も続くと仮定。（やや均衡する）

令和 47（2065）年には、総人口が 1,062 人まで減少し、平成 27（2015）年に比べ 26.1%の規模に縮小する見込みとなります。



単位：人

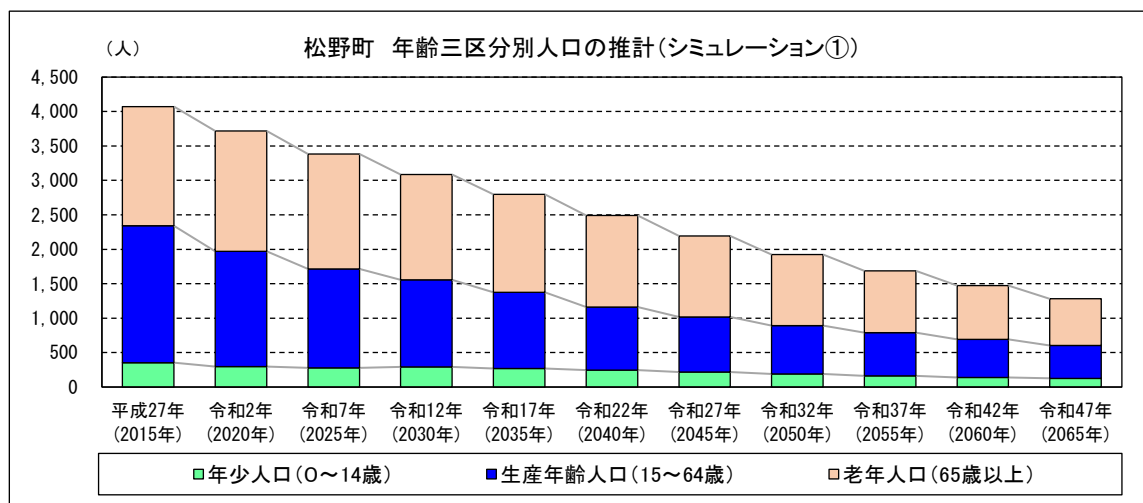
区 分	平成 27 年 (2015 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 12 年 (2030 年)	令和 17 年 (2035 年)	令和 22 年 (2040 年)	令和 27 年 (2045 年)
年少人口 (0～14 歳)	354	257	200	173	147	127	107
生産年齢人口 (15～64 歳)	1,986	1,675	1,437	1,264	1,082	872	736
老年人口 (65 歳以上)	1,732	1,748	1,668	1,532	1,421	1,331	1,174
総人口	4,072	3,680	3,305	2,969	2,650	2,330	2,017

区 分	令和 32 年 (2050 年)	令和 37 年 (2055 年)	令和 42 年 (2060 年)	令和 47 年 (2065 年)
年少人口 (0～14 歳)	87	69	54	42
生産年齢人口 (15～64 歳)	620	523	434	343
老年人口 (65 歳以上)	1,030	899	779	677
総人口	1,737	1,491	1,267	1,062

■シミュレーション①（年齢三区分別人口）

- ・合計特殊出生率が人口置換水準（人口を長期的に一定に保てる水準の2.1）まで上昇すると仮定した場合のシミュレーション

令和47（2065）年には、総人口が1,280人まで減少し、平成27（2015）年に比べ31.4%の規模に縮小する見込みとなります。パターン1に比べ出生率が上昇するため、年少人口を中心に上乘せとなります。



単位：人

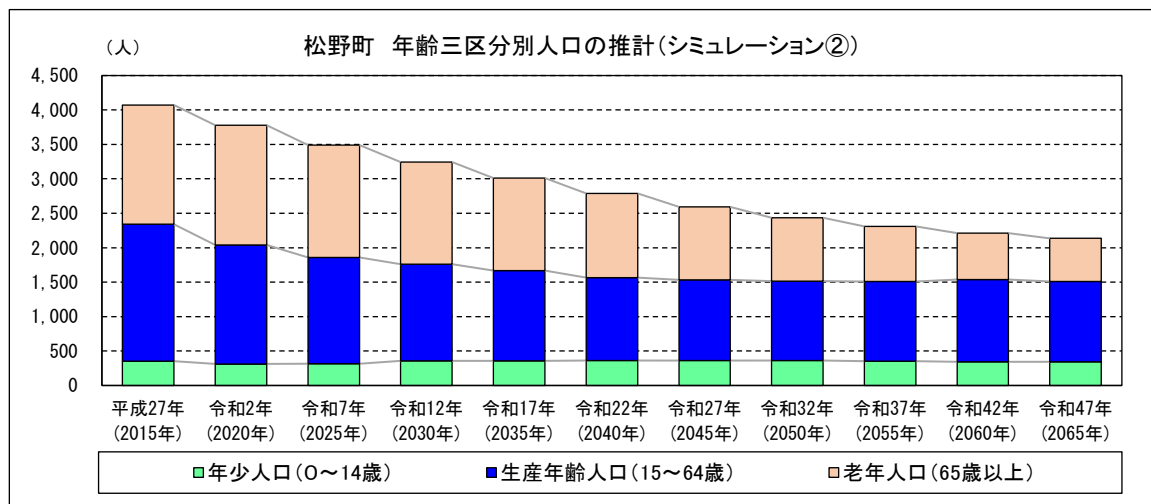
区 分	平成 27 年 (2015 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 12 年 (2030 年)	令和 17 年 (2035 年)	令和 22 年 (2040 年)	令和 27 年 (2045 年)
年少人口 (0～14 歳)	354	296	278	291	267	245	217
生産年齢人口 (15～64 歳)	1,986	1,675	1,437	1,264	1,110	915	801
老年人口 (65 歳以上)	1,732	1,748	1,668	1,532	1,421	1,331	1,174
総人口	4,072	3,719	3,383	3,087	2,798	2,491	2,192

区 分	令和 32 年 (2050 年)	令和 37 年 (2055 年)	令和 42 年 (2060 年)	令和 47 年 (2065 年)
年少人口 (0～14 歳)	189	163	141	127
生産年齢人口 (15～64 歳)	704	625	553	476
老年人口 (65 歳以上)	1,030	899	779	677
総人口	1,923	1,687	1,473	1,280

■シミュレーション②（年齢三区分別人口）

- ・ 合計特殊出生率が人口置換水準（人口を長期的に一定に保てる水準の2.1）まで上昇し、かつ人口移動が均衡したとした（令和2年（2020年）から移動がゼロとなった）と仮定した場合のシミュレーション

令和47（2065）年には、総人口が2,136人まで減少し、平成27（2015）年に比べ52.5%の規模に縮小する見込みとなります。令和2（2020）年には移動が均衡（ゼロ）となり、シミュレーション①に比べ、生産年齢人口を中心に全世代で上乗せとなります。



単位：人

区 分	平成 27 年 (2015 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 12 年 (2030 年)	令和 17 年 (2035 年)	令和 22 年 (2040 年)	令和 27 年 (2045 年)
年少人口 (0～14 歳)	354	313	316	357	357	361	362
生産年齢人口 (15～64 歳)	1,986	1,729	1,542	1,406	1,313	1,207	1,171
老年人口 (65 歳以上)	1,732	1,735	1,634	1,480	1,342	1,218	1,060
総人口	4,072	3,777	3,492	3,243	3,012	2,786	2,593

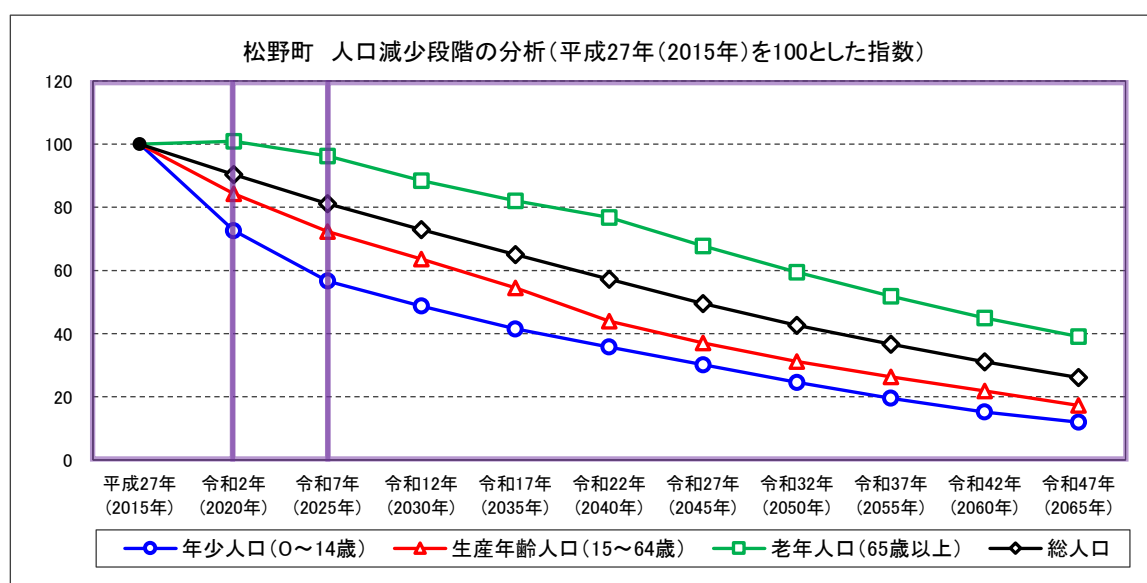
区 分	令和 32 年 (2050 年)	令和 37 年 (2055 年)	令和 42 年 (2060 年)	令和 47 年 (2065 年)
年少人口 (0～14 歳)	361	354	344	343
生産年齢人口 (15～64 歳)	1,152	1,156	1,194	1,170
老年人口 (65 歳以上)	922	801	674	623
総人口	2,435	2,311	2,212	2,136

④人口減少段階の分析

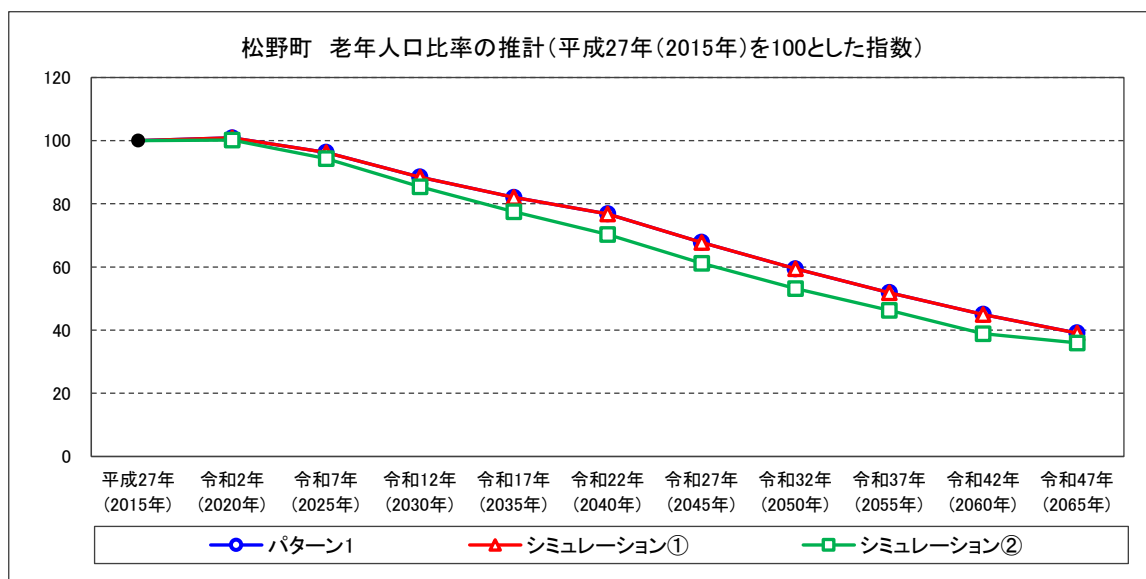
人口減少段階については、「第1段階：老年人口の増加（総人口の減少）」、「第2段階：老年人口の維持・微減」、「第3段階：老年人口の減少」の3段階を経て進行するとされています。

社人研パターン1の推計では、令和2（2020）年は第1段階、令和7（2025）年が第2段階、第3段階が令和12（2030）年前後からと予測されます。

令和47（2065）年には、総人口が2,136人まで減少し、平成27（2015）年に比べ52.5%の規模に縮小する見込みとなります。令和2（2020）年には移動が均衡（ゼロ）となり、シミュレーション①に比べ、生産年齢人口を中心に全世代で上乗せとなります。



老年人口比率のピークは、各推計で約 63%～約 47%と、16%程度の差があります。シミュレーション①、パターン1 及びシミュレーション②の順にピークを迎えるものと推計されます。



〔老年人口比率の推計〕

	パターン1	シミュレーション①	シミュレーション②
平成 27 年(2015 年)	42.5%	42.5%	42.5%
令和 2 年(2020 年)	47.5%	47.0%	47.5%
令和 7 年(2025 年)	50.5%	49.3%	50.5%
令和 12 年(2030 年)	51.6%	49.6%	51.6%
令和 17 年(2035 年)	53.6%	50.8%	53.6%
令和 22 年(2040 年)	57.1%	53.4%	57.1%
令和 27 年(2045 年)	58.2%	53.6%	58.2%
令和 32 年(2050 年)	59.3%	53.6%	59.3%
令和 37 年(2055 年)	60.3%	53.3%	60.3%
令和 42 年(2060 年)	61.5%	52.9%	61.5%
令和 47 年(2065 年)	63.7%	52.9%	63.7%

第5章 将来人口の展望

1 現状と課題の整理

①自然増の縮小

出生数は低水準の状況が続いており、死亡数は増加傾向にあるため、自然減が拡大しています。

合計特殊出生率は、急激に上昇することは考えにくいため、今後は自然減の継続が予想されるので、若い世代の増加や合計特殊出生率の上昇に影響を与える有効な施策を講じる必要があります。

②若い世代の転出超過

男女とも10歳代後半に転出超過のピークがあり、入学や就職等のタイミングでの、他地域への移動が大きな課題です。

③急速に進む高齢化

急速に高齢化が進みますが、生産年齢人口の減少と高齢化の進行によって、今後は、財政的な問題が大きくなると予想されます。

2 将来の方向

本町のこれまでの人口推移と将来の推計結果を踏まえ、本町が活力を失うことのないよう持続可能なまちであり続けるためには、人口減少の速度を抑制し、今後も安定的な出生数を確保するとともに、人口構造の若返りを図る必要があります。

①子育て世代の妊娠・出産・子育て環境の整備

すべての子育て家庭が安心して子どもを産み、育てられる環境を整備し、家庭と仕事の両立を実現することで、生産年齢人口の減少と将来的な年少人口の減少対策を推進する必要があります。

②就労の場の確保と若い世代の転出抑制・転入促進

新たな雇用を創出し、町内で安心して働ける場を確保することで、就職時における若い世代の転出を抑制するとともに、本町の魅力を積極的に発信することで転入を促進する必要があります。

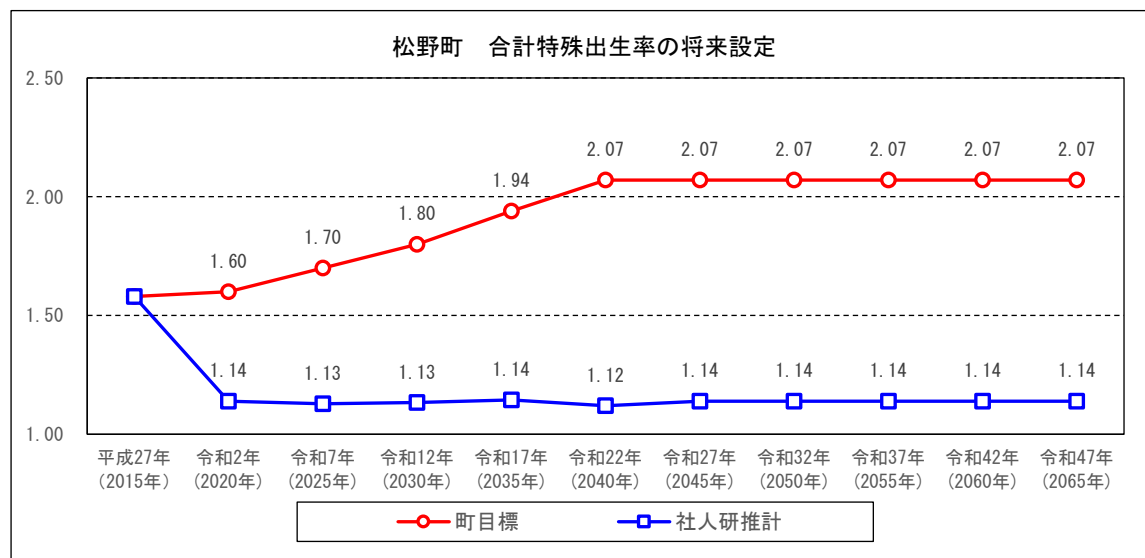
③急速に進む高齢化と時代の変化への適切な対応

急速に進む高齢化には、医療や介護サービスの分野だけではなく、安心して暮らせる地域づくりのための施策を一体的に進める必要があります。

3 人口の将来展望

①将来展望人口の算定

本町の将来の合計特殊出生率は、国の長期ビジョンに準じて、第1次「松野町人口ビジョン」のとおり令和2（2020）年1.60、令和12（2030）年1.80、令和22（2040）年2.07を目指すものとします。



また、移動に関しては、平成27（2015）年から令和2（2020）年にかけては、国立社会保障・人口問題研究所の設定した移動率と同様としますが、令和2（2020）年から令和7（2025）年にかけて移動が均衡すると考え、以後も同様に均衡するものとします。

純移動率・男性

年齢階級	2015年→ 2020年	2020年→ 2025年
0～4歳→5～9歳	0.06706	0.00000
5～9歳→10～14歳	0.00801	0.00000
10～14歳→15～19歳	-0.02713	0.00000
15～19歳→20～24歳	-0.11559	0.00000
20～24歳→25～29歳	-0.14256	0.00000
25～29歳→30～34歳	-0.04096	0.00000
30～34歳→35～39歳	-0.01490	0.00000
35～39歳→40～44歳	0.01017	0.00000
40～44歳→45～49歳	-0.00155	0.00000
45～49歳→50～54歳	0.00613	0.00000
50～54歳→55～59歳	0.03762	0.00000
55～59歳→60～64歳	0.02071	0.00000
60～64歳→65～69歳	0.02770	0.00000
65～69歳→70～74歳	0.01624	0.00000
70～74歳→75～79歳	-0.00491	0.00000
75～79歳→80～84歳	-0.00396	0.00000
80～84歳→85～89歳	0.00448	0.00000
85歳以上→90歳以上	-0.02563	0.00000

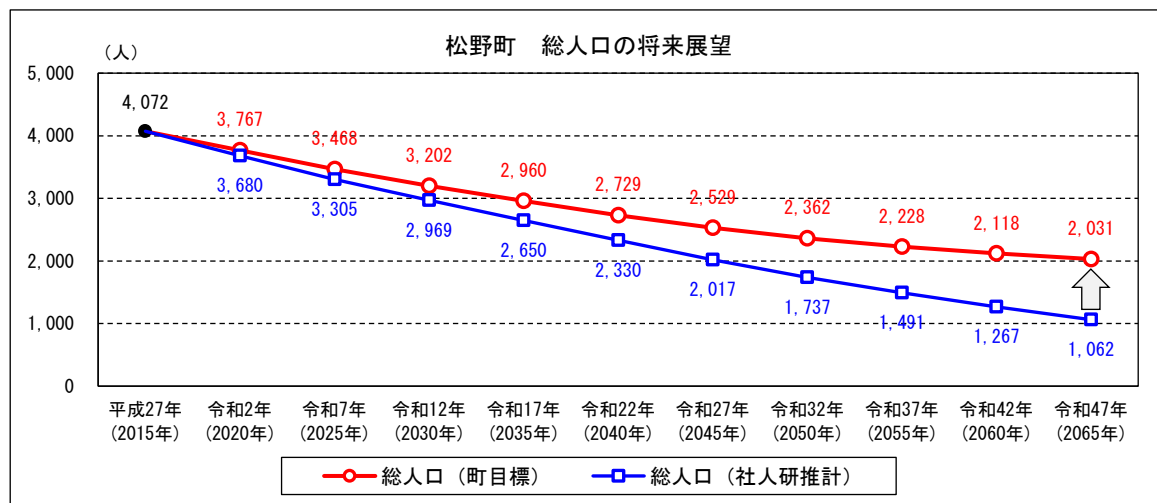
純移動率・女性

年齢階級	2015年→ 2020年	2020年→ 2025年
0～4歳→5～9歳	0.04007	0.00000
5～9歳→10～14歳	0.02429	0.00000
10～14歳→15～19歳	0.00444	0.00000
15～19歳→20～24歳	-0.02979	0.00000
20～24歳→25～29歳	-0.18699	0.00000
25～29歳→30～34歳	-0.08551	0.00000
30～34歳→35～39歳	-0.03269	0.00000
35～39歳→40～44歳	0.00913	0.00000
40～44歳→45～49歳	-0.01145	0.00000
45～49歳→50～54歳	0.02297	0.00000
50～54歳→55～59歳	0.00799	0.00000
55～59歳→60～64歳	0.01173	0.00000
60～64歳→65～69歳	0.01186	0.00000
65～69歳→70～74歳	0.01302	0.00000
70～74歳→75～79歳	-0.00636	0.00000
75～79歳→80～84歳	-0.00276	0.00000
80～84歳→85～89歳	0.02165	0.00000
85歳以上→90歳以上	0.00674	0.00000

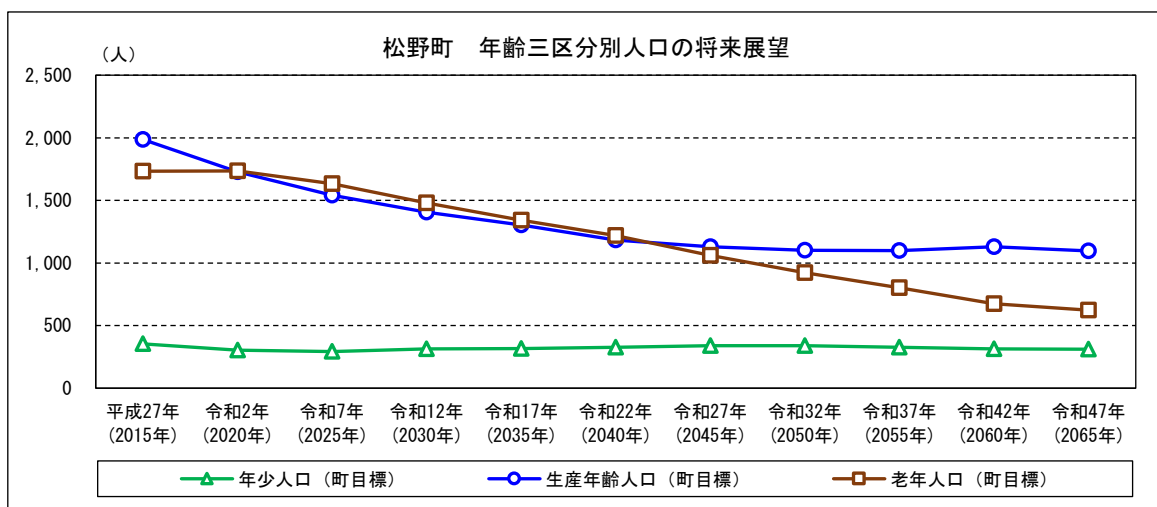
②将来展望人口

令和 47（2065）年における本町の人口は、今後の人口減少を抑制することにより、国立社会保障・人口問題研究所の推計と比べて、969 人の増加が見込まれます。

〔総人口の将来展望〕



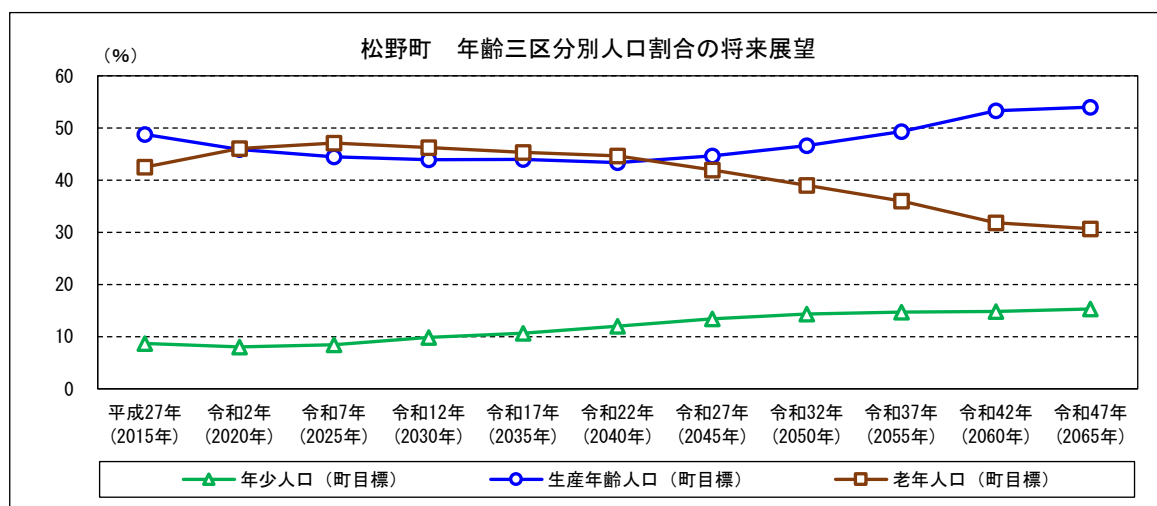
〔年齢三区分別人口の将来展望〕



単位：人

区 分	平成 27 年 (2015 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 12 年 (2030 年)	令和 17 年 (2035 年)	令和 22 年 (2040 年)	令和 27 年 (2045 年)
年少人口	354	303	292	315	316	328	339
生産年齢人口	1,986	1,729	1,542	1,407	1,302	1,183	1,129
老年人口	1,732	1,735	1,634	1,480	1,342	1,218	1,061
総人口	4,072	3,767	3,468	3,202	2,960	2,729	2,529

区 分	令和 32 年 (2050 年)	令和 37 年 (2055 年)	令和 42 年 (2060 年)	令和 47 年 (2065 年)
年少人口	339	328	315	311
生産年齢人口	1,101	1,099	1,129	1,097
老年人口	922	801	674	623
総人口	2,362	2,228	2,118	2,031



単位：%

区 分	平成 27 年 (2015 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 12 年 (2030 年)	令和 17 年 (2035 年)	令和 22 年 (2040 年)	令和 27 年 (2045 年)
年少人口	8.7	8.0	8.4	9.8	10.7	12.0	13.4
生産年齢人口	48.8	45.9	44.5	44.0	44.0	43.4	44.7
老年人口	42.5	46.1	47.1	46.2	45.3	44.6	41.9

区 分	令和 32 年 (2050 年)	令和 37 年 (2055 年)	令和 42 年 (2060 年)	令和 47 年 (2065 年)
年少人口	14.4	14.7	14.9	15.3
生産年齢人口	46.6	49.3	53.3	54.0
老年人口	39.0	36.0	31.8	30.7

③ 目標人口

「第2次森の国松野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の最終年度である令和6（2024）年度における本町の人口を、3,600人とします。

第2編

第2次森の国松野町 まち・ひと・しごと創生総合戦略

第1章 総合戦略策定の趣旨

1 計画の目的

本計画は、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）に基づき、平成 27 年度（2015 年度）に作成された「森の国松野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（※以下、「第 1 次森の国松野町総合戦略」という。）が、令和元年度（2019 年度）に計画期間の終了を迎えることを踏まえ、依然として続く本町の人口減少問題への対策と、「森の国」創生のまちづくりを引き続き進めるため、第 1 次森の国松野町総合戦略の結果を踏まえつつ、「第 2 次森の国松野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（※以下、「第 2 次森の国松野町総合戦略」という。）として策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、国の第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、松野町のまち・ひと・しごとの創生に向けた基本目標と基本的方向、具体的な施策について、今後 5 年間の取組内容をまとめたものであり、「第 5 次松野町総合計画」（平成 27 年度～令和 6 年度）との整合を図っています。

また、本計画の施策には、重要目標達成指標（Key Goal Indicator、以下「KGI」という。）や重要業績評価指標（Key Performance Indicator、以下「KPI」という。）を定め、政策効果を客観的に検証し、必要な改善を行うこととしています。

3 計画の期間

本総合戦略の計画期間は、令和 2 年度（2020 年度）～令和 6 年度（2024 年度）の 5 年間とします。

第2章 国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の総括

1 第2期の主な取組の方向性

国の第1期総合戦略の「成果と課題」は、

- 地方の若者の就業率、訪日外国人旅行者数、農林水産物・食品の輸出額は一貫して増加傾向にあるなど、しごとの創生に関しては、一定の成果が見られる。
- 一方、東京圏への転入超過は、2020年の均衡目標に対し、2018年は13.6万人となっている。景気回復が続く中、バブル崩壊後のピークの15.5万人（2007年）より下回っているが、地方創生がスタートした2014年からは一貫して増加しており、更なる取組が必要。

とされており、第1期の課題である「人口減少」及び「東京圏への一極集中」については、

- 地方において地域社会の担い手が減少し、地域経済が縮小。さらに、人口減少を加速させ負の連鎖に。
- 「まち」の機能が低下し、地域の魅力・活力が損なわれ、生活サービスの維持が困難に。

なっていると総括されました。

その上で、第2期総合戦略においては、『将来にわたって「活力ある地域社会」の実現』と、『「東京圏への一極集中」の是正』を共に目指すこととしています。

そのため、第2期の主な取組の方向性としては、

1. 東京圏への一極集中の是正に向けた取組の強化

- ①地方への移住・定着の促進
- ②地方とのつながりを強化
 - ・関係人口の創出・拡大
 - ・企業版ふるさと納税の拡充

2. まち・ひと・しごと創生の横断的な目標に基づく施策の推進

- ①多様な人材の活躍を推進する
 - ・多様なひとびとの活躍による地方創生の推進
 - ・誰もが活躍する地域社会の推進
- ②新しい時代の流れを力にする
 - ・地域におけるSociety 5.0の推進等
 - ・地方創生SDGsの実現などの持続可能なまちづくり

が示されており、本計画においては、その国の方向性を踏まえつつ、本町の取組の方向性を設定するものとします。

2 第2期「総合戦略」の政策体系

国の第2期総合戦略は、4つの基本目標のもと、6つの方針、そしてそれに対応した主な施策の方向性が設定されています。

本計画では、その国の政策体系を踏まえつつ、本町の取組を体系化するものとします。



第3章 第1次「森の国松野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の総括

1 第1次の目標

第1次森の国松野町総合戦略では、まち・ひと・しごと創生法に基づき、松野町人口ビジョンを踏まえ、松野町のまち・ひと・しごとの創生に向けた基本目標と基本的方向、具体的な施策を設定し、平成27年度（2015年度）～令和元年度（2019年度）の5年間で、本町の、喫緊の課題である人口減少問題に対応するとともに、地方創生を成し遂げることを目的に推進してきました。

そのため、計画設定にあたっての課題を、

①人口減少・少子高齢化に対応する

→人口減少に歯止めをかけるとともに、若い世代の定住者を増やしていく。

②人口移動（自然増減・社会増減）に対応する

→自然減が年々大きくなる傾向の中、若い男女の結婚に向けた支援や子どもを産み育てやすい環境づくりにより、出生数の増加を図る。

→人口移動率の縮小を図るとともに、特に若年層の定着やUIターンにより、地元定着や地元回帰を図る。

③産業人口の減少傾向に対応する

→地場産業を活かした就業機会の確保や魅力的な職業の育成等により、労働力人口を確保し、産業人口の減少に歯止めをかける。

とし、この課題に対応するために、以下の4つの基本目標を掲げるとともに、目標値を設定し、それに照らし合わせながら、その進捗状況を毎年度評価し、取組の改善を図りつつ推進しました。

●基本目標1：豊かさと賑わいの創出事業

「地域資源を活用して豊かさと賑わいを創造する」

※地場産業の活性化を図るとともに、企業誘致等を推進し、雇用の創出を図る。

●基本目標2：新しい風おこし事業

「都市部から松野町への新しい人の流れを生み出す」

※広域的な観光や地域の魅力を活かした着地型観光など、新たな観光モデルの創出により、交流人口の増加を図る。

●基本目標3：若い芽吹き支援事業

「若い世代の結婚・出産・子育てを応援する」

※子育てと仕事が両立できる地域の協力体制づくりを構築するとともに、出会いづくりや経済的支援等により、結婚を支援する。

●基本目標4：安心安全の定住環境づくり事業

「ずっと暮らしたいと思えるふるさつをつくる」

※行政と住民による協働のまちづくり、健康寿命の延伸と生きがいづくり、郷土愛を育み、温和で暮らしていけるまちづくりを図る。

2 第1次の評価

①基本目標の評価

第1次森の国松野町総合戦略において、設定された4つの基本目標に対し目標値を設定しましたが、平成30年度までの達成状況は以下のとおりです。

●基本目標1：豊かさと賑わいの創出事業

「地域資源を活用して豊かさと賑わいを創造する」

数値目標	H27 年度実績	H28 年度実績	H29 年度実績	H30 年度実績
従業地による就業者数の減少を抑制する 目標値：1,300 人 (R2) 基準値：1,574 人 (H22)	1,510 人	R2 国勢調査による	R2 国勢調査による	R2 国勢調査による

総合分析結果（令和元年度評価報告書に基づく）

- 特産品の高付加価値化を目的とし、新規商品開発、既存商品のブラッシュアップに努めたほか、企業の誘致及び留置活動の支援などの施策を実施。
- 実績及び評価については、国勢調査結果に基づくため、目標達成に向けプロジェクトの各事業の効果が上がるよう引き続き事業に取り組んでいくことが重要。

●基本目標2：新しい風おこし事業

「都市部から松野町への新しい人の流れを生み出す」

数値目標	H27 年度実績	H28 年度実績	H29 年度実績	H30 年度実績
女性（50 歳未満）の1年間の転入と転出の差（社会増減）を均衡させる 目標値：±0 人 (R1) 基準値：▲13 人 (H26)	+43 (+28)	+14 (▲2)	▲29 (▲17)	▲4 (▲3)
() 内は外国人を除いた数値				

総合分析結果（令和元年度評価報告書に基づく）

- 交流人口の増加を契機とし、移住・定住人口の増加に繋げていく施策を実施。
- 実績及び評価については、平成30年度において、転出が転入を僅かに上回る。
- 前年度より社会増減の差は縮まったが、平成29年度から社会減が継続。

●基本目標 3：若い芽吹き支援事業

「若い世代の結婚・出産・子育てを応援する」

数値目標	H27 年度実績	H28 年度実績	H29 年度実績	H30 年度実績
合計特殊出生率を増加させる 目標値：1.6 人（R1） 基準値：1.58 人（H20～H24）	1.00	1.34	1.76	1.23

総合分析結果（令和元年度評価報告書に基づく）

- 結婚を考えている世代や子育て世代における負担や不安を軽減する施策を実施。
- 実績及び評価については、平成 30 年度において、実績が目標値の約 77%を達成。
- 事業年度によって実績の変動がみられる。

●基本目標 4：安心安全の定住環境づくり事業

「ずっと暮らしたいと思えるふるさとをつくる」

数値目標	H27 年度実績	H28 年度実績	H29 年度実績	H30 年度実績
協働のまちづくり事業の実施 目標値：20 件（R1） 基準値：14 件（H26）	9 件	11 件	6 件	11 件

総合分析結果（令和元年度評価報告書に基づく）

- 高齢化の進展に対応した温和で安心して暮らしていけるまちづくりの施策を実施。
- 実績及び評価については、前年度より実績が増加したが、平成 30 年度において、実績が目標値の 55%の達成にとどまる。
- 事業年度によって実績の変動が見られる。

以上が基本目標の目標値の達成状況ですが、基本目標は、K G I と位置づけられ、第 1 次森の国松野町総合戦略の成果を示すものであり、結果としては十分な成果を得られていないと総括されます。

②各プロジェクトの評価

第1次森の国松野町総合戦略において、設定された4つの基本目標に基づきプロジェクトが設定され、その達成状況を測るため各プロジェクトにはKPIが設定されていますが、平成30年度までの各プロジェクトの達成状況は以下のとおりです。

●基本目標1：豊かさと賑わいの創出事業

「地域資源を活用して豊かさと賑わいを創造する」

プロジェクト1		企業誘致・起業促進プロジェクト				
KPI	目標値	H27年度実績	H28年度実績	H29年度実績	H30年度実績	達成率
企業誘致・起業等に向けた相談件数	10件/5年 (H27～R1)	1件	3件	0件	0件	40.0%
雇用創出数	70人/5年 (H27～R1)	0人	8人	4人	3人	21.4%

プロジェクト2		農業再生・農地有効活用プロジェクト				
KPI	目標値	H27年度実績	H28年度実績	H29年度実績	H30年度実績	達成率
新規就農者数	10人/5年 (H27～R1)	2人	1人	2人	2人	70.0%
耕作放棄地・遊休農地の再生面積	15ha/5年 (H27～R1)	1ha	0.8ha	0.9ha	0.2ha	19.3%

プロジェクト3		地域資源活用・雇用創出プロジェクト				
KPI	目標値	H27年度実績	H28年度実績	H29年度実績	H30年度実績	達成率
木質バイオマス活用 量（出荷時）	300t/年 (R1)	265t/年	250t/年	288t/年	302t/年	92.1%
捕獲有害獣の製品化率	30% (R1)	26%	32%	40%	43%	117.5%

プロジェクト4		消費購買力拡大プロジェクト				
KPI	目標値	H27年度実績	H28年度実績	H29年度実績	H30年度実績	達成率
地元消費喚起額	11,800千円 (R1)	49,000千円	—	—	—	415.3%
地域通貨によるサービス提供数	10件/5年 (H27～R1)	27件	—	—	—	270.0%

【総括】

- 「企業誘致・起業促進プロジェクト」は、相談件数、雇用創出ともに、効果が低い結果となっています。
- 「農業再生・農地有効活用プロジェクト」は、新規就農者数が着実に増加しており、ある程度の効果は見られますが、農地の再生面積は効果が低い結果となっています。
- 「地域資源活用・雇用創出プロジェクト」は、高い効果が出ている結果となっています。
- 「消費購買力拡大プロジェクト」は非常に高い効果が出ている結果となっています。

●基本目標２：新しい風おこし事業

「都市部から松野町への新しい人の流れを生み出す」



プロジェクト１		移住促進プロジェクト				
K P I	目標値	H27 年度実績	H28 年度実績	H29 年度実績	H30 年度実績	達成率
移住に関する相談等の件数（H29～31 年度目標値増）	500 件/5 年（H27～R1）	51 件	120 件	129 件	93 件	78.6%
移住世帯数（H30 年度目標値増）	25 世帯/5 年（H27～R1）	3 世帯	2 世帯	11 世帯	1 世帯	68.0%
移住希望訪問者数（H29 年度目標値増）	50 件/5 年（H27～R1）	8 件	8 件	10 件	7 件	66.0%

プロジェクト２		観光まちづくり推進プロジェクト				
K P I	目標値	H27 年度実績	H28 年度実績	H29 年度実績	H30 年度実績	達成率
観光入込み客数	466,000 人/年（R1）	412,000 人	446,000 人	421,000 人	370,000 人	88.5%
DMO組織の拠点づくり	1 箇所/5 年（H27～R1）	0 箇所	0 箇所	—	—	0.0%



【総括】

- 「移住促進プロジェクト」は、相談件数、訪問者数ともにある程度の効果が出ていますが、移住世帯数の実績に充分結びついていない結果となっています。
- 「観光まちづくり推進プロジェクト」は、観光客数の確保にある程度の効果が出ていますが、DMO組織の拠点づくりは厳しい結果となっています。

●基本目標３：若い芽吹き支援事業
「若い世代の結婚・出産・子育てを応援する」



プロジェクト１		結婚・出産・子育て応援プロジェクト				
K P I	目標値	H27 年度実績	H28 年度実績	H29 年度実績	H30 年度実績	達成率
小学校入学者数	25 人/年 (R1)	18 人	22 人	27 人	18 人	85.0%
結婚支援による成婚件数	30 件/5 年 (H27～R1)	0 件	0 件	0 件	0 件	0.0%

プロジェクト２		教育環境充実・学力強化プロジェクト				
K P I	目標値	H27 年度実績	H28 年度実績	H29 年度実績	H30 年度実績	達成率
大規模な教育施設の整備充実	2 件以上/5 年 (H27～R1)	0 件	0 件	0 件	2 件	100.0%
教員の I C T 活用指導力状況調査	国平均の+5 ポイント (R1)	+10.0 ポイント	+9.0 ポイント	+13.2 ポイント	+30.3 ポイント	312.5%



【総括】

- 「結婚・出産・子育て応援プロジェクト」は、小学校入学者数の K P I の状況からある程度の効果が出ていますが、結婚支援は厳しい結果となっています。
- 「教育環境充実・学力強化プロジェクト」は、十分な効果が出ている結果となっています。

●基本目標４：安心安全の定住環境づくり事業
「ずっと暮らしたいと思えるふるさをつくる」

プロジェクト１		地域コミュニティ推進・環境整備促進プロジェクト				
K P I	目標値	H27 年度実績	H28 年度実績	H29 年度実績	H30 年度実績	達成率
公民館施設等の利用者数	1,900 人/年 (R1)	2,200 人	2,000 人	1,900 人	3,050 人	120.4%
公民館施設等での講座・教室開催数	20 回/年 (R1)	10 回	12 回	15 回	28 回	81.3%

プロジェクト２		地域景観・文化保存伝承プロジェクト				
K P I	目標値	H27 年度実績	H28 年度実績	H29 年度実績	H30 年度実績	達成率
歴史文化事業の体験者数	300 人/年 (R1)	585 人	632 人	723 人	1,695 人	302.9%
歴史文化施設等の来訪者数	1,200 人/年 (R1)	1,098 人	1,223 人	1,622 人	1,918 人	122.1%

プロジェクト３		健康寿命延伸プロジェクト				
K P I	目標値	H27 年度実績	H28 年度実績	H29 年度実績	H30 年度実績	達成率
特定健康診査の受診率	52% (R1)	51.1%	48.8%	47.1%	52.5%	95.9%
特定保健指導の実施率	52% (R1)	48.4%	50.0%	60.0%	43.4%	97.0%

プロジェクト４		交通・通信網整備プロジェクト				
K P I	目標値	H27 年度実績	H28 年度実績	H29 年度実績	H30 年度実績	達成率
コミュニティバスの利用者数 (H30 年度文言修正)	14,900 人/年 (R1)	14,756 人	13,635 人	13,392 人	12,261 人	90.7%
橋梁・舗装・道路構造物の補修箇所数 (H29 年度目標値追加)	22 橋・ 21 路線 (R1)	3 橋・ 1 路線	1 橋・ 2 路線	3 橋・ 1 路線	4 橋 0 路線	50.0% 19.0%
観光施設の Wi-Fi カバー率	80%以上 (R1)	30%	100%	—	—	125.0%

プロジェクト５		安心安全なまちづくりプロジェクト				
K P I	目標値	H27 年度実績	H28 年度実績	H29 年度実績	H30 年度実績	達成率
消防団員数	200 人 (R1)	160 人	158 人	161 人	154 人	79.1%
防災士数 (H29 年度目標値追加)	30 人 (R1)	14 人	21 人	23 人	23 人	67.5%
交通死亡事故数	0 人/年 (R1)	1 人	0 人	0 人	0 人	▲25.0%

【総括】

- 「地域コミュニティ推進・環境整備促進プロジェクト」は、比較的高い効果がでています。
- 「地域景観・文化保存伝承プロジェクト」は、非常に高い効果がでています。
- 「健康寿命延伸プロジェクト」は、高い効果が出ている結果となっています。
- 「交通・通信網整備プロジェクト」は、コミュニティバスの利用者数において、比較的高い効果がでていますが、低下傾向にあります。ただし、橋梁・舗装・道路構造物の補修箇所数は低い効果（達成率）となっています。
- 「安心安全なまちづくりプロジェクト」は、比較的高い効果が出ている結果となっています。

③設定事業の評価

第1次森の国松野町総合戦略において、設定された4つの基本目標のもと13プロジェクトが設定されていますが、各プロジェクトの評価結果につながる設定事業について、各事業の進捗度及びその実施効果を確認した上で、第2次計画での実施の必要性について評価をしたところ、その結果は以下のとおりです。

なお、評価基準は以下のとおりです。

事業の進捗度	A：100%、B：80%以上、C：60%以上、D：60%未満
事業の実施効果	A：非常に効果あり、B：ある程度効果あり、C：あまり効果なし、D：効果なし
事業継続の必要性	A：継続 B：事業を見直した上で継続 C：中止・完了 ※「人口増加、人口減少抑制に効果」、「補助金、交付金の確保に必要」、「人口増加、人口減少抑制に効果なし」、「補助金、交付金の確保に関係なし」、「町の活性化に必要」の視点から判断

●基本目標1：豊かさと賑わいの創出事業

「地域資源を活用して豊かさと賑わいを創造する」

プロジェクト1		進捗度				実施効果				継続必要性		
企業誘致・起業促進プロジェクト (4事業)		A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C
		0	1	1	2	0	2	2	0	1	3	0
プロジェクト2		進捗度				実施効果				継続必要性		
農業再生・農地有効活用プロジェクト (5事業)		A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C
		3	1	0	1	1	3	0	1	4	0	1
プロジェクト3		進捗度				実施効果				継続必要性		
地域資源活用・雇用創出プロジェクト (4事業)		A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C
		2	1	0	1	2	1	0	1	2	2	0
プロジェクト3		進捗度				実施効果				継続必要性		
消費購買力拡大プロジェクト (2事業)		A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C
		1	1	0	0	1	1	0	0	1	0	1

【総括】

- 「企業誘致・起業促進プロジェクト」で設定された事業は、継続必要性が高いものの、効果が不十分という結果となっています。
- 「農業再生・農地有効活用プロジェクト」で設定された事業は、多少の効果がみられ、継続必要性も高いという結果となっています。
- 「地域資源活用・雇用創出プロジェクト」で設定された事業は、効果がみられ、継続必要性も高いという結果となっています。
- 「消費購買力拡大プロジェクト」で設定された事業は、多少の効果がみられ、継続必要性も多少高いという結果となっています。

●基本目標2：新しい風おこし事業

「都市部から松野町への新しい人の流れを生み出す」

プロジェクト1	進捗度				実施効果				継続必要性		
移住促進プロジェクト (8事業)	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C
	2	1	2	3	3	2	1	2	4	2	2

※定住住宅整備事業は、3つの区分（①住宅建設、②住宅建築奨励措置、③リフォーム補助及び移住者住宅改修支援）に分けて評価。

プロジェクト2	進捗度				実施効果				継続必要性		
観光まちづくり推進プロジェクト (8事業)	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C
	3	1	2	2	1	4	1	2	5	1	2

【総括】

- 「移住促進プロジェクト」で設定された事業は、効果があり、継続必要性も高い結果となっています。
- 「観光まちづくり推進プロジェクト」で設定された事業は、多少の効果があり、継続必要性も高い結果となっています。

●基本目標3：若い芽吹き支援事業

「若い世代の結婚・出産・子育てを応援する」

プロジェクト1	進捗度				実施効果				継続必要性		
結婚・出産・子育て応援プロジェクト (10事業)	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C
	8	2	0	0	6	4	0	0	9	1	0

プロジェクト2	進捗度				実施効果				継続必要性		
教育環境充実・学力強化プロジェクト (5事業)	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C
	3	0	1	1	3	1	0	1	3	0	2

※人材育成基金助成・貸付事業は、事業担当課（教育課、農林振興課）が2つあるため、各課で評価。

【総括】

- 「結婚・出産・子育て応援プロジェクト」で設定された事業は、結婚支援に関わる事業以外の効果は高く、継続必要性も高い結果となっています。
- 「教育環境充実・学力強化プロジェクト」で設定された事業は、効果が高く、継続必要性も多少高い結果となっています。

●基本目標４：安心安全の定住環境づくり事業

「ずっと暮らしたいと思えるふるさつをつくる」



プロジェクト1	進捗度				実施効果				継続必要性		
地域コミュニティ推進・環境整備促進プロジェクト（4事業）	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C
	0	2	0	2	2	0	0	2	3	0	1

プロジェクト2	進捗度				実施効果				継続必要性		
地域景観・文化保存伝承プロジェクト（9事業）	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C
	4	3	1	1	3	5	0	1	8	1	0

プロジェクト3	進捗度				実施効果				継続必要性		
健康寿命延伸プロジェクト（5事業）	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C
	3	2	0	0	3	2	0	0	3	2	0

プロジェクト4	進捗度				実施効果				継続必要性		
交通・通信網整備プロジェクト（3事業）	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C
	1	1	1	0	0	2	1	0	2	0	1

※地域公共交通対策事業に高齢者外出支援実証事業を含めて1つの区分で評価

プロジェクト5	進捗度				実施効果				継続必要性		
安心安全なまちづくりプロジェクト（7事業）	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C
	2	2	1	2	0	5	1	1	5	0	2

※令和元年度から実施している防災行政無線デジタル化事業についても評価。



【総括】

- 「地域コミュニティ推進・環境整備促進プロジェクト」で設定された事業は、効果が分かれているものの、継続必要性は高い結果となっています。
- 「地域景観・文化保存伝承プロジェクト」で設定された事業は、効果が高く、継続必要性も高い結果となっています。
- 「健康寿命延伸プロジェクト」で設定された事業は、効果が高く、継続必要性も多少高い結果となっています。
- 「交通・通信網整備プロジェクト」で設定された事業は、効果が多少高く、継続必要性も多少高い結果となっています。
- 「安心安全なまちづくりプロジェクト」で設定された事業は、効果が多少高く、継続必要性は高い結果となっています。

④第1次の総括

第1次森の国松野町総合戦略の計画設定にあたっての課題は、本項④で示したとおり、以下の4項目に分けられますが、その解決に向けた基本目標、プロジェクト、及び設定された事業は、以下のように総括されます。

【課題①】人口減少・少子高齢化に対応する

→人口減少に歯止めをかけるとともに、若い世代の定住者を増やしていく。



【総括】

- 「移住促進プロジェクト」や「結婚・出産・子育て応援プロジェクト」における設定事業の実施により、子どもの急激な減少は抑えられているものの、狙いとした子育て世代の移住による子どもの増加効果は十分に表れていない。
- 「移住促進プロジェクト」における設定事業により、移住世帯の増加を期待しているが、その効果は表れていない。

【課題②-1】人口移動（自然増減）に対応する

→自然減が年々大きくなる傾向の中、若い男女の結婚に向けた支援や子どもを産み育てやすい環境づくりにより、出生数の増加を図る。



【総括】

- 「結婚・出産・子育て応援プロジェクト」における設定事業の実施により、子どもの出生数はある程度確保されているものの、子育て世代の増加につながっておらず、出生数の増加効果は十分に表れていない。
- 「教育環境充実・学力強化プロジェクト」における設定事業により、本町の教育に対する評価は高いことから、安心した子育て環境づくりには効果が出ている。

【課題②-2】人口移動（社会増減）に対応する

→人口移動率の縮小を図るとともに、特に若年層の定着や UI ターンにより、地元定着や地元回帰を図る。



【総括】

- 「移住促進プロジェクト」や「農業再生・農地有効活用プロジェクト」における設定事業の実施により、町内就業者は多少確保されているものの、社会減の抑制効果は十分に表れていない。
- 基本目標4「安心安全の定住環境づくり事業」における各プロジェクトとその設定事業により、居住環境への評価は高く、社会減の抑制には効果がみられる。

【課題③】産業人口の減少傾向に対応する

→地場産業を活かした就業機会の確保や魅力的な職業の育成等により、労働力人口を確保し、産業人口の減少に歯止めをかける。



【総括】

- 「企業誘致・起業促進プロジェクト」や「農業再生・農地有効活用プロジェクト」、また「地域資源活用・雇用創出プロジェクト」における設定事業の実施により、産業人口の減少抑制を目指しているが、その効果は十分に表れていない。
- 「観光まちづくり推進プロジェクト」とその設定事業により、観光客や交流人口の拡大による地域経済の活性化と、関連する産業人口の拡大を目指しているが、効果は十分に表れていない。

第4章 取組内容と基本目標

1 求められる取組内容

第1次森の国松野町総合戦略においては、4つの基本目標、13プロジェクト、72事業が設定されており、その効果はある程度認められるものの、第1次での取組をさらに強化・発展することが求められています。

また、第2次森の国松野町総合戦略の目的は、**本町人口の「減少抑制」と「増加促進」**ですが、町民をはじめ幅広く意向やニーズを踏まえたうえで、以下の取組を推進するため、4つの基本目標を設定します。

なお、基本目標を達成するための取組に当たっては、職員一人一人がSDGsの趣旨を十分に理解した上で、持続可能なまちづくりなどを意識するとともに、町民、企業、団体等の多様なステークスホルダーとの連携を図ることにより、経済・社会・環境との調和や統合的な向上を目指すものとします。

【基本目標1】生活環境を向上し、転入者の増加と転出者の抑制を図る

- ①豊かな自然に恵まれた生活環境を守るとともに、生活利便性の向上を図る。
- ②転入者の増加を促す土地や建物を確保し、受け入れ環境の向上を図る。

【基本目標2】子育て・教育環境を強化し、子育て世代の増加を図る

- ①子育て支援の充実により、子どもを産みやすく、育てやすい環境づくりを推進する。
- ②県内でも学力の高い子どもを育てる教育環境のPRと、子どもの学習環境の更なる向上を図る。

【基本目標3】本町のブランド化を推進し、関係人口と交流人口を拡大する

- ①本町が持つ人的ネットワークの拡充を進め、連携・協力して本町の知名度向上を図る。
- ②宿泊拠点の拡充を図り、通過型観光地から滞在型観光地への転換を目指した取組を推進する。
- ③交流拠点の整備・充実を進めるとともに、他地域の団体等との連携強化や情報発信機能を強化する。

【基本目標4】産業を活性化し、就業人口の増加を図る

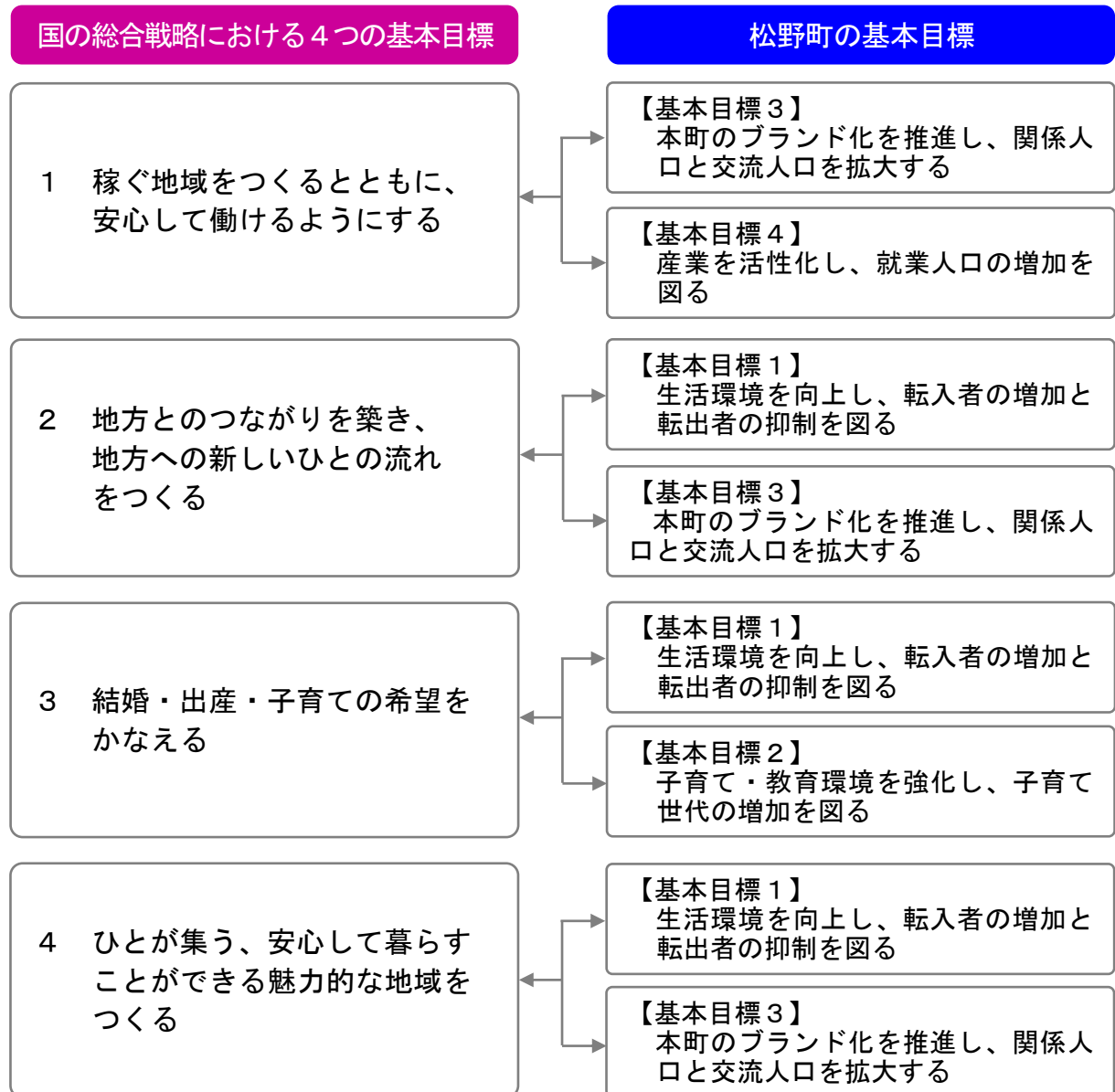
- ①農業用地の流動化を促進し、新規就農者の増加を図る。
- ②本町の地場産品の生産と流通対策を強化し、高付加価値農業の推進を図る。
- ③起業家への支援を強化し、本町ならではの事業起こしを促進・支援する。

2 基本目標

本町の総人口は、平成 27 年では 4,072 人と過去 5 年間で 305 人減少し、その後も自然災害の発生等により減少が続いています。

そのため、本町へ一層の転入の流れを創出し、また、出産・子育てを支援することによって、令和 6 年（2024 年）の目標人口は、3,600 人とします。

この目標人口を確保するために、本総合戦略の取組内容は、国の 4 つの基本目標に以下のように対応するものと設定します。



3 目標値（K G I）

基本目標の目標値は、K G I と位置づけられ、第2次森の国松野町総合戦略の成果を示すものであり、以下のとおり設定します。

【基本目標1】 生活環境を向上し、転入者の増加と転出者の抑制を図る	K G I	目標値
	転入者	410 人/年

○転居や引っ越しを含め、本町に新たに移り住む転入者の継続的確保が必要であり、転出による社会減が、転入による社会増を超過しない、または均衡することを目指します。

【基本目標2】 子育て・教育環境を強化し、子育て世代の増加を図る	K G I	目標値
	移住世帯数	30 世帯/（5 か年間）

○移住に関する相談等や、移住訪問希望者として本町への移住意向を示した方のうち、第1次期間内の平成27年度から平成30年度において移住した世帯数は17世帯となっています。

○上記と同様の移住者の増加を確保する必要があり、本計画での各種取組により、第2次期間内での移住世帯数の増加を目指します。

【基本目標3】 本町のブランド化を推進し、関係人口と交流人口を拡大する	K G I	目標値
	観光入込み客数	466,000 人/年

○第1次における目標値は、令和元年度において466,000人の確保を目指していましたが、第1次期間内の平成27年度から平成30年度においては、平均して41万人を超える結果となっています。

○本町の魅力を更に高め、観光まちづくりの取組を強化し、第2次期間内での観光入込み客数の増加を目指します。

【基本目標4】 産業を活性化し、就業人口の増加を図る	K G I	目標値
	従業地による就業者数	1,250 人 （令和6年度）

○本町における「従業地による就業者数」は、平成27年の国勢調査において総人口（4,072人）の37.1%（1,510人）を占めています。

○また、第1次において、令和元年度の将来目標人口は、3,800人としており、「従業地による就業者数」は総人口の34.2%と設定しています。

○第2次の目標年度（令和6年度）における推計人口は約3,500人ですが、各種取組により3,600人を目標としています。

○そのため、「従業地による就業者数」も減少が見込まれますが、第2次期間内での減少の抑制（1,250人）を目指します。

第5章 取組の展開

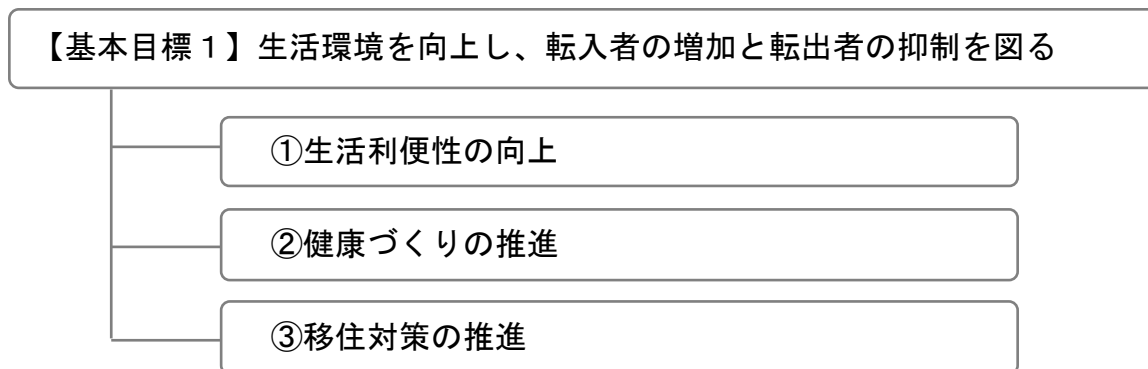
1 生活環境を向上し、転入者の増加と転出者の抑制を図る

(1) 基本的方向

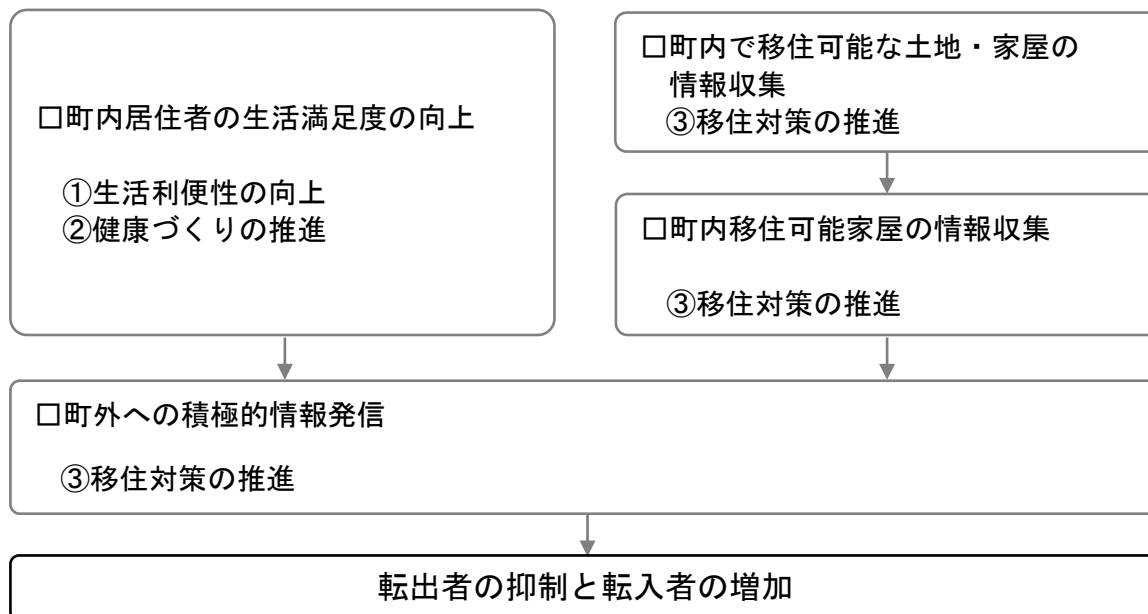
本町の豊かな自然に恵まれた生活環境を守るとともに、そこに住む住民の生活利便性（買い物や移動）の向上と健康づくりを推進し、暮らしやすい生活環境づくりを進めます。

また、移住者の増加を促す土地や建物（空き家等）の情報収集や、住民からの相談に対応し、移住者を受け入れる体制の強化を図ります。

〔取組の体系〕



〔取組の展開〕



(2) 主な取組

①生活利便性の向上

住民同士が和み、気軽に会話を楽しむことができるよう地域コミュニティづくりを推進するため、住民が主体となって地域の課題に取り組む活動や地域資源を活用する取組などを支援する協働のまちづくりを推進します。

また、高齢化が進行する本町において、重要な交通手段である公共交通環境の充実を図るとともに、道路・橋梁等の計画的な維持補修によって交通インフラの確保に努めます。

〔推進事業群〕

事業名	事業の内容
地域づくり交付金事業	部落が主体となって行う地域課題の解決に向けた取組を支援します。
協働のまちづくり事業	住民等が主体となって行う地域資源を活用した取組等を支援します。
地域公共交通対策事業	予土線利用促進対策協議会による持続可能な公共交通の検討やコミュニティバスなどの運行を行います。
高齢者外出支援事業	運転免許証を保有していない高齢者等の通院や買い物などの外出を支援するため、タクシー利用券を交付します。
橋りょう・舗装・道路構造物維持管理事業	橋りょう・舗装・道路構造物の維持管理を行います。

〔K P I〕

K P I	基準値	目標値
協働のまちづくりの実施件数	11 件 (平成 30 年度)	8 件 (令和 6 年度)
コミュニティバスの利用者数	12,261 人/年 (平成 30 年度)	12,000 人/年 (令和 6 年度)

〔留意するSDGsのゴールと考え方〕

ゴール	4 質の高い教育をみんなに 5 ジェンダー平等を実現しよう 11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナーシップで目標を達成しよう
ターゲット/考え方	4. a 5. 5 11. 2 11. 5 17. 17 全ての住民に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにします。 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画の機会を確保します。 脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供します。 水関連災害などの災害による死者や被災者を大幅に削減します。 効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進します。

②健康づくりの推進

幅広い世代の住民がスポーツなどを通じて健康増進や心身のリフレッシュを図ることができるよう、交流促進センターや社会体育施設等の機能向上に努めるとともに、ラジオ体操の普及・推進や少人数でも競技可能で、年齢等でも比較的差が付きにくいカローリングなどのスポーツを導入することで、交流の場や健康づくりを推進します。

さらに、多くの住民が、住み慣れた地域で自分らしく健康でいきいきと暮らすことができるよう、医療、保健、福祉、介護の連携による地域包括ケア体制の深化を図ります。

また、防災危機管理体制の充実や自主防災会の組織強化を図るとともに、各種災害から住民の生命・財産を守る防災・減災の諸施策を推進します。

〔推進事業群〕

事業名	事業の内容
健康づくり事業	健康増進や心身のリフレッシュのため、ラジオ体操やカローリングなどを推進します。
交流促進センター・社会体育施設改修事業	交流促進センターや社会体育施設等の整備を行い、機能向上を図ります。
生活習慣病対策事業	健康寿命の延伸のため、生活習慣病予防の相談や支援を行います。
地域包括ケア体制推進事業	介護予防、総合相談、生活支援体制の整備、見守りネットワーク、在宅ケア・生きがい活動支援等の深化を図ります。
包括医療推進事業	病診・診診連携、在宅医療等の深化を図ります。
国土強靱化計画推進事業	国土強靱化地域計画を策定し、計画に基づき事業を推進します。
自主防災会育成事業	自主防災組織における自主的な防災資機材の整備や防災訓練の企画・実施などに対して支援を行います。

〔K P I〕

K P I	基準値	目標値
高齢者福祉に関する満足度 (※住民アンケート調査)	28.6% (令和元年度)	40.0% (令和5年度)
特定健康診査の受診率	49.9% (平成27～30年度実績値の平均)	60.0% (令和6年度)

〔留意するSDGsのゴールと考え方〕

ゴール	1 貧困をなくそう 3 すべての人に健康と福祉を 5 ジェンダー平等を実現しよう 11 住み続けられるまちづくりを 13 気候変動に具体的な対策を
ターゲット/考え方	1.2 あらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減します。 3.8 質の高い基礎的な保健サービスへのアクセスを達成します。 3.a たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化します。 5.1 あらゆる場所における全ての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃します。 11.b あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行います。 13.1 気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化します。

③移住対策の推進

安心して移住・定住できる環境づくりに向け、定住促進住宅の整備や住宅建設の奨励措置を実施するほか、リフォーム補助などの支援を充実します。

また、町内の空き家等の利活用を積極的に進めるため、町民が所有する家屋等の利活用についての相談を行い、移住を受け入れる情報収集を積極的に推進し、空き家等情報バンクの充実に努めます。

さらに、移住情報の発信に当たっては、森の国まつの応援団と連携・協力し、積極的な対外発信を進めることにより、多様な世帯の本町への移住・定住を促進します。

〔推進事業群〕

事業名	事業の内容
定住促進住宅整備・改修事業	町営住宅等の整備や住宅建設の奨励措置を実施するほか、リフォーム補助や移住者住宅改修の支援を行います。
お試し移住プログラム推進事業	移住希望者へ地域を知ってもらうため、おためし移住の宿泊費等を助成します。
移住支援コーディネーター設置事業	移住希望者に対して必要な相談や情報提供を行う人材を設置します。
空き家等情報バンク事業	空き家や所有家屋に関する相談や調査を行い、必要に応じて「空き家等情報バンク」につなげる取組を推進するほか、空き家情報を提供します。
森の国まつの応援団開催事業	森の国まつの応援団（松野町ふるさと大使）のPR活動と連携し、移住情報を希望者へ提供します。
地域おこし協力隊活躍事業	地域おこし協力隊を積極的に導入し、起業、就職及び事業承継等、定住に向けた支援を実施します。

〔K P I〕

K P I	基準値	目標値
移住希望者の訪問数	10 件/年 (平成 30 年度)	20 件/年 (令和 6 年度)

〔留意するSDGsのゴールと考え方〕

ゴール	11 住み続けられる まちづくりを 	12 つくる責任 つかう責任 	15 陸の豊かさも 守ろう 	
ターゲット /考え方	11. 1 11. 3 12. 8 15. 3	全ての人の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保します。 包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化します。 人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにします。 劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力します。		

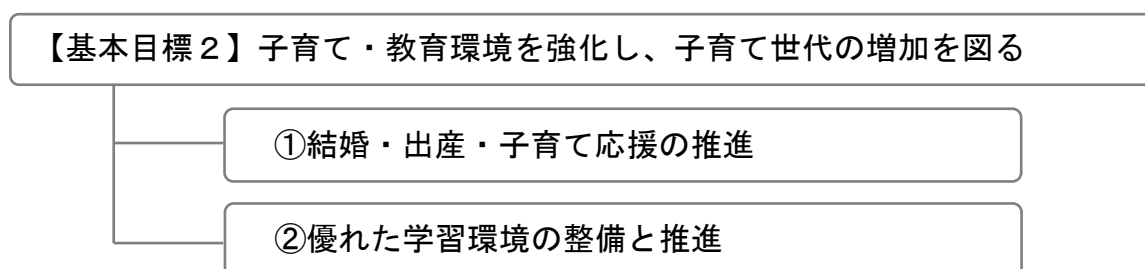
2 子育て・教育環境を強化し、子育て世代の増加を図る

(1) 基本的方向

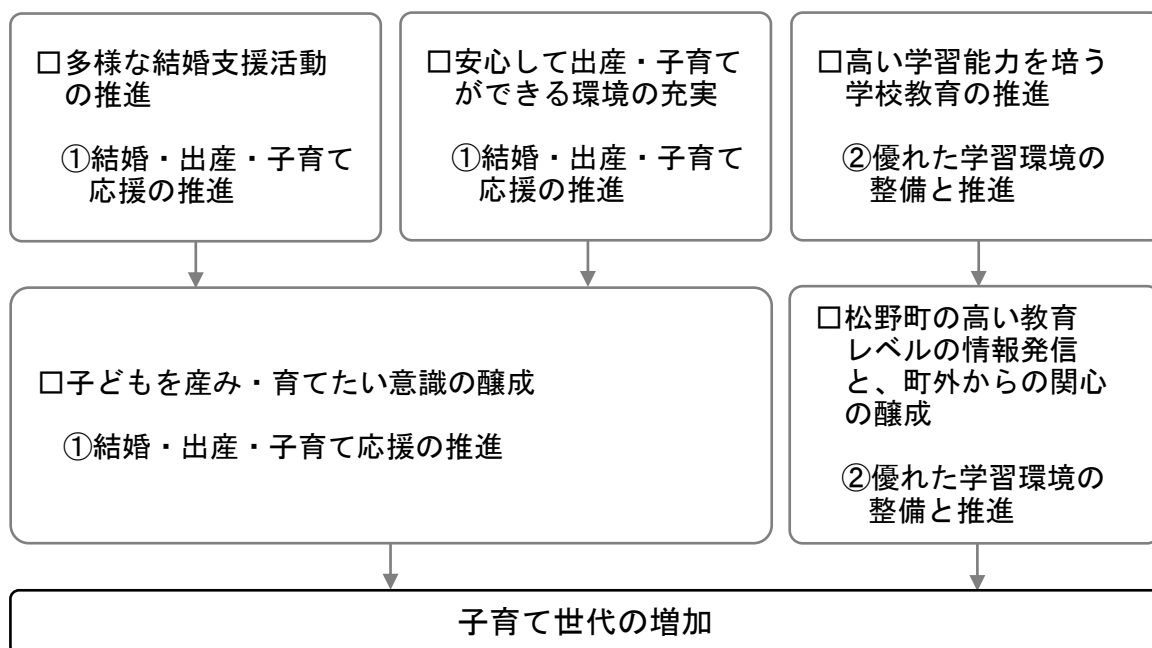
結婚に結びつく様々な支援を、住民の協力により進めるとともに、広域的な取組を強化し、子育て支援の更なる充実により、子どもを産みやすく、育てやすい環境づくりを推進します。

また、教育の情報化を進め、I C T活用能力が高く、学ぶ力を持つ児童・生徒の育成を推進するとともに、「まつの教育」を広く対外発信することにより、本町教育への関心の醸成と移住促進を図ります。

〔取組の体系〕



〔取組の展開〕



(2) 主な取組

①結婚・出産・子育て応援の推進

えひめ結婚支援センターや近隣自治体と連携し、参加者のプライバシーに配慮しつつ、趣味や体験活動等を通じた男女の出会いの場を創出します。

また、子育て世帯への経済的負担の軽減化等支援策の充実を図り、子どもが心身ともに健やかに成長できる保育環境づくりに努め、学校・家庭・地域が互いに連携することによって、共働き世帯においても親が安心して働くことのできる環境を整えます。

〔推進事業群〕

事業名	事業の内容
出会いの場創出事業	体験活動などを通じた男女の出会いの場を創出します。
結婚・出産お祝い事業	結婚や出産の奨励支援措置を実施します。
医療費等助成事業	子ども医療費、ひとり親家庭医療費、不妊治療費、任意予防接種費を助成します。
学校給食費補助事業	保護者の負担軽減を行うため、学校給食費を補助します。
保育料等負担軽減事業	保育料の負担軽減と給食費を補助します。
子育て世代包括支援事業	妊婦期から子育て期における母子保健や育児に関する相談や支援を実施します。

〔K P I〕

K P I	基準値	目標値
男女が出会う機会の場の創出件数	3件/年 (令和元年度)	4件/年 (令和6年度)
出生数	8人/年 (令和元年度)	20人/年 (令和6年度)

〔留意するSDGsのゴールと考え方〕

ゴール	1 貧困をなくそう 3 すべての人に健康と福祉を 5 ジェンダー平等を実現しよう 10 人や国の不平等をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを
ターゲット/考え方	1.2 あらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減します。 1.3 最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成します。 3.7 家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、保健サービスを全ての人々が利用できるにします。 5.1 あらゆる場所における全ての女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃します。 10.2 年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進します。 11.1 全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保します。

②優れた学習環境の整備と推進

子ども達が安全に安心して教育を受けることができるように、学校施設、給食施設等の充実に努めます。

また、外国語学習の機会創出や留学支援など国際教育を推進しグローバル人材の育成を推進するとともに、新時代の学びを支える教育 I C T 環境の充実に努め、I C T を積極的に活用できる児童・生徒の育成を進めることによって、情報社会への対応を図ります。

さらに、県内でも優れた情報教育環境や、学力の秀でた児童・生徒を育む学習支援環境の更なる充実に努めるとともに、その情報発信を行います。

〔推進事業群〕

事業名	事業の内容
I C T 活用推進事業	新時代の学びを支える教育 I C T 環境の整備と効果的な活用による学習指導の充実に努めます。
国際理解教育推進事業	A L T の複数配置、英語キャンプ・海外語学研修参加補助等により外国語教育の充実に努めます。
基礎学力定着事業	各種検定受験料の補助、独自の学力調査の実施、教材整備等により学力の定着と向上を図ります。
「まつの教育」情報発信事業	本町の優れた教育環境を対外的に発信し、本町で子どもの教育をしたい居住者の拡充を図ります。

〔K P I〕

K P I	基準値	目標値
小中学校の算数・数学・漢字・英語の各種検定受験率	— (令和元年度)	100% (令和6年度)

〔留意する S D G s のゴールと考え方〕

ゴール	1 貧困を なくそう 	4 質の高い教育を みんなに 	5 ジェンダー平等を 実現しよう 	
ターゲット /考え方	1. 2 4. 1 4. a 5. b	あらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減します。 全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにします。 子供、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにします。 女性の能力強化促進のため、ICT をはじめとする実現技術の活用を強化します。		

3 本町のブランド化を推進し、関係人口と交流人口を拡大する

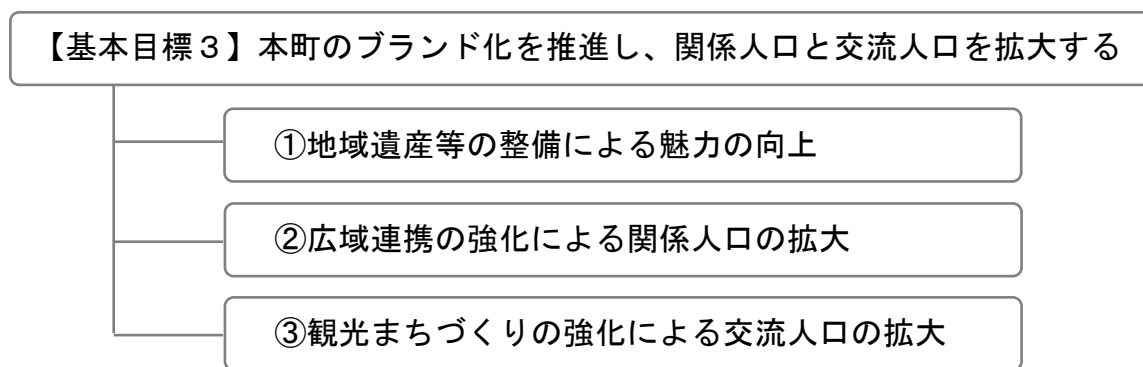
(1) 基本的方向

町内の地域資源の魅力化を図ることによって、本町のブランド化を推進し、更に魅力ある地域とします。

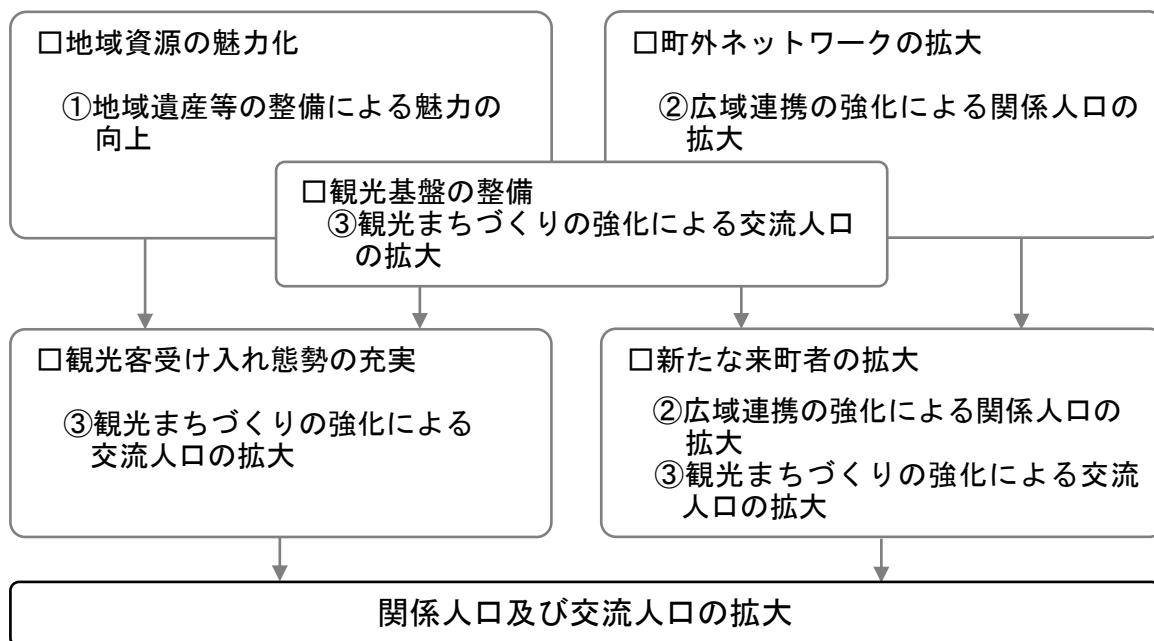
また、本町との絆やつながりをもつ人や団体との連携・協力体制の拡充に向け、本町の人的ネットワーク（森の国まつの応援団）の拡充や他地域の団体等（地方公共団体や各種団体）との連携強化を推進します。

さらに、町内での宿泊拠点の拡充を図り、各種観光メニューの充実も図ることによって、通過型観光地から滞在型観光地への転換を目指した取組を推進します。

〔取組の体系〕



〔取組の展開〕



関係人口	自治体（市町村）の出身者や、縁戚者、仕事で関わる機会がある者、観光リピーター含め何度も通いつめたことがある者など、相当な関わりがすでにあり、地域とのかかわりが強い者を指す。
交流人口	観光、通勤・通学、ショッピング、レジャー、スポーツ、アミューズメントなど幅広い訪問動機を含み、外部からある地域に何らかの目的で訪れる者（ビジター）を指す。大きくは観光目的かビジネス目的で訪れる者に分けられる。

(2) 主な取組

①地域遺産等の整備による魅力の向上

本町にある固有の財産ともいえるべき地域の景観や歴史的・文化的な資源の保存や活用に向けた整備を行い、町民が誇りや愛着を持って後世に伝承していけるような環境を整えます。

また、これらの歴史・文化資源やイベント等を町外にも発信していくことによって、多くの人に本町を知ってもらい、本町へ来訪していただくためのきっかけづくりとします。

〔推進事業群〕

事業名	事業の内容
松野町文化財保存活用地域計画策定事業	文化財及びその周辺環境について保存と活用のための基本方針を策定します。
史跡河後森城跡環境整備・活用事業	史跡河後森城跡の景観整備や発掘・調査・整理・活用などを行います。
松野町文化的景観調査・活用事業	文化的景観の調査や活用を図るための活動を行います。
埋蔵文化財総合活用事業	体験会や展示会等による埋蔵文化財の活用を推進します。
芝不器男顕彰事業	不器男忌俳句大会のイベントや俳句の小径などの活用等を図ります。
伝統芸能保存継承事業	地域の伝統芸能の保存継承を支援します。

〔K P I〕

K P I	基準値	目標値
歴史文化施設等への来訪者数	1,918 人/年 (平成 30 年度)	2,500 人/年 (令和 6 年度)

〔留意する S D G s のゴールと考え方〕

ゴール	4 質の高い教育をみんなに	8 働きがいも経済成長も	11 住み続けられるまちづくりを	17 パートナリシップで目標を達成しよう
ターゲット/考え方	4.7	8.9	11.4	17.17
	持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにします。 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施します。 文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化します。 女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供します。 効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進します。			

②広域連携の強化による関係人口の拡大

森の国まつの応援団等、本町との絆やつながりを有する団体等との連携協力の拡充を図るとともに、本町の人口減少対策を支援する人材の確保を図ります。

また、広く本町を周知する取組を行うとともに、姉妹都市や協力連携を目的とした協定等の締結を目指します。

〔推進事業群〕

事業名	事業の内容
森の国まつの応援団開催事業	森の国まつの応援団会員の拡充と会員年齢の低減化（各年齢階層の会員確保）を図ります。 本町の広報活動を協働して行う人の確保・拡充（主に森の国まつの応援団から任命）を図ります。
ふるさと納税事業	ふるさとを応援するため、寄附してくれた人に対して町内特産品などを返礼します。
関係人口創出事業	都市部の若者などが、一定期間地域に滞在し、働いて収入を得ながら、地域住民との交流や学びの場などを通して、地域との関わりを深める機会を提供するふるさとワーキングホリデーのほか、豊かな自然やいやしをテーマとした地域資源を活用し、ワーケーション受入態勢を構築します。
全国源流の郷事業	源流を繋がりに関係を深め、姉妹都市や協力連携を目的とした協定等の締結を目指します。

〔K P I〕

K P I	基準値	目標値
森の国まつの応援団加入者数	280 人 (令和元年度)	300 人 (令和 6 年度)
松野町ふるさと大使任命者数	0 人 (令和元年度)	30 人 (令和 6 年度)

〔留意するSDGsのゴールと考え方〕

ゴール	8 働きがいも経済成長も	11 住み続けられるまちづくりを	15 陸の豊かさも守ろう	17 パートナースhipで目標を達成しよう
ターゲット/考え方	8.9 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施します。	11. a 経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援します。	15. 9 生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込みます。	15. a 生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行います。
	17. 17 効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進します。			

③観光まちづくりの強化による交流人口の拡大

本町における観光客の滞在時間を増やすため、町内での宿泊機能の整備・充実に努めるとともに、各種体験型観光プログラムの拡充を支援します。

また、滑床を拠点とした新たな観光事業の構築などの取組を強化するほか、周辺地域との連携強化を図り、広域観光をより一層推進します。

〔推進事業群〕

事業名	事業の内容
グリーンツーリズム推進事業	グリーンツーリズム活動を支援します。
グリーンツーリズムキックオフ事業	農家民宿等の立ち上げを支援します。
アウトドア体験事業	アウトドアイベントの開催を支援します。
森の国観光交流・誘客促進事業	観光交流や誘客促進に繋がるイベントの実施を支援します。
観光施設等整備事業	町内の観光施設等の整備を行い、機能拡充を行います。
地域資源を活用した広域観光振興事業	県や近隣市町と連携し、広域連携イベントを実施します。
自転車新文化推進事業	交流人口等を増加させるため、サイクリングのイベントを実施します。
愛野球博開催事業	交流人口等を増加させるため、県と市町が連携してスポーツ「野球」をテーマにしたイベントを実施します。

〔K P I〕

K P I	基準値	目標値
町内宿泊施設定員数	128 人 (令和元年度)	180 人 (令和 6 年度)
滑床アウトドアセンター万年荘利用者数	15,210 人/年 (令和元年度)	17,000 人/年 (令和 6 年度)

〔留意するSDGsのゴールと考え方〕

ゴール	8 働きがいも経済成長も	11 住み続けられるまちづくりを	15 陸の豊かさも守ろう	17 パートナーシップで目標を達成しよう
ターゲット/考え方	8.9 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施します。	11.4 文化遺産や自然遺産の保護・保全の努力を強化します。	11.a 経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援します。	15.4 持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実にを行います。
	15.a 生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行います。	17.17 効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進します。		

4 産業を活性化し、就業人口の増加を図る

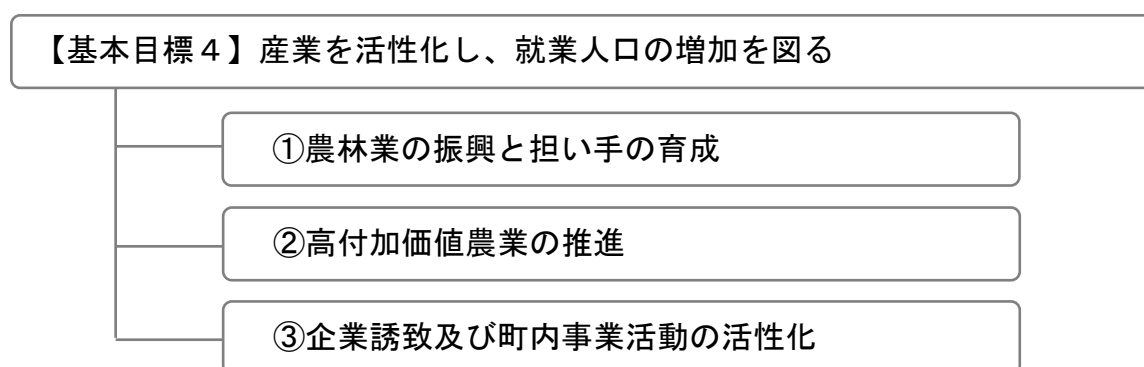
(1) 基本的方向

本町内の農業用地の流動化を促進し、その活用方策を検討・推進するほか、農業を担う人材の確保と育成を図るとともに、本町の地場産品の生産と流通対策を強化し、高付加価値農業の推進を図ります。

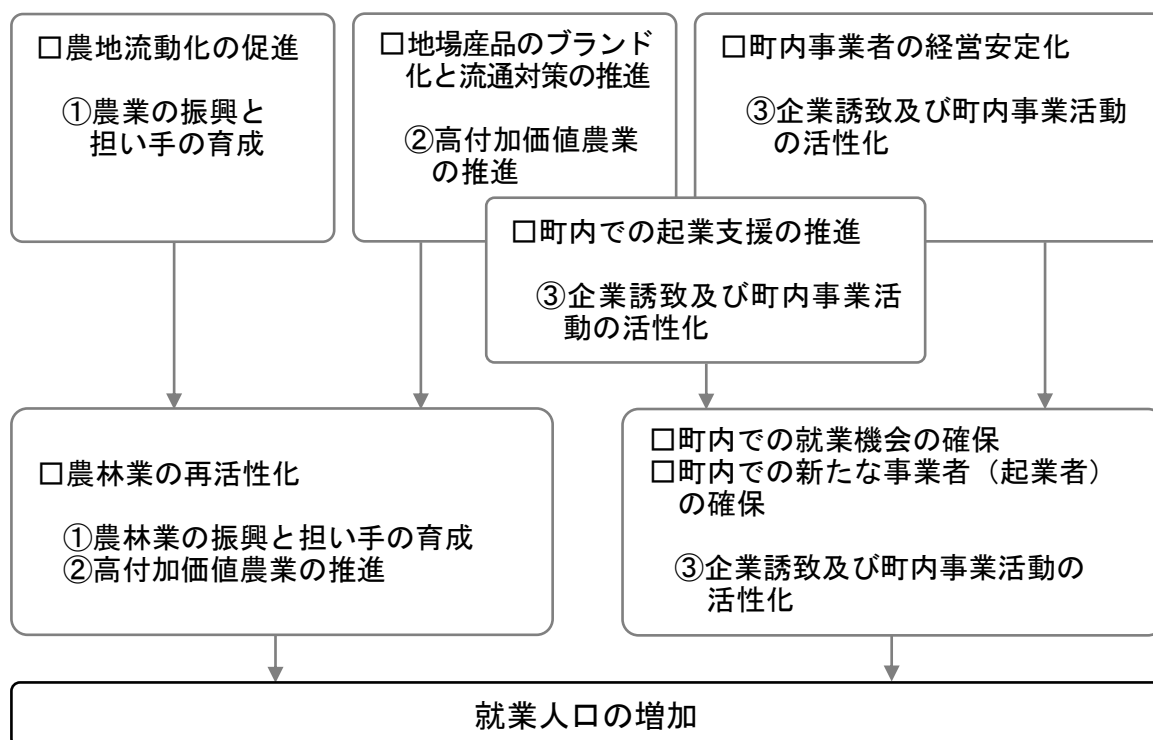
また、林業においては、森林資源の適切な経営管理、新規就業者確保のほか、森林整備等を通じた森林の多面的機能の維持・向上を推進します。

あわせて、既存事業者の経営支援体制を強化するとともに、ふるさと納税の活用等により起業家への支援を強化し、本町ならではの事業起こしを促進・支援します。

〔取組の体系〕



〔取組の展開〕



(2) 主な取組

①農林業の振興と担い手の育成

本町の農業の再生に向けて、人・農地プランの実質化とその活用を通じ、農地の担い手を明確化するとともに、増加する遊休農地等の流動化を促進し、その活用方策の検討を推進します。

また、新規就農支援や多様な担い手の発掘に努め、次世代の農業を担う人材の確保と育成を推進します。

林業においては、新たな森林管理制度の下、森林資源の適切な経営管理、新規就業者の確保、森林整備等を通じた森林の多面的機能の維持・向上を推進します。

〔推進事業群〕

事業名	事業の内容
人・農地プラン実質化推進事業	人・農地プランの実質化を通じて農地の集約化に関する将来方針を作成し、実のある農地と担い手の将来の設計図を描きます。
新規就農・担い手育成対策事業	地域の農業の担い手を確保するため、町内外の多様な担い手を発掘するとともに、農林公社等で研修を受け、就農を目指す研修生に対する支援を行います。
森林経営推進事業	森林経営計画に基づいた適正な森林整備を図り、新規林業従事者の確保に努めます。

〔K P I〕

K P I	基準値	目標値
新規就農者数	2人/年 (平成30年度)	10人/5年 (令和2～6年度)
耕作放棄地・遊休農地の再生面積	3.0ha (H27～R1年度累計)	5ha/5年 (令和6年度)
新規林業従事者数	0人/年 (平成30年度)	2人/年 (令和6年度)

〔留意するSDGsのゴールと考え方〕

ゴール	6 安全な水とトイレを世界中に 	8 働きがいも経済成長も 	11 住み続けられるまちづくりを 	15 陸の豊かさも守ろう 
ターゲット / 考え方	6. 6 8. 8 8. 9 11. a 15. 4	山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行います。 移住労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進します。 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施します。 経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援します。 持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実にします。		

②高付加価値農業の推進

本町の農業の活性化のため、各主要農産物の実情を踏まえながら、生産基盤拡充を図るとともに、米のブランド化をはじめ、新規作物や加工用果実等の栽培を推進します。

また、地域農産物や特産品の販売を強化するとともに、都市圏での積極的な流通対策の推進に努めます。

〔推進事業群〕

事業名	事業の内容
新規作物・加工用果実等栽培支援事業	新規作物の実証事業や調査研究を行い、農家普及を目指すとともに、加工用果実の栽培技術の向上、面積拡大を支援します。
特産品振興事業	新たな特産品の開発や販路拡大、PR活動などを通じて、町特産品の振興及び農産物の高付加価値化による農家所得の向上に取り組みます。
特産品伝承・販売促進事業	松野町の特産品を次世代につなげるため、その魅力を発信するとともに生産者の事業継続・事業承継を支援します。

〔K P I〕

K P I	基準値	目標値
農業産出額	134 千万円 (平成 29 年度)	150 千万円 (令和 6 年度)
道の駅での地元農産品及び特産品販売額	43 百万円 (平成 30 年度)	64 百万円 (令和 6 年度)

〔留意するSDGsのゴールと考え方〕

ゴール	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	11 住み続けられる まちづくりを	15 陸の豊かさも 守ろう	17 パートナリシップで 目標を達成しよう
					
ターゲット /考え方	8. 8 8. 9 9. b 11. a 15. 4 17. 17	移住労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進します。 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施します。 産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確などを通じて、技術開発、研究及びイノベーションを支援します。 経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援します。 持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実にを行います。 効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進します。			

③企業誘致及び町内事業活動の活性化

企業誘致に向けた情報発信や支援策の充実を図るとともに、県や関係機関と連携して企業誘致及び留置活動を推進し、雇用の創出を図ります。

また、新たに新規創業を行う人に対して、障壁なく、よりスムーズに起業を実現できるように必要な情報提供や支援体制を構築します。

あわせて、町内事業者の事業活動の支援に向けて、商工会、金融機関等との連携を強化し、より効果的な事業の支援体制づくりに努めます。

〔推進事業群〕

事業名	事業の内容
特定地域づくり事業	地域全体の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出するとともに、地域の担い手を確保し、地域経済の活性化を図る特定地域づくり事業協同組合を支援します。
企業誘致促進事業	誘致や留置活動に必要な支援措置を充実し、関係機関と連携して誘致や留置活動を推進します。
経営・起業金融支援事業	経営や起業を支援します。
ふるさと納税活用事業	ふるさと納税制度の活用により、町内観光施設等を整備し機能拡充を図るほか、本町で地域資源等を活用した起業希望者に支援等を実施します。
地域通貨流通促進事業	地域内で消費できる地域通貨や商品券などを活用した事業を実施します。
事業承継先紹介支援官民連携事業	自治体や金融機関、商工会などが連携し、事業承継を希望する経営者に対して必要な情報を提供し支援します。

〔K P I〕

K P I	基準値	目標値
企業誘致・起業等に向けた相談件数	0 件/年 (平成 30 年度)	5 件/年 (令和 6 年度)
新規創業・起業件数	0 件/年 (令和元年度)	5 件/5 年 (令和 6 年度)

〔留意するSDGsのゴールと考え方〕

ゴール	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	12 つくる責任 つかう責任	17 パートナリシップで目標を達成しよう
ターゲット/考え方	8.3 8.8 8.10 9.1 12.b 17.17	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励します。 移住労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進します。 国内の金融機関の能力を強化し、全ての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大します。 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発します。 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入します。 効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進します。		

第6章 総合戦略の進行管理

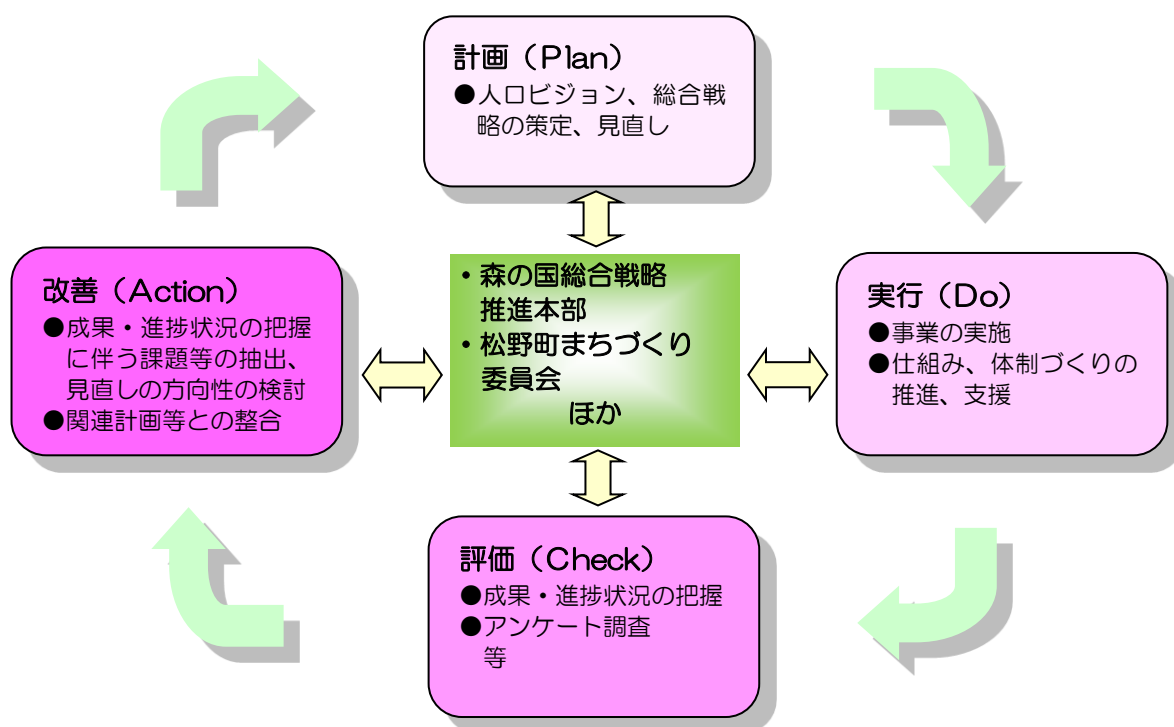
1 進行管理の考え方

総合戦略は、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）といった一連のサイクル（以下「PDCAサイクル」という。）を確立し、これらを確実に実行し、総合戦略を推進していくものとします。

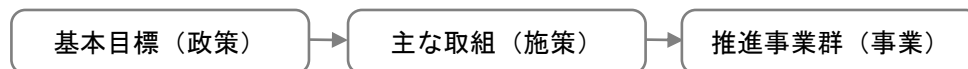
そのためには、「森の国総合戦略推進本部」「松野町まちづくり委員会」等と連携を図りながら、PDCAサイクルを回していくものとします。

また、総合戦略の主旨やその支援制度について、広く住民等へ情報発信を行い、支援策等が利用しやすい環境の構築に努めます。

人口ビジョン、総合戦略のPDCA



また、本計画の取組の体系（手段－目的体系）は、



となっており、「主な取組（施策）」が適切に展開されるよう、「推進事業群（事業）」を毎年評価・見直し（改善）を行うことによって、事業の最適化（※設定事業の終了と、新たな事業の設定）も必要に応じて実施するものとします。

なお、「主な取組（施策）」に対応したK P Iを設定していますが、「推進事業群（事業）」を毎年評価（事務事業評価）することとあわせて、「主な取組（施策）」の進捗状況を評価するものとします。

2 進行管理の体制

総合戦略に掲げる事業を担当する部署は庁内各課にわたることから、事業を進める際は、関係課が連携を取りながら効率よく効果的に推進していく必要があります。

そのため、必要に応じて事業の優先順位等を定めたアクションプランを作成し、これに基づいて事業を実施するようにします。

また、各課の代表で構成される「森の国総合戦略推進本部」において、定期的に進捗状況等について確認することとします。

毎年、主な取組（施策）に対するK P Iの達成状況を確認するとともに、松野町まちづくり委員会等へ報告することとします。

名 称	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
森の国総合戦略推進本部 会議		☆	☆	☆	☆
	・過年度実施事業の進捗状況の把握、 ・K P Iによる事業効果の把握 ・事業の最適化（※設定事業の終了と、新たな事業の設定）の調整				・K P I 及び、K G I による目標達成の把握
松野町まちづくり委員会		○	○	○	○
	・K P Iによる事業効果の確認 ・事業の最適化（※設定事業の終了と、新たな事業の設定）の調整				・K P I 及び、K G I による目標達成の把握

資料編

1 森の国総合戦略推進会議設置要綱

森の国総合戦略推進会議設置要綱

令和元年松野町告示第 13 号

(設置)

第 1 条 まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）を踏まえ、庁内各部局の連携のもとに、松野町のまち・ひと・しごと創生に係る人口ビジョン及び総合戦略を策定し、着実に推進するため、産官学金労言士の各団体及び住民の視点から意見交換を行うため、森の国総合戦略推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、人口ビジョン及び総合戦略に関する施策の策定及び推進に向けた意見交換を行う。

(組織)

第 3 条 推進会議は、産官学金労言士の各団体及び住民等による推進委員をもって構成する。

(座長)

第 4 条 推進会議には、座長を置く。

2 座長は、推進委員の互選とする。

3 座長は、推進会議を統括し、進行を司る。

(事務局)

第 5 条 推進会議の事務局はふるさと創生課に置き、その庶務を処理する。

(推進会議)

第 6 条 推進会議は、事務局が招集する。

2 推進委員の過半数が出席しなければ推進会議を開催することができない。

(任期)

第 7 条 推進委員の任期は、委嘱の日から推進会議が解散するときまでとする。

(解散)

第 8 条 推進会議は、令和 2 年 3 月 31 日をもって解散する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和元年 9 月 12 日から施行する。

2 森の国総合戦略推進会議委員名簿

番号	分野	機関・役職	備考
1	産	松野町商工会副会長	
2		えひめ南農業協同組合松野支所長	
3		松野町農林公社取締役	
4		まちづくり松野取締役	
5		南予森林組合専務理事	
6		キョクヨーフーズ(株)代表取締役社長	
7		NPO法人森の国ネット代表理事	
8	官	松野郵便局長	
9		宇和島地区広域事務組合事務局長	
10	学	東京大学大学院工学系研究科教授	
11		松野中学校長	
12		愛媛県立北宇和高等学校長	
13	金	伊予銀行松丸支店長	
14		愛媛銀行近永支店長	
15		日本政策金融公庫宇和島支店長	
16	労	宇和島公共職業安定所長	
17	言	愛媛新聞社宇和島支社長	
18	士	税理士・行政書士	
19	住民 団体等	松野町区長会長	座長
20		松野町老人クラブ連合会長	
21		松野中学校PTA副会長	
22		松野町社会福祉協議会長	
23		松野町民生児童委員協議会長	
24		松野町子ども子育て会議会長	
25		松野町消防団長	
26		NPO法人まちづくり青年会議会長	
27		虹の森まつの保育園保護者会副会長	

3 森の国総合戦略推進本部設置要綱

森の国総合戦略推進本部設置要綱

平成31年松野町訓令第13号

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）を踏まえ、庁内各
部局の連携のもとに、松野町のまち・ひと・しごと創生に係る人口ビジョン及び総
合戦略を策定し、着実に推進するため、森の国総合戦略推進本部を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地方人口ビジョン、総合戦略の策定に関する事項
- (2) 各施策の推進に関する事項
- (3) その他本部長が必要と認める事項

(組織)

第3条 本部は、本部長及び副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、町長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副町長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を代表し、本部を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(本部会議)

第5条 本部会議は、本部長が招集し、本部長がその議長となる。

- 2 本部長が認めたときは、本部員以外の者を本部会議に出席させ、説明を求め、又は意見の聴取をすることができる。

(部会の設置)

第6条 本部長は、必要に応じ本部に部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、ふるさと創生課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年7月23日から施行する。

附 則

この訓令は、平成31年4月12日から施行する。

別表

本部長	町長
副本部長	副町長、教育長
本部員	総務課長
	防災安全課長
	ふるさと創生課長
	農林振興課長兼農業委員会事務局長
	建設環境課長
	町民課長兼吉野生支所長
	保健福祉課長兼地域包括支援センター長
	教育課長
	会計管理者兼出納室長
	議会事務局長
	古城園施設長

4 策定の経緯

時 期	項 目	内 容
令和元年5月7日（火） 10:00～11:00	森の国総合戦略推進本部 会議（第1回）	○第2次総合戦略策定支援業務の 委託について ○審査員の選任について
令和元年8月1日（木） 10:00～11:00	森の国総合戦略推進本部 会議（第2回）	○第2次総合戦略策定支援業務の 委託業者について ○策定スケジュールについて ○アンケート調査について
令和元年8月20日（火） ～令和元年9月9日（月）	アンケート調査	○「松野町第2次総合戦略」策定 及び「総合計画」の見直しに関 する住民アンケート調査 ○「松野町第2次総合戦略」策定 及び「総合計画」の見直しに関 する若者アンケート調査 ○「松野町第2次総合戦略」策定 及び「総合計画」の見直しに関 する森の国松野応援団アンケー ト調査
令和元年10月18日（金） 令和元年10月21日（月） 令和元年10月23日（水）	町民ワークショップ	○松丸地区（令和元年10月21日 （月）19:00～21:00） ○吉野生地区（令和元年10月23 日（水）19:00～21:00） ○目黒地区（令和元年10月18日 （金）19:00～21:00）
令和元年10月24日（木） 令和元年10月30日（水）	職員ワークショップ	○SWOT分析による総合戦略の 検討
令和元年11月27日（水） 令和元年11月28日（木）	各課ヒアリング	○「松野町第1次総合戦略」にお ける事業の進捗状況及び第2次 総合戦略への継続実施の確認
令和元年12月2日（月） 9:50～10:40	森の国総合戦略推進本部 会議（第3回）	○森の国総合戦略推進会議につい て ○第1次森の国まち・ひと・しご と創生総合戦略について ○松野町人口ビジョンについて ○第2次松野町総合戦略の策定に 向けた取組について
令和元年12月11日（水） 14:00～16:00	森の国総合戦略推進会議 （第1回）	○森の国総合戦略推進会議につい て ○森の国松野町まち・ひと・しご と創生総合戦略について ○松野町人口ビジョンについて ○第2次松野町総合戦略の策定に 向けた取組について ○各種アンケート調査報告書、町 民ワークショップ・職員ワーク ショップ実施報告書について

時 期	項 目	内 容
令和2年1月31日（金） 9：00～11：00	森の国総合戦略推進会議 （第2回）	○「松野町将来人口の推計結果」 について ○「総合戦略の骨子案」について
令和2年2月3日（月） 10:00～10:40	森の国総合戦略推進本部 会議（第4回）	○総合戦略の骨子案について
令和2年3月2日（月） 14:00～	森の国総合戦略推進本部 会議（第5回）	○松野町人口ビジョンの見直しに ついて ○第2次森の国まち・ひと・しごと 創生総合戦略（素案）について
新型コロナウイルスの感染 拡大の防止のため、書面開 催	森の国総合戦略推進会議 （第3回）	○「森の国 松野町第2次人口ビジ ョン（素案）」について ○「第2次 森の国 松野町 ま ち・ひと・しごと創生総合戦略 （素案）」について
令和2年3月6日（金） ～令和2年3月13日（金）	パブリックコメント	○パブリックコメントの実施 提出意見数 0件

5 まち・ひと・しごと創生法

平成二十六年法律第百三十六号

まち・ひと・しごと創生法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること（以下「まち・ひと・しごと創生」という。）が重要となっていることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画（以下「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置することにより、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする。

(基本理念)

第二条 まち・ひと・しごと創生は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 国民が個性豊かで魅力ある地域社会において潤いのある豊かな生活を営むことができるよう、それぞれの地域の実情に応じて環境の整備を図ること。
- 二 日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスについて、その需要及び供給を長期的に見通しつつ、かつ、地域における住民の負担の程度を考慮して、事業者及び地域住民の理解と協力を得ながら、現在及び将来におけるその提供の確保を図ること。
- 三 結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会が形成されるよう環境の整備を図ること。
- 四 仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること。
- 五 地域の特性を生かした創業の促進や事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会の創出を図ること。
- 六 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図ること。
- 七 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、国、地方公共団体及び事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努めること。

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 国の関係行政機関は、まち・ひと・しごと創生に関する施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。
- 3 国は、地方公共団体その他の者が行うまち・ひと・しごと創生に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行うよう努めなければならない。

4 国は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、まち・ひと・しごと創生に関し、国民の関心と理解を深めるよう努めなければならない。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関し、国との適切な役割分担の下、地方公共団体を実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、基本理念に配慮してその事業活動を行うとともに、国又は地方公共団体が実施するまち・ひと・しごと創生に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（国民の努力）

第六条 国民は、まち・ひと・しごと創生についての関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するまち・ひと・しごと創生に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第七条 国は、まち・ひと・しごと創生に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第二章 まち・ひと・しごと創生総合戦略

第八条 政府は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるものとする。

2 まち・ひと・しごと創生総合戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 まち・ひと・しごと創生に関する目標

二 まち・ひと・しごと創生に関する施策に関する基本的方向

三 前二号に掲げるもののほか、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 まち・ひと・しごと創生本部は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の案を作成するに当たっては、人口の現状及び将来の見通しを踏まえ、かつ、第十二条第二号の規定による検証に資するようまち・ひと・しごと創生総合戦略の実施状況に関する客観的な指標を設定するとともに、地方公共団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 内閣総理大臣は、まち・ひと・しごと創生本部の作成したまち・ひと・しごと創生総合戦略の案について閣議の決定を求めるものとする。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、まち・ひと・しごと創生総合戦略を公表するものとする。

6 政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、まち・ひと・しごと創生総合戦略を変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の変更について準用する。

第三章 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略 （都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）

第九条 都道府県は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、当該都道府県の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標

二 都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が講ずべき施策に関する基本的方向

三 前二号に掲げるもののほか、都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 都道府県は、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

(市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略)

第十条 市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、まち・ひと・しごと創生総合戦略（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標

二 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策に関する基本的方向

三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市町村は、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

第四章 まち・ひと・しごと創生本部

(設置)

第十一条 まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進を図るため、内閣に、まち・ひと・しごと創生本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第十二条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 まち・ひと・しごと創生総合戦略の案の作成及び実施の推進に関すること。

二 まち・ひと・しごと創生総合戦略についてその実施状況の総合的な検証を定期的に行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(組織)

第十三条 本部は、まち・ひと・しごと創生本部長、まち・ひと・しごと創生副本部長及びまち・ひと・しごと創生本部員をもって組織する。

(まち・ひと・しごと創生本部長)

第十四条 本部の長は、まち・ひと・しごと創生本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(まち・ひと・しごと創生副本部長)

第十五条 本部に、まち・ひと・しごと創生副本部長（次項及び次条第二項において「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(まち・ひと・しごと創生本部員)

第十六条 本部に、まち・ひと・しごと創生本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

(資料の提出その他の協力)

第十七条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務)

第十八条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第十九条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第二十条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二章から第四章までの規定は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二七年九月一一日法律第六六号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

第2次松野町人口ビジョン及び
第2次森の国松野町まち・ひと・しごと創生総合戦略

発行：令和2年（2020年）3月

発行者：松野町

〒798-2192

愛媛県北宇和郡松野町大字松丸 343 番地

編集：松野町 ふるさと創生課

TEL：0895-42-1116 FAX：0895-42-1119

URL <https://www.town.matsuno.ehime.jp>

